

パート121—米国軍需品リスト
物品一覧表

節		Page
121.0	米国軍需品リストの説明及び定義 -----	1
121.1	米国軍需品リスト -----	1
121.2 - 121.16	[Reserved]	

§ 121.0 米国軍需品リストの説明及び定義

(a) 米国軍需品リストの説明及びその呼称（アスタリスク（*）及び括弧付の“(MT)”の使用を含む）について、本副章の § 120.1 を参照のこと。

(b) 本章において、EAR は 15 CFR § 730 から § 774 の輸出管理規則を意味する。

§ 121.1 米国軍需品リスト

(a) [Reserved]

(b) [Reserved]

カテゴリーI – 火器及び関連物品

- * (a) 無薬莖弾を用いる火器
- * (b) 全自動火器であって、口径が 12.7mm（口径 0.50 インチ）以下のもの
- * (c) 射撃統制、自動追尾、又は自動発射を統合するように特別に設計した火器（例えば、精密誘導火器）
(c)項の注：統合には、単に火器又はレールガンを攻撃するものは含まない。
- * (d) 全自動散弾銃（口径の如何を問わない）。
- * (e) サイレンサー、マフラー、及びサウンドサプレッサー
- (f) [Reserved]
- (g) このカテゴリーの(a)、(b)、及び(d)項に掲げる物品のために特別に設計した銃砲身、レシーバ（フレーム）、尾栓、揺底、スライド、又は撃鉄の掛け金
- (h) 部品、部分品、附属品、及びアタッチメントであって、次のいずれかに該当するもの：
 - (1) 口径が 12.7mm（口径 0.50 インチ）以下の火器のための円盤形の弾倉及びその他の弾倉であって、50 連を超える能力を有するもの（火器の所館を問わない）、及びこれらのために特別に設計した部品及び部分品；
 - (2) 半自動火器の全自動火器への改造のために特別に設計した部品及び部分品；
 - (3) このカテゴリーの(c)及び(e)項で規定される防衛物品のために特別に設計した部品及び部分品；又は
 - (4) 自動安定照準又は自動照準のために特別に設計した附属品又はアタッチメント（ガンレストを除く）、及びこれらのために特別に設計した部品及び部分品。
- (i) 本カテゴリーで規定される防衛物品に直接的に関連する技術資料（本副章の § 120.32 参照）及び防衛役務（本副章の § 120.33 参照）、並びに ECCN 0A501、0B501、0D501、及び 0E501 で規制される品目に直接的に関連する機密扱いの技術資料並びにその機密扱いの技術資料を使用する防衛役務。
(適用除外について、本副章の § 125.4 を参照のこと。)
- (j) ~ (w) [Reserved]
- (x) EAR の対象となる貨物、ソフトウェア、及び技術であって、防衛物品の中で使用されるもの又は防衛物品とともに使用されるもの。
(x)項の注：この項の使用は、購入書類に EAR の対象となる貨物、ソフトウェア、又は技術（本副章の § 123.1(b) 参照）を含む場合に、防衛物品に対する輸出許可申請書に限定される。

カテゴリーI の注：以下の解釈は、このカテゴリーで使用される用語について説明、詳述するものである：

- (1) 火器とは、発射弾薬の爆燃により発射体を発射するように設計された口径が 12.7mm（口径 0.50 インチ）以下の兵器をいう。
- (2) 全自動火器又は散弾銃とは、火器又は散弾銃であって、手動での再装填をすることなく引き金の単一操作により自動的に複数の銃弾を発射するもの、発射するように設計されたもの、又は容易に元通り発射できるものをいう。
- (3) 無薬莖弾とは、雷管、発射火薬、及び発射体を一緒にユニットとして保持する薬莖を使わない火器用銃砲弾をいう。

カテゴリーII-火砲及び兵器

(a) 口径が 0.50 インチ (12.7mm) 超の火砲及び兵器であって、次のいずれかに該当するもの：

- * (1) 火砲、榴弾砲、追撃砲、及び機関銃；
- * (2) 追撃砲；
- * (3) 無反動ライフル砲；
- * (4) 擲弾発射機；又は

(5) 開発段階の口径が 0.50 インチ (すなわち、12.7mm) 超の火砲及び兵器であって、国防総省により資金提供されたもの及びこれらのために特別に設計した部品及び部分品。

(a) (5) 項の注 1：本項は、口径が 0.50 インチ (すなわち、12.7mm) 超の火砲及び兵器であって、次のいずれかに該当するものについては規制しない：

- (a) 生産段階にあるもの；
- (b) 貨物管轄権の決定により EAR の対象であると決定されたもの；又は
- (c) 関連する防衛総省の契約若しくはその他の資金提供の認可において、民生用途と軍事用途の双方のために開発されるとして特定されたもの。

(a) (5) 項の注 2：(a) (5) 項の注 1 は、米国軍需品リストで列挙される防衛物品 (生産段階にあるか開発段階にあるかを問わない) には適用されない。

(a) (5) 項の注 3：本項は、それらの契約又は資金提供認可のうち、2021 年 1 月 23 日以降の日付が入っているものに適用される。

(a) 項の注 1：本項は以下のものは含まない：

口径が 0.50 インチ (12.7mm) から 0.72 インチ (18.288) の非自動式及び非半自動式ライフル銃、カービン銃、及び拳銃であって、ECCN 0A501 のもとに CCL で規制されるもの；ECCN 0A502 のもとに CCL で規制される散弾銃；1890 年から 1919 年の間に製造された黒色火薬銃及び兵器であって、ECCN 0A602 のもとに CCL で規制されるもの；又は 1890 年以前に製造された黒色火薬銃及び兵器。

(a) 項の注 2：

キャリア (例えば、水上館、地上車、又は航空機) に組み込まれた火砲及び兵器は、そのキャリアに関連するカテゴリーで規制される。自走式の火砲及び兵器は、USML のカテゴリーVII で規制される。牽引式の火砲及び兵器並びに独立型の火砲及び兵器は、本カテゴリーで規制される。

(b) 火炎放射器であって、有効範囲が 20 メートル以上のもの。

(c) [Reserved]

* (d) 高速運動エネルギー兵器システムであって、標的の破壊又は標的の攻撃任務の阻止を果たすために特別に設計又は改造されたもの。

(d) 項の注 1：高速運動エネルギー兵器システムには、限定されるものではないが、発射システム及びサブシステムであって、例えば、電磁気、電熱、プラズマ、軽ガス又は化学剤等の方法を用いて、0.1g を超える質量を、単発又は速射モードにおいて、1.6km/秒を超える速度に加速することができるものを含む。これには、EAR の対象となる研究試験施設用に使用される発射システム及びサブシステムを含まない、それらは ECCN 2B232 のもとに CCL で規制される。

(e) 本カテゴリーの (a)、(b)、及び (d) 項で規制される火砲及び兵器のために特別に設計したシグネチャードアクション機器 (例えば、砲口消炎機器)

(f) から (i) [Reserved]

(j) 部品、部分品、附属品、及びアタッチメントであって、次のいずれかに該当するもの：

- (1) 本カテゴリーの (a) 及び (d) 項で規制される兵器のために特別に設計した銃砲身、レール、チューブ、及びレシーバ；
- (2) 間接射撃兵器の方位を定めるために特別に設計した照準器；
- (3) 本カテゴリーの (a) 及び (d) 項で規制される兵器のために特別に設計した尾栓；
- (4) 本カテゴリーの (a) 及び (d) 項で規制される兵器用の撃発装置並びにそれらのために特別に設計した部品及び部分品；
- (5) 重畳された銃弾又は積層された銃弾を発砲するためのシステム並びにそれらのために特別に設計した部品及び部分品；
- (6) 電子サーボ油圧仰角調節機構；

- (7) 砲口制退器；
- (8) 砲身排煙器；
- (9) 本カテゴリーの(a)、(b)、及び(d)項で規制される火砲及び兵器用の自走式兵器操作システム；
- (10) 独立動力型の自走式兵器操作システムと運搬体とのインタフェース用のコンポーネントであって、次のいずれかに該当するもの：
 - (i) 銃架；
 - (ii) 砲架；
 - (iii) ガンパレット；
 - (iv) ハイドロニューマチック平衡シリンダー；
 - (v) 榴弾砲の機能を強化するために反跳エネルギーを除去することができる液気圧式システム；
 - (j) (10)項の注1：水上艦艇及び海軍関連特別装備品のために特別に設計した銃架及び砲架については、カテゴリーVIを参照のこと。地上車のために特別に設計した銃架及び砲架については、カテゴリーVIIを参照のこと。
- (11) 弾薬のコンテナ／ドラム、弾薬シュート、弾薬コンベヤー、弾薬フィーダーシステム、及び弾薬のコンテナ／ドラムの出入口ユニットであって、本カテゴリーの(a)、(b)、及び(d)項で規制される火砲及び兵器のために特別に設計したもので；
- (12) 本カテゴリーの(a)及び(d)項で規制される火砲及び兵器用のプログラミング砲弾で使用するためのシステム及び装置並びにこれらのために特別に設計した部品及び部分品；
- (13) 設計速度が1分間に100発を超える火砲システムをサポートする航空機搭載用のインタフェースユニット並びにこれらのために特別に設計した部品及び部分品；
- (14) 空中プラットホームに組み込まれた火砲の発砲プロセスに関連する衝撃を緩和するために特別に設計した衝撃緩衝装置並びにこれらのために特別に設計した部品及び部分品；
- (15) 主動力発電、エネルギー貯蔵、熱管理；調整、交換若しくは燃料取扱い装置；及び火砲電力供給と他の回転砲塔の電気駆動コンポーネントとの間の電氣的インタフェースであって、本カテゴリーの(d)項で規制される高速運動エネルギー兵器のために特別に設計したもので；
- (16) 高速運動エネルギー兵器の目標捕捉、射撃統制追跡及び損害評価システム並びにこれらのために特別に設計した部品及び部分品；
- * (17) 次のいずれかに該当する部品、部分品、付属品、アタッチメント、装置、又はシステム：
 - (i) 機密扱いであるもの；
 - (ii) 機密扱いのソフトウェアを含むもの；又は
 - (iii) 機密扱いの情報を用いて開発されているもの。
- (k) 本カテゴリーの(a)、(b)、(d)、(e)、及び(j)項で規定される防衛物品に直接的に関連する技術資料（本副章の§ 120.32 参照）及び防衛役務（本副章の§ 120.33 参照）並びに ECCN 0A602、0B602、0D602、及び0E602 で規制される品目に直接的に関連する機密扱いの技術資料並びにその機密扱いの技術資料を使用する防衛役務。
(適用除外について、本副章の§ 125.4 を参照のこと。)
- (l) から (w) [Reserved]
- (x) EAR の対象となる貨物、ソフトウェア、及び技術であって、防衛物品の中で使用されるもの又は防衛物品とともに使用されるもの。
(x)項の注：この項の使用は、購入書類にEARの対象となる貨物、ソフトウェア、又は技術（本副章の§ 123.1(b) 参照）を含む場合における防衛物品に対する輸出許可申請書に限定される。

カテゴリーIII－銃砲弾及び兵器

- (a) 銃砲弾であって、次のいずれかに該当するもの：
 - * (1) 本カテゴリーの(d)(1)又は(d)(3)項で規制される銃砲弾を組み込んだ弾薬；
 - * (2) リンク又はベルトにあらかじめ組み立てられた銃砲弾；
 - * (3) 本カテゴリーの(d)(2)項で規制される弾丸を組み込んだ散弾銃の銃砲弾；
 - * (4) 無煙火薬で製造された無薬莖弾；
- (a)(4)項の注1：無薬莖弾とは、雷管、発射火薬、及び発射体を一緒にユニットとして保持する薬莖を使わない銃砲弾をいう。

- * (5) 銃砲弾（散弾銃の銃砲弾を除く）のうち、非金属性薬莢を素材とするもの、又はベースのみ金属製の非金属性薬莢を素材とするものであって、その結果として全薬包の質量が同等の弾道性能を備える真鍮又はステンレス製の薬莢の薬包の質量の 80%未満となるもの；
- * (6) 弾丸の基材に火工品材料を用いた銃砲弾又はいずれかの種類の追跡標識物を混合した発射体を用いた銃砲弾であって、ピークラジアンズが 710nm を超えるもの並びに主として暗視光学システムで観察されるように設計されたもの；
- * (7) 重畳された弾丸若しくは積層された弾丸を発砲する全自動火器用の銃砲弾又は重畳された弾丸若しくは積層された弾丸を発砲する火砲用の銃砲弾；
- * (8) 砲口エネルギー設計値が 5 メガジュールを超える兵器用の電磁兵器の弾丸若しくはビレット；
- * (9) 銃砲弾（上記で指定されるものを除く）であった、カテゴリー II で規制される火砲及び兵器用のもの；
- (10) 開発段階の銃砲弾であって、国防総省により資金提供されたもの及びこれらのために特別に設計した部品及び部分品。
 - (a) (10) 項の注 1：本項は以下の銃砲弾については規制しない：
 - (a) 生産段階にあるもの；
 - (b) 貨物管轄権の決定により EAR の対象であると決定されたもの；又は
 - (c) 関連する防衛総省の契約若しくはその他の資金提供の認可において、民生用途と軍事用途の双方のために開発されるとして特定されたもの。
 - (a) (10) 項の注 2：注 1 は、米国軍需品リストで列挙される防衛物品（生産段階にあるか開発段階にあるかを問わない）には適用されない。
 - (a) (10) 項の注 3：本項は、それらの契約又は資金提供認可のうち、2021 年 1 月 23 日以降の日付が入っているものに適用される。
- (b) 本カテゴリーで規制される物品のために特別に設計した銃砲弾／兵器取扱装置であって、次のいずれかに該当するもの：
 - (1) 保弾帯装置、弾薬連結装置及び弾薬分離装置；又は
 - (2) 信管調定装置；
- (c) [Reserved]
- (d) 本カテゴリーに掲げる物品用の部品及び部分品であって、次のいずれかに該当するもの：
 - (1) 弾丸のうち、ピークラジアンズが 710nm を超える材料を混合した火工品の追跡標識物を使用するもの又は焼夷弾若しくは炸裂弾；
 - (2) 散弾銃の銃弾のうち、フレシエット弾、焼夷弾、曳光弾、又は炸裂弾；
 - (d) (2) 項の注 1：本項は、鳥類又はその他の害獣を脅すために爆音を発生するように特別に設計した爆発弾（例えば、鳥追い用の爆弾、ホイッスラー、クラッカー）を含まない。
 - (3) 劣化ウランから製造されたあらゆる口径の弾薬；
 - (4) USML のカテゴリー II で規制される品目のための誘導式又は無誘導式の弾薬（上記で指定されるものを除く）、並びにこれらのために特別に設計した部品及び部分品（例えば、信管、弾帯、薬莢、ライナー、フィン、ブースター[伝爆薬]）；
 - (5) USML のカテゴリー II で規制される火砲又は兵器品目のためのキャニスター[弾筒]又は子爆発体、並びにこれらのために特別に設計した部品及び部分品；
 - (6) 以下の一以上を組み合わせた金属から製造された弾頭（例えば、M855A1 高性能弾薬（EPR）又は弾芯（口径の如何を問わない）を使用した弾丸；タングステン、スチール、又はベリリウム銅合金；
 - (7) USML のカテゴリー II で規制される品目のために特別に設計した薬莢、薬囊、又は可燃性薬莢；
 - (8) 本カテゴリーの (a) (6) 項で規制される銃砲弾用の非金属製薬莢（ベースのみ金属製の薬莢を含む）；
 - (9) USML のカテゴリー II で規制される全自動火器又は火砲のためのカートリッジ[薬包]保弾子及び保弾帯；
 - (10) 雷管（Boxer 型、Berdan 型、又はショットシェル型の雷管を除く）；
 - (d) (10) 項の注 1：本項は 1890 年以前に使用されていたあらゆる種類の雷管については規制しない。

- (11) 本カテゴリーに掲げる弾薬のための安全装置、安全解除装置及び起爆用の部分品（標的探知機及び近接センサー機器を含む）並びにこれらのために特別に設計した部品及び部分品；
- (12) 本カテゴリーに掲げる弾薬のための誘導用及び制御用の部分品；
- (13) 本カテゴリーに掲げる弾薬のためのターミナルシーカー組立品並びにこれらのために特別に設計した部品及び部分品；
- (14) 本カテゴリーの(a) (9) 項で規制される弾薬のための照明弾又は射撃訓練用発射体；又は
- * (15) 次のいずれかに該当する部品、部分品、付属品、アタッチメント、装置、又はシステム：
 - (i) 機密扱いであるもの；
 - (ii) 機密扱いのソフトウェアを含むもの；又は
 - (iii) 機密扱いの情報を用いて開発されているもの。
- (e) 本カテゴリーの(a)、(b)、及び(d) 項で規定される防衛物品に直接的に関連する技術資料（本副章の § 120. 32 参照）及び防衛役務（本副章の § 120. 33 参照）並びに ECCN 0A505、0B505、0D505、及び 0E505 で規制される品目に直接的に関連する機密扱いの技術資料並びにその機密扱いの技術資料を使用する防衛役務。
- (適用除外について、本副章の § 125. 4 を参照のこと。)
- (f) から (w) [Reserved]
- (x) EAR の対象となる貨物、ソフトウェア、及び技術であって、防衛物品の中で使用されるもの又は防衛物品とともに使用されるもの。

(x) 項の注：この項の使用は、購入書類に EAR の対象となる貨物、ソフトウェア、又は技術（本副章の § 123. 1 (b) 参照）を含む場合における防衛物品に対する輸出許可申請書に限定される。

カテゴリーⅢの注 1：本カテゴリーは、発射体を抜いてつぶされた弾薬（ブランクスター）及び薬室を穿孔したダミーの弾薬について規制しない。

カテゴリーⅢの注 2：本カテゴリーは、カートリッジ[薬包]及び薬莢金属管であって、輸出の前に、加熱、火炎処理、マングリング[切り刻むこと]、破碎、切断又はポップング[割ること]の手段により、カートリッジ[薬包]及び薬莢金属管としての再生使用能力の範囲を超えて役立たないようにしたものについては規制しない。

カテゴリーⅢの注 3：致死未満の致死性弾薬を含む手榴弾は、商務省の管轄下にある。

カテゴリーⅣ 打上げ用の飛しょう体、誘導ミサイル、弾道ミサイル、ロケット、魚雷、爆弾及び地雷

- * (a) ロケット、宇宙空間への打上げ用の飛しょう体 (SLsV)、ミサイル、爆弾、魚雷、爆雷、地雷及び手榴弾であって、次のいずれかに該当するもの：
 - (1) 500 キログラム以上のペイロードを 300 キロメートル以上運搬することができるロケット、SLVs、及びミサイル (MT)；
 - (2) 500 キログラム未満のペイロードを 300 キロメートル以上運搬することができるロケット、SLVs、及びミサイル (MT)；
 - (3) 携行型地对空ミサイル (MANPADS)；
 - (4) 対戦車ミサイル及びロケット；
 - (5) ロケット、SLVs、及びミサイルであって、本カテゴリーの(a) (1) 項から(a) (4) 項の基準に合致しないもの；
 - (6) 爆弾；
 - (7) 魚雷；
 - (8) 爆雷；
 - (9) 対人地雷、対車両地雷、又は対装甲地雷（例えば、地域制圧機器）；
 - (10) 対ヘリコプター地雷；
 - (11) 機雷；又は
 - (12) 破片及び爆薬手榴弾。

(a) 項の注 1：“航続距離”とは、指定されたロケットシステムが安定した飛行モードで飛行することができる最大距離をいう（地球表面上の軌道の投影によって測定される）。航続距離を決定する際に、燃料又は推進薬を満載した場合におけるシステムの設計特性に基づく最大能力が考慮されるものとする。ロケットシステムの航続距離は、運用上の制限、遠隔測定で強いられる限度、

データリンク又はその他の外部の制約等のいずれかの外部要因とは無関係に決定されるものとする。ロケットシステムの場合、航続距離は、無風状態での国際民間航空機関（ICAO）の標準大気を仮定条件として、航続距離を最大化する軌道を用いて決定されるものとする。

(a) 項の注 2: “ペイロード”とは、指定されたロケット、SLV、又はミサイルにより運搬されたり届けられることができる総質量をいう（飛行の維持のために用いられるものを除く）。

(a) 項の注 3: この項は、モデルロケット及びハイパワーロケット（米国消防協会のコード 1122 で定義されるもの）及び紙、木、ファイバーガラス、又はプラスチックでできたこれらのキットであって、重要な金属パーツを含んでおらず、かつ、民生用として認証されたホビー用のロケットエンジンで飛ぶように設計されたものについては、規制しない。

そのようなロケットには、能動制御（例えば、RF、GPS）を搭載してはならない。

(a) 項の注 4: “地雷”は、地中、地表、若しくは地表の近く又はその他の表面のエリアに置かれる軍需品であって、人又は車両の存在、近接、又は接触によって爆発するように設計されたものをいう。

* (b) ロケット、SLVs、及びミサイルのための発射装置であって、次のいずれかに該当するもの: :

(1) 本カテゴリーの (a) (1) 項及び (a) (2) 項で列挙されるシステムのための固定発射場及び移動式発射台機構 (MT); 又は

(2) 本カテゴリーの (a) (3) 項から (a) (5) 項で列挙されるシステムのための固定発射場及び移動式発射台機構（例えば、発射台、有線にて誘導するミサイル、MANPADS[携行型地对空ミサイル]）。

(b) 項の注 1: 航空機で使用するための SLV 以外の発射装置に対する規制については、USML のカテゴリー-VIII (h) を参照のこと。

(b) 項の注 2: 船舶又は地上車両に一体化された発射機構に対する規制については、USML のカテゴリー-VI 及び VII を参照のこと。

(b) 項の注 3: この項は、モデルロケット及びハイパワーロケット（米国消防協会のコード 1122 で定義されるもの）及び紙、木、ファイバーガラス、又はプラスチックでできたこれらのキットであって、重要な金属パーツを含んでおらず、かつ、民生用として認証されたホビー用のロケットエンジンで飛ぶように設計されたものの民生用途のために特別に設計された部品及び附属品（例えば、点火装置、発射スタンド）については、規制しない。

(c) 本カテゴリーの (a) 項及び (b) 項で列挙される物品の取扱い、制御、起動、監視、検出、防御、発射、又は起爆のために特別に設計された装置及び機器（本カテゴリーの (a) (1) 項、(a) (2) 項、及び (b) (1) 項で列挙されるそれらのシステムについては、MT）。

(c) 項の注 1: この項は、固定発射場及び移動式発射装置からの発射及び準備のための、本カテゴリーの (a) 項及び (b) 項で列挙される物品を取扱うために特別に設計された、特化された取扱い装置（運搬装置、クレーン、及びリフト）が含まれる。この項における装置には、USML のカテゴリー-V、CCL の ECCN 1C011、1C111、及び 1C608 で規制される推進薬、又はその他の液体の推進薬であって、本カテゴリーの (a) (1) 項、(a) (2) 項、又は (a) (5) 項で列挙されるシステムで使用されるものの貯蔵又は取扱いのために特別に設計されたロボット、ロボット制御装置、及びロボットのエンドエフェクター並びに液体の推進薬のタンクについても含まれる。

(c) 項の注 2: 航空機ミサイル防御装置 (AMPS) については、USML のカテゴリー-XI を参照のこと。

* (d) ロケット、SLV、及びミサイルの電源設備であって、次のいずれかに該当するもの:

(1) 本カテゴリーの (d) (2) 項又は (d) (3) 項で列挙される場合を除いて、本カテゴリーの (a) (1) 項、(a) (2) 項、又は (a) (5) 項で列挙される物品のための多段ロケットの各段（本カテゴリーの (a) (1) 項及び (a) (2) 項で列挙されるシステムで使用可能なそれらの各段については、MT）;

(2) 固体燃料推進ロケットエンジン、ハイブリッド若しくはゲルロケットエンジン、又は液体燃料推進ロケットエンジンであって、全力積が 1.1 メガニュートン秒以上のもの (MT);

(3) 固体燃料推進ロケットエンジン、ハイブリッド若しくはゲルロケットエンジン、又は液体燃料推進ロケットエンジンであって、全力積が 0.841 メガニュートン秒以上 1.1 メガニュートン秒未満のもの (MT);

(4) 複合サイクル、パルスジェット、ラムジェット、又はスクラムジェットエンジン (MT);

(5) マッハ 4 超で動作する空気吸い込み式エンジンであって、本カテゴリーの (d) (4) 項で列挙さ

れていないもの；

(6) 加圧燃焼をベースとする推進装置であって、本カテゴリーの(d) (4) 項及び(d) (5) 項で列挙されていないもの；

(7) ロケット、SLV、及びミサイルエンジン及びモーターであって、本カテゴリーの(d) (1) 項から(d) (6) 項又は USML のカテゴリー-XIX で、別途列挙されていないもの。

(d) 項の注 1: この項は、モデルロケット及びハイパワーロケット（内蔵する推進薬が5ポンド以下のもの）であって、米国消防協会のコード1125で定義される米国の民生用のものとして認証されたものについては規制しない。

(d) 項の注 2: 本項は宇宙空間用の飛しょう体用のスラスターについては規制しない。

(e)-(f) [Reserved]

- * (g) ロケット、爆弾、及びミサイル用の核以外の弾頭（例えば、榴弾、キネティック[運動エネルギーで破壊する]弾頭、EMP[電磁衝撃波]弾、サーモバリック[熱爆風]爆薬、成形炸薬弾、及び燃料酸化爆薬弾（FAE））。
- (h) システム、サブシステム、部品、部分品、附属品、アタッチメント、又は関連装置であって、次のいずれかに該当するもの：
- (1) 飛行制御及び誘導装置（誘導セットを含む）であって、本カテゴリーの(a) 項で列挙される物品のために特別に設計されたもの（本カテゴリーの(a) (1) 項及び(a) (2) 項で列挙されるそれらの物品については、**MT**）；

(h) (1) 項の注: 誘導セットは、ビークルの位置及び速度の計測及び計算（すなわち、ナビゲーション）と合わせて、計算及びビークルの飛行制御装置に軌道を補正するためのコマンドの送信のプロセスを統合したものである。
 - (2) 本カテゴリーの(a) 項で列挙される物品のために特別に設計された目標検知追尾装置（例えば、高周波、赤外線）（本カテゴリーの(a) (1) 項及び(a) (2) 項で列挙される物品については、**MT**）；
 - (3) 衝突破壊弾体並びにそれらのために特別に設計された部品及び部分品；
 - (4) ミサイル又はロケットの推力方向制御システム（本カテゴリーの(a) (1) 項で列挙される物品で使用可能なそれらの推力方向制御システムについては、**MT**）；
 - (5) MANPADS[携行型地对空ミサイル]のグリップストック並びにそれらのために特別に設計された部品及び部分品；
 - (6) ロケット又はミサイルのノズル及びノズルスロート、並びにそれらのために特別に設計された部品及び部分品（本カテゴリーの(a) (1) 項及び(a) (2) 項で列挙されるシステムで使用可能なそれらのノズル及びノズルスロートについては、**MT**）；
 - (7) ロケット又はミサイルのノーズチップ、ノーズフェアリング[整形板]、又はエアロスパイク、並びにそれらのために特別に設計された部品及び部分品（本カテゴリーの(a) (1) 項及び(a) (2) 項で列挙されるそれらの物品については、**MT**）；
 - (8) ミサイル弾頭又は弾頭部の熱シールド（本カテゴリーの(a) (1) 項で列挙されるシステムで使用可能なそれらのミサイル弾頭及び熱シールドについては、**MT**）；
 - (9) ミサイル及びロケットの安全装置設定、安全装置解除、信管活性化、及び発射（SAFF）用の部分品（標的探知及び近接センシングデバイスを含む）、並びにそれらのために特別に設計された部品及び部分品（本カテゴリーの(a) (1) 項で列挙されるシステムで使用可能なそれらのSAFFの部分品については、**MT**）；
 - (10) 本カテゴリーの(a) 項で列挙される物品のために特別に設計された自爆装置（本カテゴリーの(a) (1) 項及び(a) (2) 項で列挙されるそれらの物品については、**MT**）；
 - (11) 本カテゴリーの(a) 項で列挙される物品に対して使用可能な分離機構、切離し機構、及び段間継手、並びにそれらのために特別に設計された部品及び部分品（本カテゴリーの(a) (1) 項で列挙されるシステムで使用可能なそれらの分離機構、切離し機構、及び段間継手については、**MT**）；
 - (12) ポストブーストビークル（PBV）（**MT**）；
 - (13) 本カテゴリーの(a) 項及び(b) 項で列挙される物品のために特別に設計されたエンジンマウント又はモーターマウント（本カテゴリーの(a) (1) 項、(a) (2) 項、及び(b) (1) 項で列挙されるそれらの物品については、**MT**）；

- (14) 本カテゴリーの(a)項及び(d)項で列挙される物品のために特別に設計された燃焼室（本カテゴリーの(a)(1)項、(a)(2)項、(b)(1)項、及び(d)(1)項から(d)(5)項で列挙されるそれらの物品については、MT）；
- (15) 本カテゴリーで規制される物品のために特別に設計された燃料噴射装置（本カテゴリーの(a)(1)項で列挙されるシステムで使用できるように特別に設計されたそれらの燃料噴射装置については、MT）；
- (16) 固体燃料ロケットのエンジン又は液体燃料エンジンの点火装置；
- (17) ミサイル弾頭及びそれらのために特別に設計された部品及び部分品であって、このカテゴリー内の他の箇所で指定されていないもの（MT）；
- (h)(17)項の注：本項は、宇宙船については規制しない。宇宙船の規制については、USMLのカテゴリーXV及び、同項で規定されていない場合、CCLのECCN 9A515を参照のこと。
- (18) (g)項で規制される物品のために特別に設計された部品及び部分品であって、このカテゴリー内の他の箇所で指定されていないもの；
- (19) 弾頭再突入支援器資材並びにこれらのために特別に設計された部品及び部分品（例えば、物理的又は電子的対抗手段一式、ミサイル弾頭の複製品若しくはデコイ、又は子弾）；
- (20) ロケットエンジンケース及びそれらのために特別に設計された部品及び部分品（例えば、本カテゴリーの(a)(1)項及び(a)(2)項で列挙されるシステムで使用可能なそれらのロケットエンジンケース並びに本カテゴリーの(d)(2)項及び(d)(3)項で列挙されるハイブリッドロケットエンジンのために特別に設計された部品及び部分品については、MT）；
- (21) 固体燃料ロケットエンジンのライナー及びロケットエンジンの断熱材（本カテゴリーの(a)(1)項で列挙されるシステムで使用可能なそれらの固体燃料ロケットエンジンのライナー又は本カテゴリーの(a)(2)項で列挙されるシステムのために特別に設計されたもの；並びに本カテゴリーの(a)(1)項及び(a)(2)項で列挙されるシステムで使用可能なロケットエンジンの断熱材については、MT）；
- (22) 本カテゴリーの(a)項で列挙される物品のために特別に設計されたレードーム、センサー窓、及びアンテナ窓（本カテゴリーの(a)(1)項で列挙されるシステムで使用可能なそれらのレードーム、並びに本カテゴリーの(a)(1)項、(a)(2)項、(d)(1)項、(h)(8)項、(h)(9)項、(h)(17)項、又は(h)(25)項で列挙されるシステム及び部分品で使用するために特別に設計された複合材料の構造材又はラミネートとして製造されたレードーム、センサー窓、又はアンテナ窓については、MT）；
- (23) ロケット又はミサイルのペイロードのフェアリング[整形板]；
- (24) ロケット又はミサイルの発射キャニスター（本カテゴリーの(a)(1)項及び(a)(2)項で列挙されるシステムのために設計又は改造されたそれらのロケット又はミサイルの発射キャニスターについては、MT）；
- (25) 本カテゴリーの(a)項で列挙される物品のために特別に設計された信管（例えば、近接、接触、電子的、近接タイプディスペンサー、空中破裂、可変遅延、又はマルチオプション）（本カテゴリーの(a)(1)項で列挙されるシステムで使用可能なそれらの信管については、MT）；
- (26) ロケット又はミサイルの液体燃料タンク（本カテゴリーの(a)(1)項で列挙されるシステムで使用可能なそれらのロケット又はミサイルの液体燃料タンクについては、MT）；
- (27) 本カテゴリーの(a)(1)項で列挙される物品で使用するために特別に設計されたロケット又はミサイルの高度計（MT）；
- (28) 本カテゴリーの(a)(1)項で列挙されるロケット又はミサイルで使用するために特別に設計された空気圧式、油圧式、機械式、電気光学式、又は電気機械式の飛行制御装置（フライバイワイヤー装置を含む）及び姿勢制御装置（本カテゴリーの(a)(1)項で列挙されるもののために設計又は改造されたそれらのシステムについては、MT）；
- (29) 本カテゴリーの(a)(1)項又は(a)(2)項で列挙されるロケット又はミサイルで使用するために特別に設計されたアンビリアル[命綱]及び接合部の電気コネクタ（MT）；又は
- (h)(29)項の注：この項には、本カテゴリーの(a)(1)項又は(a)(2)項で指定されるシステムとそれらのペイロードの間に設置される電気コネクタも含まれる。

* (30) 次のいずれかに該当する部品、部分品、附属品、アタッチメント、装置、又はシステム（そ

のように指定されたそれらの物品については、**MT**) :

- (i) 機密扱いであるもの ;
 - (ii) 本副章に掲げる防衛物品若しくは EAR の対象となる 600 シリーズの品目に直接的に関連する機密扱いのソフトウェアを含むもの ; 又は
 - (iii) 機密扱いの情報を用いて開発されているもの。
- (i) 本カテゴリーの (a) から (h) 項で規定されている防衛物品に直接的に関連する技術資料 (本副章の § 120.32 参照) 及び防衛役務 (本副章の § 120.33 参照)、並びに ECCN 0A604、0B604、0D604、9A604、9B604、又は 9D604 で規制される品目に直接的に関連する機密扱いの技術資料並びにその機密扱いの技術資料を使用する防衛役務。防衛役務には、打上げ用の飛しょう体への人工衛星若しくは宇宙空間用の飛しょう体の組込みにおける外国人への援助 (訓練を含む) の提供 (プランニング及びオンサイトサポートを含む) が含まれる (管轄権、所有権、若しくは打上げ用の飛しょう体の原産国の如何を問わない、或いは技術資料が使用されるか否かを問わない)。防衛役務には、打上げ用の飛しょう体の打ち上げ失敗の分析における外国人への援助 (訓練を含む) の提供についても含まれる (管轄権、所有権、若しくは打上げ用の飛しょう体の原産国の如何を問わない、或いは技術資料が使用されるか否かを問わない)。(除外条項については、本副章の § 125.4 を参照のこと、また、宇宙空間用の飛しょう体及び宇宙空間用の飛しょう体の打上げに対する特別な輸出規制については本副章の § 124.15 を参照のこと。)(そのように指定される物品に関連する技術資料及び防衛役務については、**MT**。)
- (j) ~ (w) [Reserved]
- (x) EAR の対象となる貨物、ソフトウェア及び技術資料のうち、防衛物品において又はその防衛物品とともに使用されるもの。

(x) 項の注 : この項の使用は、購入書類に EAR の対象となる貨物、ソフトウェア、又は技術資料 (本副章の § 123.1 (b) を参照のこと) を含む場合に、防衛物品に対する輸出許可申請書に限定される。

カテゴリーIV の注 : ミサイル技術管理レジームのカテゴリーI の品目がシステムに含まれている場合、そのシステムもカテゴリーI として番号分類される (ただし、組み込まれた品目が分離、取り外し、又は複製されることができない場合を除く)。

カテゴリー V—爆発物及び高エネルギー物質、推進薬、焼夷剤並びにこれらの成分

* (a) 爆発物、及びこれらの混合物 :

- (1) ADNBF (アミノジニトロベンゾフロキサン又は 7-アミノ-4,6-ジニトロベンゾフラザン-1-オキシド) (CAS 97096-78-1) ;
- (2) BNCP (シス-ビス (5-ニトロテトラゾレート) テトラアミン-コバルト (III) パークロレート) (CAS 117412-28-9) ;
- (3) CL-14 (ジアミノジニトロベンゾフロキサン又は 5,7-ジアミノ-4,6-ジニトロベンゾフラザン-1-オキシド) (CAS 117907-74-1) ;
- (4) CL-20 (HNIW 又はヘキサニトロヘキサアザイソウルチタン) (CAS 135285-90-4) ; クラスレート構造の CL-20 (CL-20 については、**MT**) ;
- (5) CP (2-(5-シアノテトラゾレート) ペンタアミンコバルト (III) パークロレート (CAS 70247-32-4) ;
- (6) DADE (1,1-ジアミノ-2,2-ジニトロエチレン、FOX7) (CAS 145250.81.3) ;
- (7) DATB (ジアミノトリニトロベンゼン Diaminotrinitrobenzene) (CAS 1630-08-6) ;
- (8) DDFP (1,4-ジニトロジフラザンピペラジン) ;
- (9) DDPO (2,6-ジアミノ-3,5-ジニトロピラジン-1-オキシド、PZO) (CAS 194486-77-6) ;
- (10) DIPAM (3,3-ジアミノ-2,2,4,4,6,6-ヘキサニトロビフェニル又はジピクラミド) (CAS 17215-44-0) ;
- (11) DNAN (2,4-ジニトロアニソール) (CAS 119-27-7) ;
- (12) DNGU (DINGU 又はジニトログリコリル) (CAS 55510-04-8) ;
- (13) フラザンであって、次のいずれかに該当するもの :
 - (i) DAAOF (DAAF、DAAFox、若しくはジアミノアゾキシフラザン) ;

- (ii) DAAzF (ジアミノアゾフラザン) (CAS 78644-90-3);
- (iii) ANF (フラザンアミン, 4-ニトロ-若しくは 3-アミノ-4-ニトロフラザン; 若しくは 4-ニトロ-1,2,5-オキサジアゾール-3-アミン; 若しくは 4-ニトロ-3-フラザンアミン; CAS 66328-69-6); 又は
- (iv) ANAzF (アミノニトロアゾフラザン 若しくは 1,2,5-オキサジアゾール-3-アミン、4-[2-(4-ニトロ-1,2,5-オキサジアゾール-3-イル) ジアゼニル]; 若しくは 1,2,5-オキサジアゾール-3-アミン、4-[(4-ニトロ-1,2,5-オキサジアゾール-3-イル) アゾ]- (9CI); 若しくは フラザンアミン、4-[(ニトロフランアニル) アゾ]-; 若しくは 4-[(4-ニトロ-1,2,5-アオキサジアゾール-3-イル) アゾ]-1,2,5-オキサジアゾール-3-アミン) (CAS 155438-11-2);
- (14) GUDN (グアニル尿素 - ジニトロアミド) FOX-12 (CAS 217464-38-5);
- (15) HMX 及び誘導体であって、次のいずれかに該当するもの:
 - (i) HMX (シクロテトラメチレントトラニトラミン、オクタヒドロ-1,3,5,7-テトラニトロ-1,3,5,7-テトラジン、1,3,5,7-テトラニトロ-1,3,5,7-テトラザ-シクロオクタン、オクトゲン(octogen 又は octogene)) (CAS 2691-41-0) (MT);
 - (ii) HMX のアミノエチル化類似化合物; 又は
 - (iii) K-55 (2,4,6,8-テトラニトロ-2,4,6,8-テトラアザピシクロ [3,3,0] オクタノン-3 (テトラニトロセミグリコウリル又はケト-二環式 HMX)) (CAS 130256-72-3);
- (16) HNAD (ヘキサニトロアダマンタン) (CAS 143850-71-9);
- (17) HNS (ヘキサニトロスチルベン) (CAS 20062-22-0);
- (18) イミダゾールであって、次のいずれかに該当するもの:
 - (i) BNNII (オクタヒドロ-2,5-ビス(ニトロイミノ)イミダゾ [4,5-d]イミダゾール);
 - (ii) DNI (2,4-ジニトロイミダゾール) (CAS 5213-49-0);
 - (iii) FDIA (1-フルオロ-2,4-ジニトロイミダゾール);
 - (iv) NTDNIA (N-(2-ニトロトリアゾール)-2,4-ジニトロイミダゾール); 又は
 - (v) PTIA (1-ピクリル-2,4,5-トリニトロイミダゾール);
- (19) NTNMH (1-(2-ニトロトリアゾロ)-2-ジニトロメチレンヒドラジン);
- (20) NTO (ONTA 又は 3-ニトロ-1,2,4-トリアゾール-5-オン) (CAS 932-64-9);
- (21) 5つ以上のニトロ基をもつポリニトロクバン;
- (22) PYX (2,6-ビス(ピクリルアミノ)-3,5-ジニトロピリジン) (CAS 38082-89-2);
- (23) RDX 及び誘導体であって、次のいずれかに該当するもの:
 - (i) RDX (シクロトリメチレントリニトラミン、サイクロナイト、T4、ヘキサヒドロ-1,3,5-トリニトロ-1,3,5-トリアジン、1,3,5-トリニトロ-1,3,5-トリアザ-シクロヘキサン、ヘキソゲン(hexogen 又は hexogene)) (CAS 121-82-4) (MT);
 - (ii) ケト-RDX (K-6 又は 2,4,6-トリニトロ-2,4,6-トリアザシクロヘキサノン) (CAS 115029-35-1); 又は
 - (iii) RDX のジフルオロ化誘導体; 1,3-ジニトロ-5,5-ビス(ジフルオラミノ)1,3-ジアザヘキサン (CAS No. 193021-34-0);
- (24) TAGN (トリアミノグアニジンニトレート) (CAS 4000-16-2);
- (25) TATB (トリアミノトリニトロベンゼン) (CAS 3058-38-6);
- (26) TEDDZ (3,3,7,7-テトラキス(ジフロロアミンオクタヒドロ-1,5-ジニトロ-1,5-ジアゾシン));
- (27) テトラジンであって、次のいずれかに該当するもの:
 - (i) BTAT (ビス(2,2,2-トリニトロエチル)-3,6-ジアミノテトラジン); 又は
 - (ii) LAX-112 (3,6-ジアミノ-1,2,4,5-テトラジン-1,4-ジオキシド);
- (28) テトラゾールであって、次のいずれかに該当するもの:
 - (i) NTAT (ニトロトリアゾールアミノテトラゾール); 又は
 - (ii) NTNT (1-N-(2-ニトロトリアゾール)-4-ニトロテトラゾール);
- (29) テトリル (トリニトロフェニルメチルニトラミン) (CAS 479-45-8);
- (30) TEX (4,10-ジニトロ-2,6,8,12-テトラオキサ-4,10-ジアザイソウルツィタン);

- (31) TNAD (1, 4, 5, 8-テトラニトロ-1, 4, 5, 8-テトラアザデカリン) (CAS 135877-16-6) ;
- (32) TNAZ (1, 3, 3-トリニトロアゼチジン) (CAS 97645-24-4) ;
- (33) TNGU (SORGUYL 又はテトラニトログリコルリル) (CAS 55510-03-7) ;
- (34) TNP (1, 4, 5, 8-テトラニトロ-ピリダジノ [4, 5 d]ピリダジン) (CAS 229176-04-9) ;
- (35) トリアジンであって、次のいずれかに該当するもの :
- (i) DNAM (2-オキシ-4, 6-ジニトロアミノ-s-トリアジン) (CAS 19899-80-0) ; 又は
- (ii) NNHT (2-ニトロアミノ-5-ニトロ-ヘキサヒドロ-1, 3, 5-トリアジン) (CAS 130400-13-4) ;
- (36) トリアゾールであって、次のいずれかに該当するもの :
- (i) 5-アジド-2-ニトロトリアゾール ;
- (ii) ADHTDN (4-アミノ-3, 5-ジヒドラジノ-1, 2, 4-トリアゾール ジニトラミド) (CAS 1614-08-0) ;
- (iii) ADNT (1-アミノ-3, 5-ジニトロ-1, 2, 4-トリアゾール) ;
- (iv) BDNTA (ビス (ジニトロトリアゾール) アミン) ;
- (v) DBT (3, 3-ジニトロ-5, 5-ビ-1, 2, 4-トリアゾール) (CAS 30003-46-4) ;
- (vi) DNBT (ジニトロビストリアゾール) (CAS 70890-46-9) ;
- (vii) NTDNT (1-N-(2-ニトロトリアゾロ) 3, 5-ジニトロトリアゾール) ;
- (viii) PDNT (1-ピクリル-3, 5-ジニトロトリアゾール) ; 又は
- (ix) TACOT (テトラニトロベンゾトリアゾロベンゾトリアゾール) (CAS 25243-36-1) ;
- (37) 343K (70°C) から 373K (100°C) の間で溶融する高エネルギーイオン材料であって、爆発速度が 6, 800 m/s を超えるもの、若しくは爆発圧力が 18GPa (180 キロバール) を超えるもの ; 又は
- (38) 爆発物 (本項の他の箇所若しくは CCL の ECCN 1C608 で列挙されているものを除く) であって、爆発速度が最大密度で 8, 700m/s を超えるもの、又は爆発圧力が 34GPa (340 キロバール) を超えるもの ;

* (b) 推進薬であって、次のいずれかに該当するもの (CDB 推進薬 [ダブルベース推進薬に燃料結合剤を加え、高性能化を図った推進薬] 及び CMDB 推進薬 [ダブルベース推進薬に酸化剤、金属燃料などの固体充填剤を加え、高性能化を図った推進薬] については、MT) :

- (1) 固体推進薬であって、理論的比推力 (本カテゴリーの (k) (4) 項を参照のこと) が次のいずれかに該当するもの :
- (i) 非金属組成、非ハロゲン組成の推進薬については 240 秒を超えるもの ;
- (ii) 非金属組成、ハロゲン組成の推進薬については 250 秒を超えるもの ; 又は
- (iii) 金属組成の推進薬については 260 秒を超えるもの ;
- (2) 推進薬であって、force constant [力定数] が 1, 200kJ/kg を超えるもの ;
- (3) 推進薬であって、6. 89MPa (68. 9 バール) の圧力及び 294K (21°C) の温度の標準条件において、38mm/秒を超える定常状態での燃焼速度 (化学反応を抑制されたシングルストランド方式で測定した速度) が維持できるもの ;
- (4) エラストマ化した注型方式ダブルベース推進薬であって、233K (-40°C) の温度での最大応力における伸びが 5% を超えるもの ; 又は
- (5) その他の CDB 推進薬及び CMDB 推進薬。

(c) 火工品、燃料及び関連物質、並びにこれらの混合物であって、次のいずれかに該当するもの :

- (1) アラン (水素化アルミニウム) (CAS 7784-21-6) ;
- (2) カルボラン ; デカボラン (CAS 17702-41-9) ; ペンタボラン及びこれらの誘導体 (MT) ;
- (3) 高エネルギー密度の液体燃料であって、次のいずれかに該当するもの (MT) :
- (i) 液体燃料と固体燃料の双方を混和した混合燃料 (例えば、ホウ素スラリー) であって、質量を基準としたエネルギー密度が 40 MJ/kg 以上のもの ; 又は
- (ii) その他の高エネルギー密度の燃料及び燃料添加剤 (例えば、キューバン、イオン溶液、JP-7、JP-10) であって、温度が 20° C で、1 気圧 (101. 325kPa) で測定した、体積を基準とするエネルギー密度が、37. 5GJ 毎立法メートル以上のもの ;

(c) (3) (ii) 項の注 : 民間航空機で使用されるために認証された JP-4、JP-8、化石精製燃

料又はバイオ燃料、又はエンジン用燃料は、含まれない。

- (4) 粒子状の金属燃料、及び粒子状の燃料又は火工品の混合物（球形粉、噴霧粉、回転楕円体状、薄片状、又は粉末のいずれか）であって、次のいずれかの物質の含有率が 99%以上の材料から製造されたもの：
- (i) 金属及びその混合物であって、次のいずれかに該当するもの：
 - (A) ベリリウム (CAS 7440-41-7) であって、粒子サイズが 60 μm 未満のもの (MT)；又は
 - (B) 鉄粉 (CAS 7439-89-6) であって粒子サイズが 3 μm 以下のものうち、水素による酸化鉄の還元により製造されたもの；
 - (ii) 燃料混合物若しくは火工品の混合物であって、次のいずれかを含有するもの：
 - (A) ホウ素 (CAS 7440-42-8) 又は炭化ホウ素 (CAS 12069-32-8) 燃料であって、純度が 85% 以上で粒子サイズが 60 μm 未満のもの；又は
 - (B) ジルコニウム (CAS 7440-67-7)、マグネシウム (CAS 7439-95-4) 又はこれらの合金であって、粒子サイズが 60 μm 未満のもの；
 - (iii) 本カテゴリーの(c) (4) (i) 項及び(c) (4) (ii) 項でリストされる金属又は合金を含有する爆発物又は燃料（金属または合金が、アルミニウム、マグネシウム、ジルコニウム又はベリリウムの内部に閉じ込められているものであるか否かを問わない）；
- (5) 燃料、火工品、又はエネルギー物質の混合物であって、ナノサイズのアルミニウム、ベリリウム、ホウ素、ジルコニウム、マグネシウム、又はチタンを有するものうち、次のいずれかに該当するもの：
- (i) 粒子サイズが、どの方向でも 200nm 未満のもの；
 - (ii) 純度が 60%以上のもの；
- (6) 火工品及び発光材料であって、次のいずれかに該当するもの：
- (i) 火工品及び発光材料であって、IR スペクトル（赤外線波長域）のいずれかの波長で放射するエネルギーの生成を強化或いは制御するために特別に調製されたもの；又は
 - (ii) マグネシウム、ポリテトラフルオロエチレン及びニフッ化ビニリデン・ヘキサフルオロプロピレン共重合体の混合物 (MT)；
- (7) 亜水酸化チタン (TiHn) であって、化学量論比 $n= 0.65-1.68$ のもの；又は
- (8) 火炎放射器又は焼夷弾の軍需品で使用するために特別に調製された炭化水素燃料であって、金属ステアリン酸塩（例えば、オクトール）又はパルメート；並びに M1、M2 及び M3 濃化剤を含有するもの。
- (d) 酸化剤であって、次のいずれかに該当するもの：
- (1) ADN (アンモニウムジニトラミド又は SR 12) (CAS 140456-78-6) (MT)；
 - (2) AP (過塩素酸アンモニウム) (CAS 7790-98-9) (MT)；
 - (3) BDNPN (ビス (2,2-ジニトロプロピル) ニトレート) (CAS 28464-24-6)；
 - (4) DNAD (1,3-ジニトロ-1,3-ジアゼチジン) (CAS 78246-06-7)；
 - (5) HAN (硝酸ヒドロキシアンモニウム) (CAS 13465-08-2)；
 - (6) HAP (過塩素酸ヒドロキシアンモニウム) (CAS 15588-62-2)；
 - (7) HNF (ニトロ蟻酸ヒドラジニウム) (CAS 20773-28-8) (MT)；
 - (8) 硝酸ヒドラジン (CAS 37836-27-4) (MT)；
 - (9) 過塩素酸ヒドラジン (CAS 27978-54-7) (MT)；
 - (10) 化学反応を抑制された赤色発煙硝酸 (IRFNA) (CAS 8007-58-7) 及び IRFNA 又はニフッ化酸素を構成若しくは含有する液体の酸化剤 (IRFNA を構成する液体の酸化剤については、MT)；又は
 - (11) 本カテゴリーで規制される金属粉末又はその他の高エネルギー燃料成分で合成された過塩素酸塩、塩素酸塩及びクロム酸塩 (MT)。

* (e) 結合剤、及びこれらの混合物であって、次のいずれかに該当するもの：

- (1) AMMO (アジドメチルメチルオキシエタン及びその重合体) (CAS 90683-29-7) (本カテゴリーの(g) (1) 項を参照のこと)；

- (2) BAMO (3・3-ビス (アジドメチル) オキシタン及びその重合体) (CAS 17607-20-4) ;
- (3) BTTN (ブタントリオールトリナイトレート) (CAS 6659-60-5) (MT) ;
- (4) FAMA0 (3-ジフロロアミノメチル-3-アジドメチルオキシタン) 及びその重合体 ;
- (5) FEFO (ビス-(2-フロロ-2, 2-ジニトロエチル)ホルマール) (CAS 17003-79-1) ;
- (6) GAP (グリシジルアジドポリマー) (CAS 143178-24-9) 及びその誘導体 (GAPについては、MT) ;
- (7) HTPB (末端ヒドロキシル基ポリブタジエン) であって、ヒドロキシル基の末端官能性が 2.2 以上でかつ 2.4 以下で、ヒドロキシル価が 0.77meq[ミリグラム当量]/g 未満で、かつ、30°Cに おける粘度が 47 ポアズ未満であるもの (CAS 69102-90-5) (MT) ;
- (8) 4, 5 ジアジドメチル-2-メチル-1, 2, 3-トリアゾール (iso-DAMTR) (MT) ;
- (9) NENAS (ニトラートエチルニトラミン化合物) であって、次のいずれかに該当するもの :
- (i) N-メチル 2-ニトラートエチルニトラミン (メチル I-NENA) (CAS 17096-47-8) (MT) ;
 - (ii) N-エチル 2-ニトラートエチルニトラミン (エチル-NENA) (CAS 85068-73-1) (MT) ;
 - (iii) N-プロピル 2-ニトラートエチルニトラミン (CAS 82486-83-7) ;
 - (iv) N-ブチル-2-ニトラートエチルニトラミン (BuNENA) (CAS 82486-82-6) ; 又は
 - (v) N-ペンチル 2-ニトラートエチルニトラミン (CAS 85954-06-9) ;
- (10) ポリ-NIMMO (ポリニトラートメチルメチルオキシタン) 又はポリ-NMMO (ポリ[3-ニトラートメチル-3-メチルオキシタン]) (CAS 84051-81-0) ;
- (11) PNO (ポリ (3-ニトラートオキシタン)) ;
- (12) TVOPA (1, 2, 3-トリス[1, 2-ビス(ジフルオロアミノ)エトキシ]プロパン ; トリスビノキシプロパンの添加剤) (CAS 53159-39-0) ;
- (13) ポリニトロオルトカーボネート ;
- (14) FPF-1 (ポリ-2, 2, 3, 3, 4, 4-ヘキサフルオロペンタン-1, 5-ジオールホルマール) (CAS 376-90-9) ;
- (15) FPF-3 (ポリ-2, 4, 4, 5, 5, 6, 6-ヘプタフルオロ-2-トリ-フルオロメチル-3-オキサヘプタン-1, 7-ジオールホルマール) ;
- (16) PGN (ポリグリシジルニトレート又はポリ(ニトラートメチルオキシレン) ; ポリ-GLYN ; (CAS 27814-48-8) ;
- (17) N-メチル-p-ニトロアニリン (MT) ;
- (18) 低分子量 (10, 000 未満) でアルコールにより官能基化されたポリ (エピクロロヒドリン) ; ポリ (エピクロロヒドリンジオール) 及びトリオール ;
- (18) ビス (2, 2-ジニトロプロピル)ホルマール及びアセタール ; 又は
- (19) ジニトロプロピル系可塑剤であって、次のいずれかに該当するもの (MT) :
- (i) BDNPA (ビス (2, 2-ジニトロプロピル) アセタール) (CAS 5108-69-0) ; 又は
 - (ii) BDNPF (ビス (2, 2-ジニトロプロピル) フォルマール) (CAS 5917-61-3)。
- (f) 添加剤であって、次のいずれかに該当するもの :
- (1) 塩基性サリチル酸銅 (CAS 62320-94-9) ;
 - (2) BHEGA (ビス (2-ヒドロキシエチル) グリコルアミド) (CAS 17409-41-5) ;
 - (3) BNO (ブタジエンニトリルオキシド) ;
 - (4) フェロセンの誘導体であって、次のいずれかに該当するもの (MT) :
 - (i) ブタセン (CAS 125856-62-4) ;
 - (ii) カトセン (2, 2-ビスエチルフェロセンプロパン) (CAS 37206-42-1) ;
 - (iii) フェロセンカルボン酸及びフェロセンカルボン酸エステル ;
 - (iv) n-ブチルフェロセン (CAS 31904-29-7) ;
 - (v) エチルフェロセン (CAS 1273-89-8) ;
 - (vi) プロピルフェロセン ;
 - (vii) ペンチルフェロセン (CAS 1274-00-6) ;
 - (viii) ジクロロペンチルフェロセン ;
 - (ix) ジクロロヘキシルフェロセン ;
 - (x) ジエチルフェロセン (CAS 173-97-8) ;

- (xi) ジプロピルフェロセン ;
- (xii) ジブチルフェロセン (CAS 1274-08-4) ;
- (xiii) ジヘキシルフェロセン (CAS 93894-59-8) ;
- (xiv) アセチルフェロセン (CAS 1271-55-2)) /1,1' -ジアセチルフェロセン (CAS 1273-94-5) ;
又は
- (xv) フェロセン分子に結合された炭素数が 6 の芳香族官能基を含有しないその他のフェロセンの誘導体 (記載しない Other フェロセン誘導体は、フェロセン分子 (ロケット推進薬の燃焼速度変性剤として使用できる場合、MT) ;
- (5) ベーターレゾルシン酸鉛 (CAS 20936-32-7) ;
- (6) クエン酸鉛 (CAS 14450-60-3) ;
- (7) ベーターレゾルシン酸鉛又はサリチル酸鉛の鉛-銅のキレート ;
- (8) マレイン酸鉛 (CAS 19136-34-6) ;
- (9) サリチル酸鉛 (CAS 15748-73-9) ;
- (10) すず酸鉛 (CAS 12036-31-6) ;
- (11) MAPO (トリス-1-(2-メチル)アジリジニルホスフィンオキシド (CAS 57-39-6) ; BOBBA 8 (ビス(2-メチルアジリジニル) 2-(2-ヒドロキシプロパノキシ) プロピルアミノホスフィンオキシド) ; 及びその他の MAPO 誘導体 (MAPO については、MT) ;
- (12) メチル BAPO (ビス(2-メチルアジリジニル) メチルアミノ酸化ホスフィン) (CAS 85068-72-0) ;
- (13) 3-ニトラザ-1,5-ペンタンジイソシアネート (CAS 7406-61-9) ;
- (14) 有機金属結合剤であって、次のいずれかに該当するもの :
 - (i) ネオペンチル[ジアリルオキシ、トリ[ジオクチル]ホスフェイト-酸化チタン (CAS 103850-22-2) ; チタン IV としても知られている、2,2[ビス 2-プロペノレイト-メチル、ブタノレイト、トリス (ジオクチル) ホスフェイト] (CAS 110438-25-0) ; 又は LICA 12 (CAS 103850-22-2) ;
 - (ii) チタン IV、[(2-プロペノレイト-1) メチル (n-プロペノレイトメチル)] ブタノレイト-1、トリス[ジオクチル]ピロホスフェイト又は KR3538 ; 又は
 - (iii) チタン IV、[(2-プロペノレイト-1) メチル (n-プロパノレイトメチル)] ブタノレイト-1 (トリス(ジオクチル)ホスフェイト) ;
- (15) PCDE (ポリシアノジフクロアミノエチレンオキシド) ;
- (16) 特定の結合剤であって、次のいずれかに該当するもの (MT) :
 - (i) 1,1R,1S-トリメソイル-トリス (2-エチルアジリジン) (HX-868, BITA) (CAS 7722-73-8) ;
又は
 - (ii) イソフタル酸、トリメシン酸、イソシアヌル酸又はトリメチルアジピン酸主鎖と合わせて 2-メチル若しくは 2-エチルアジピン基を持つ多官能性アジリデンアミド ;
(f) (16) (ii) 項の注 : (f) (16) (ii) 項には、以下のものを含む :
 - (1) 1,1H-イソフタロイル-ビス(2-メチルアジリジン) (HX-752) (CAS 7652-64-4) ;
 - (2) 2,4,6-トリス (2-エチル-1-アジリジニル) -1,3,5-トリアジン (HX-874) (CAS 18924-91-9) ; 及び
 - (3) 1,1' -トリメチルアジポイルビス (2-アチルアジリジン) (HX-877) (CAS 71463-62-2)。
- (17) スーパーファイン酸化鉄 (Fe₂O₃ ヘマタイト) であって、比表面積が 250 m²/g 超で、かつ平均粒子サイズが 3.0nm 以下のもの (CAS 1309-37-1) ;
- (18) TEPAN (HX-879) (テトラエチレンペンタアミンアクリロニトリル) (CAS 68412-45-3) ; シアノエチル化ポリアミン及びこれらの塩類 (TEPAN (HX-879) については、MT) ;
- (19) TEPANOL (HX-878) (テトラエチレンペンタアミンアクリロニトリルグリシドール) (CAS 68412-46-4) ; グリシドールと結合したシアノエチル化ポリアミン及びこれらの塩類 (TEPANOL (HX-878) については、MT) ;
- (20) TPB (トリフェニルビスマス) (CAS 603-33-8) (MT) ;
- (21) トリス (エトキシフェニル) ビスマス (TEPB) (CAS 90591-48-3)。

(g) 原料となる物質であって、次のいずれかに該当するもの :

- (1) BCMO (3・3-ビス(クロロメチル)オキセタン) (CAS 78-71-7);
- (2) DADN (1,5-ジアセチル-3,7-ジニトロ-1, 3, 5, 7-テトラアザシクロオクタン);
- (3) ジニトロアゼチジンターシャリーブチル塩 (CAS 125735-38-8);
- (4) CL-20 の原料となる物質 (ヘキサアザイソウルツィタンを含有する分子) (例えば、HBIW (ヘキサベンジルヘキサアザイソウルチタン)、TAIW (テトラアセチルジベンジルヘキサアザイソウルチタン));
- (4) TAIW (テトラアセチルジベンジルヘキサアザイソウルツラン);
- (5) TAT (1・3・5・7-テトラアセチル-1・3・5・7-テトラアザシクロオクタン) (CAS 41378-98-7);
- (6) テトラアザデカリン (CAS 5409-42-7);
- (7) トリクロロベンゼン (CAS 108-70-3); 又は
- (8) 1・2・4-トリヒドロキシブタン (1・2・4-ブタントリオール) (CAS 3068-00-6)。

* (h) 爆発物、推進薬、火工品、燃料酸化剤、結合剤、添加剤、又は原料となる物質であって、次のいずれかに該当するもの (そのように設計された物品については、MT) :

- (1) 機密扱いであるもの;
- (2) 機密扱いの情報をを用いて開発されているもの。

(i) 開発段階の爆発物、推進薬、火工品、燃料酸化剤、結合剤、添加剤、又はこれらのための原料となる物質であって、契約又はその他の資金提供の認可を通して国防総省により資金提供されたものの。

(i) 項の注 1 : 本項は、爆発物、推進薬、火工品、燃料酸化剤、結合剤、添加剤、又はこれらのための原料となる物質であって、次のいずれかに該当するものについては規制しない :

- (a) 生産段階にあるもの、
- (b) 貨物管轄権の決定により EAR の対象であると決定されたもの、又は
- (c) 関連する防衛総省の契約若しくはその他の資金提供の認可において、民生用途と軍事用途の双方のために開発されているとして特定されたもの。

(i) 項の注 2 : 注 1 は、米国軍需品リストで列挙される防衛物品 (生産段階にあるか開発段階にあるかを問わない) には適用されない。

(i) 項の注 3 : 本項は、それらの契約及び資金提供認可のうち、2015 年 1 月 5 日以降の日付が入っているもののみ適用できる。

(j) 技術資料 (本副章の § 120.32 を参照のこと) 及び防衛役務 (本副章の § 120.33 を参照のこと) であって、本カテゴリーの (a) から (i) 項で規定されている防衛物品に直接関連するもの (核関連規制について、本副章の § 120.5(c) も参照のこと) (そのように設計された物品については、MT)。

(k) 以下の解釈が、本カテゴリー及び本副章を通して使用される用語の意味を説明し、一部の用語については詳しく説明する :

- (1) USML のカテゴリー V には、爆発物、高エネルギー物質、推進薬及び信号・照明弾類、並びに航空機、ミサイル及び海軍用に特別に調製された燃料が含まれる。爆発物は、固体、液体若しくは気体の物質又は物質の混合物であって、弾頭、爆破又はその他の軍の用途で、それらの起爆薬、ブースター [伝爆薬]、主爆薬において、爆発させるのに必要なものをいう。
- (2) 本カテゴリーで規制される物質を、規制されていない品目に結合又は変換した結果としての生成物は、規制される品目が、溶解、溶融、ふるい分け等により容易に回収することができない場合、これ以降は本カテゴリーで規制されない。例えば、熱間等静圧圧縮成形法を使用してニアネットシェイプに変換されたベリリウムは、結果的に規制されない部分に入る。ベリリウム粉末を含有する硬化された熱硬化性樹脂は、爆発物又は推進薬の規制条件に合致しない限り、規制されない。硬化された熱硬化性樹脂の造形品におけるベリリウムの粉末の混合物は、本カテゴリーで規制されない。特有の推進薬用の結合剤で混合された規制されているベリリウム粉末の混合物は、依然として本カテゴリーで規制される。乾燥ベリリウム粉末への乾燥シリカ粉

体の添加は、依然として規制される。

- (3) 本カテゴリーの(c)(4)(ii)(A)項は、ホウ素 10 で濃縮されたホウ素及び炭化ホウ素（ホウ素 10 の総量の 20%以上）には適用されない。
- (4) 理論比推力 (Isp) は、標準条件（14.7psi に膨張された 1000psi の圧力室）を用いて計算され、また、ポンド質量当たりのポンド重秒 (lbf-s/lbm) 又は単純化された秒 (s) の単位で計測される。計算は、移動平衡に基づく。
- (5) 粒子サイズは、重量基準での平均粒子径である。粒子サイズの測定には産業界の最良の慣行が用いられる、また、平均径をシフトするためにより大きな又はより小さなサイズの材料を加えることにより、この規制が損なわれてはならない。

(l) から (w) [Reserved]

- (x) 本副章の EAR の対象となる貨物、ソフトウェア及び技術資料のうち、防衛物品において又はその防衛物品とともに使用されるもの。

(x) 項の注：この項の使用は、購入書類に EAR の対象となる貨物、ソフトウェア、又は技術資料（本副章の § 123.1(b) を参照のこと）を含む場合に、防衛物品に対する輸出許可申請書に限定される。

USML のカテゴリー V の注 1： 輸出者の手助けとするために、品目は最も一般的な用途によって分類された。また、適切な場合には、関連の規制されている原料となる物質への言及が提示されている。

USML のカテゴリーの注 2： 化学情報検索サービス機関 (CAS) の登録番号は、本カテゴリーで規制されるすべての物質及び混合物をカバーしているわけではない。この番号は、輸出許可審査過程で政府機関の手助けとするため並びに輸出許可申請書及び輸出関連書類を作成する際の輸出者の手助けとするための例示として示されているものである。

USML のカテゴリーの注 3： 本カテゴリーで規制される品目 ((c)(6)、(h)、又は(i)項で規定される物質を除く) は、EAR の対象となる品目に含まれており、ECCN 1C608 に番号分類される場合、商務省により輸出が許可される。

カテゴリー VI – 軍用水上艦艇及び海軍関連特別装備品

- * (a) 軍艦及びその他の戦闘用艦艇（すなわち、戦艦、航空母艦、駆逐艦、護衛艦[フリゲート艦]、巡洋艦、船団護衛艦、沿岸域戦闘艦、掃海艇、機雷掃討艇、掃海艦、ドック型揚陸艦、強襲揚陸艦）、若しくは沿岸警備隊監視艇（本副章でいうところにおいて、米国の艦種記号 WHEC、WMEC、WMSL、若しくは WPB がついたもの又はついたものと同等のもの）、又は外国製の船舶であって、以下でリストされる船舶の機能と同等の機能を備えるように特別に設計されたもの；
- (b) 本カテゴリーの(a)項で規制されないその他の船舶であって、次のいずれかに該当するもの：
- (1) 25 トンを超えるペイロードの貨物及び兵員を、船から陸へ及び海岸の向こう側に輸送するための高速のエアクッション船；
 - (2) 水上船であって、原子力推進プラントと一体化されたもの又は海軍の原子力推進プラントをサポートするために特別に設計されたもの；
 - (3) 船舶であって、戦備を有するもの又は軍需品を搬送したり、その他標的を破壊若しくは無能力化するためのプラットホームとして使用されるように特別に設計されたもの（例えば、レーザの発射、魚雷、ロケット、若しくはミサイルの発射、若しくは口径が .50 を超える軍需品を発射するもの）；又は
 - (4) 本副章で規制されるいずれかのミッションシステムを組み込んだもの。

(b)(4) 項の注：“ミッションシステム”とは、例えば、軍事通信、電子戦、標的指示、監視、標的探知、又はセンサー能力を備えることによって、特別な軍事機能を実行する防衛物品である“システム”（本副章の § 120.40(h) を参照のこと）として定義される。

(a) 項及び(b) 項の注：軍事用途のために特別に設計された船舶であって、本カテゴリーの(a) 項又は(b) 項で特定されていないもの（非武装化された船舶を含む）（起源又は呼称の如何を問わない）であって、1950 年以前に製造され、かつ、1949 年以降改造されたものでないものは、ECCN 8A609 のも

とで EAR の対象である。法律によって必要とされる安全性機能を組み込むために行われた改造を加えた船舶は、表面的な変更（例えば、異なる塗装）である、或いは 1950 年以前に別途入手可能であった“部品”若しくは“部分品”の追加は、本項でいうところにおいて、“改造されていない”とみなされる。

(c) 開発段階の船舶、及びこれらのための特別に設計された部品、部分品、附属品、及びアタッチメントであって、国防総省により契約又はその他の資金提供権限によって資金を助成されたもの。

(c) 項の注 1：本項は船舶、並びにこれらのために特別に設計された部品、部分品、附属品、及びアタッチメントには適用されない、

(a) 製造中のもの、

(b) 貨物の管轄権決定により EAR の対象であると決定されたもの、又は

(c) 関連する防衛総省の契約若しくはその他の資金提供権限において、民生用途と軍事用途の双方のために開発されているものとして特定されたもの。

(c) 項の注 2：注 1 は、製造中又は開発中にかかわらず、米国軍需品リストに列挙される防衛物品には適用されない。

(c) 項の注 3：この条項は、これらの契約及び資金提供権限のうち、2014 年 7 月 8 日以降の日付が入っているものに適用できる。

(d) [Reserved]

* (e) 海軍原子力推進力プラント及びプロトタイプ、並びにこれらのための建設、支援及び保守用の専用設備（核関連規制について、本副章の § 120.5(c) も参照のこと）。

(f) 船舶並びに海軍の装備品、部品、部分品、附属品、アタッチメント、関連装置、及びシステムであって、次のいずれかに該当するもの：

(1) 船体又は上部構造物（これらのための指示構造物を含む）であって、次のいずれかに該当するもの：

(i) 本カテゴリーの(a)項で規制される船舶のために特別に設計されたもの；

(ii) 装甲、アクティブ防護システム、若しくは開発段階にある装甲装置≠有するもの又は

(iii) 計測された垂線間長さ全体の 12.5%以上の損傷を受けた後でも効力を失わないように特別に設計されたもの；

(2) エネルギーを管理、貯蔵、生成、分配、節約、及び伝達するシステムであって、次のすべてに該当するもの：

(i) エネルギー貯蔵量が 30 メガジュールを超えるもの；

(ii) 放電速度が 3 秒未満のもの；かつ

(iii) サイクル時間が 45 秒未満のもの；

(3) 化学・生物・放射能・核（CBRN）の隔離、過圧、及び濾過装置のための海上輸送用の補助システム、並びにこれらのために特別に設計された部品及び部分品；

* (4) 固定している障害及び移動している障害を避ける際に船舶をナビゲートするのに必要な船内取付型の自律精密意思決定能力及び人間の介在なしに海上衝突予防ルールを守る能力を有する自律型無人船舶用の制御及び監視システム；

* (5) 本節の(e)項で規制されるプラント又は設備のために特別に設計された機械類、機器、部分品、又は装置（製造用、試験用及び検査用の装置及び工具類を含む）（核関連規制について、本副章の § 120.5(c) も参照のこと）；

(6) USML のカテゴリー II、IV、若しくは XVIII で規制される物品又は航空機を発進するためのカタパルト又は航空機を帰投するための着艦拘束装置を組み込むために特別に設計された部品、部分品、附属品、アタッチメント、及び装置（航続距離が 300km 以上の能力を持つロケット、宇宙空間への打上げ用の飛しょう体、又はミサイルのために特別に設計された発射機構については MT）；

(f) (6) 項の注：“航続距離”とは、指定されたロケットシステムが安定した飛行モードで飛行することができる最大距離をいう（地球表面上の軌道の投影によって測定される）。航続距離を決定する際に、燃料又は推進薬を満載した場合におけるシステムの設計特性に基づく最大能力が考慮されるものとする。ロケットシステムの航続距離は、運用上の制限、遠隔測定で強いらられる限度、データリンク又はその他の外部の制約等のいずれかの外部要因とは無関係に決定されるものとする。ロケットシステムの場合、航続距離は、無風状態において ICAO(国際民

間航空機関)の標準大気を仮定条件として、航続距離を最大化する軌道を用いて決定されるものとする。

- (7) 海上輸送のアクティブ防護システム（すなわち、入って来る脅威を能動的に探知・追跡し、船舶に接触する前に当該脅威を制圧するため、弾道、爆発物、エネルギー、又は電磁対抗手段を発射する防衛システム）並びにこれらのために特別に設計された部品及び部分品；
- (8) 機雷掃海装置及び機雷掃討装置（航空機によって配備される機雷掃海装置を含む）、並びにこれらのために特別に設計された部品及び部分品；又は

* (9) 次のいずれかに該当する部品、部分品、附属品、アタッチメント、装置、又はシステム：

- (i) 機密扱いであるもの；
- (ii) 本副章に掲げる防衛物品若しくは EAR の対象となる 600 シリーズの品目に直接的に関連する機密扱いのソフトウェアを含むもの；又は
- (iii) 秘密扱いの情報を使用して開発されているもの。

(f) 項の注 1: 本カテゴリーで規定される船舶のために特別に設計された部品、部分品、附属品、アタッチメント、関連装置、及びシステムであって、(f) 項にリストされていないものは、ECCN 8A609 のもとに EAR の対象となる。

(f) 項の注 2: 船舶のシグネチャの管理に関連する規制については、USML のカテゴリー XIII を参照のこと。

- (g) 技術資料（本副章の § 120.32 参照）及び防衛役務（本副章の § 120.33 参照）であって、本カテゴリーの (a) 項から (f) 項で規定される防衛物品に直接的に関連するもの、並びに ECCN 8A609、8B609、8C609 及び 8D609 で規制される品目に直接的に関連する機密扱いの技術資料並びに機密扱いの技術資料を用いる防衛役務。（MT として指定される物品に関連する技術資料及び防衛役務については、MT）（除外条項については本副章の § 125.4 を参照のこと。）

(h) – (w) [Reserved]

- (x) EAR の対象となる貨物、ソフトウェア及び技術資料のうち、防衛物品において又はその防衛物品とともに使用されるもの。

(x) 項の注: この項の使用は、購入書類に EAR の対象となる貨物、ソフトウェア、又は技術資料（本副章の § 123.1 (b) を参照のこと）を含む場合に、防衛物品に対する輸出許可申請書に限定される。

カテゴリー VII – 陸上車両

* (a) 装甲された戦闘用陸上車両であって、次のいずれかに該当するもの：

- (1) タンク；又は
- (2) 歩兵戦闘車。

* (b) 陸上車両（本カテゴリーの (a) 項で列挙されていないもの）及びトレーラーであって、戦備を有するもの又は弾薬を発射したりその他の形態で標的を破壊若しくは無力化するための発射用又は打上げ用のプラットフォームとして使用されるように特別に設計されたもの（例えば、レーザー発射、ロケット打上げ、ミサイル発射、迫撃砲発射、対空砲弾、又は口径が 50 を超えるその他の弾薬の発射）（500kg 以上のペイロードを 300km 以上運搬することができるロケット、宇宙空間への打上げ用の飛しょう体、ミサイル、無人機、又は無人航空機のために特別に設計されたものである場合、MT）

- (c) 本副章で規制される任務システムを備えた陸上車両及びトレーラー（500kg 以上のペイロードを 300km 以上運搬することができるロケット、宇宙空間への打上げ用の飛しょう体、ミサイル、無人機、又は無人航空機のために特別に設計されたものである場合、MT）。

(b) 項及び (c) 項の注: “ペイロード”とは、指定されたロケットシステム、宇宙空間への打上げ用の飛しょう体、ミサイル、無人機、又は無人航空機により運搬若しくは届けられることができる総質量をいう（飛行の維持のために用いられるものを除く）。航空機システムに係する“航続距離”の定義については、USML のカテゴリー VIII の (a) 項の注を参照のこと。ロケットシステムに係する“航続距離”の定義については、USML のカテゴリー VIII の (f) (6) 項の注を参照のこと。

(c) 項の注: “ミッションシステム”とは、例えば、軍事通信、標的指示、監視、標的探知、又はセンサー能力を備えることによって特別な軍事機能を実行する防衛物品である“システム”（本

副章の § 120. 40 (h) を参照のこと) として定義される。

(d) [Reserved]

- * (e) 装甲された支援用車両であって、オフロードでの使用若しくは水陸両用の能力を持つ装甲支援車両であって、人員若しくは資材を輸送若しくは配備するため又は戦闘車両又は部隊の近接支援において他の車両と共に陸上を移動するために特別に設計されたもの（例えば、人員輸送車、再補給車両、戦闘工兵用車輛、揚収車両、偵察用車両、架橋用車両、傷病者運搬車及び指揮統制車両）。

(f) [Reserved]

(g) 陸上車両用の部品、部分品、附属品、アタッチメント、関連装置、及びシステムであって、次のいずれかに該当するもの：

- (1) 装甲された車体、装甲された砲塔、及び砲塔リング；
- (2) アクティブ防護システム（すなわち、入って来る脅威を能動的に探知・追跡し、車両に接触する前に当該脅威を制圧するため、弾道、爆発物、エネルギー、又は電磁対抗手段を発射する防衛システム）並びにこれらのために特別に設計された部品及び部分品；
- (3) 本カテゴリーに掲げる車両のために特別に設計された複合材料の装甲用部品及び部分品；
- (4) 本カテゴリーに掲げる車両のために特別に設計された多層装甲用の部分品及び部品（スラット装甲用の部品及び部分品を含む）；
- (5) 爆発反応装甲用の部品及び部分品；
- (6) 電磁装甲用の部品及び部分品（これらのために特別に設計されたパルス電源を含む）；

(g) (3) 項から (g) (6) 項の注：これらの項で使用される用語を説明又は詳説する解釈については、USML のカテゴリー XIII の (m) (1) から (m) (4) を参照のこと。

- (7) 本カテゴリーで特定される車両のための兵器又はその他の任務システムの状態を評価するための内蔵試験装置（BITE）（当該車両の単に基本動作に関するサブシステム又は部分品に関する診断を備えている装置を除く）；
- (8) 砲架、安定砲塔駆動自動昇降装置、並びにこれらのために特別に設計された部品及び部分品；
- (9) 定格クラスが 60 以上の自己発射橋の部分品であって、本カテゴリーに掲げる車両による配備のためのもの；
- (10) サスペンション用部分品であって、次のいずれかに該当するもの：
 - (i) 本カテゴリーに掲げる重量が 50 トンを超える車両のために特別に設計されたロータリーショックアブソーバ；又は
 - (ii) 本カテゴリーに掲げる重量が 50 トンを超える車両のために特別に設計されたトーションバー；
- (11) 本カテゴリーに掲げる車両を、無人運転又はドライバーによる運転のいずれかを選択できる車両に改造するように特別に設計されたキット。本項で規制されるキットについては、最低限、次のすべてに該当する装置を含むものとする：
 - (i) 遠隔型又は自律型ステアリング；
 - (ii) 加速装置及びブレーキ装置；並びに
 - (iii) 操縦システム；
- (12) 射撃統制コンピュータ、任務統制コンピュータ、車両管理コンピュータ、統合中央処理装置、在庫管理システム、火器管制装置、車載兵器装置及びコンピュータ；
- (13) 本カテゴリーに掲げる車両の任務システムのための試験用又は較正用の装置（別途列挙されているものを除く）；又は

* (14) 次のいずれかに該当する部品、部分品、附属品、アタッチメント、装置、又はシステム（MT として指定されるこれらの物品については、MT）：

- (i) 機密扱いであるもの；
- (ii) 本副章に掲げる防衛物品若しくは EAR の対象となる 600 シリーズの品目に直接的に関連する機密扱いのソフトウェアを含むもの；又は
- (iii) 秘密扱いの情報を使用して開発されているもの。

(g) 項の注：本カテゴリーで列挙される車両のために特別に設計された部品、部分品、附属品、アタッチメント、関連装置、及びシステムであって、(g) 項にリストされていないものは、ECCN

OA606 のもとに EAR の対象となる。

(h) 技術資料（本副章の § 120.32 参照）及び防衛役務（本副章の § 120.33 参照）であって、本カテゴリーの(a)項から(g)項で規定される防衛物品に直接的に関連するもの、並びに ECCN OA606、OB606、OC606、及び OD606 で規制される品目に直接的に関連する機密扱いの技術資料並びに機密扱いの技術資料を用いる防衛役務。（除外条項については本副章の § 125.4 を参照のこと。）(MT として指定される物品に関連する技術資料及び防衛役務については、MT)

(i) ~ (w) [Reserved]

(x) EAR の対象となる貨物、ソフトウェア及び技術資料のうち、防衛物品において又はその防衛物品とともに使用されるもの。

(x) 項の注：この項の使用は、購入書類に EAR の対象となる貨物、ソフトウェア、又は技術資料（本副章の § 123.1(b) を参照のこと）を含む場合に、防衛物品に対する輸出許可申請書に限定される。

カテゴリーVII の注 1： 軍用途のために特別に設計された陸上車両であって、本カテゴリーで特定されないものは、ECCN OA606 のもとに EAR の対象となる（戦備を有していない陸上車両（起源又は呼称の如何を問わない）であって、1956 年以前に製造され、かつ、1955 年以降改造されたものではないものを含む）。法律によって必要とされる安全性機能を組み込むために行われた改造を加えた陸上車両は、表面的な変更（異なる塗装若しくはボルト穴の再配置）である。或いは 1956 年以前に別途入手可能であった“部品”若しくは“部分品”の追加は、本項でいうところにおいて、“改造されていない”とみなされる。ECCN OA606 は、戦備を有していない車両のうち、本項が適用できなければ EAR99 に分類される民生用の車両であって、防弾能力を備える“材料”で改造されたもの又はその他の形態で適合されたもの（レベル III（1985 年 9 月制定の国家司法研究所規格 0108.01）以上の防弾能力を備える“材料”又は“部分品”で製造又は装着されているものであって、反応装甲又は電磁装甲を有していないものを含む）から誘導されたものについても含まれる。

カテゴリーVII の注 2： 装甲車両とは、以下に該当するものである：(i) 陸上車両であって、十分に装甲された車体若しくは運転席と一体化したもの；又は(ii) 陸上車両であって、レベル III（1985 年 9 月制定の国家司法研究所規格 0108.01）以上の防弾能力を備えるようにアドオン方式の装甲が設置されたもの。装甲車両には、アドオン方式の装甲を単に装備することができるものについては、含まない。

カテゴリーVII の注 3： 陸上車両には、当該車両が走行するように設計された路面（例えば、ハイウェイ、オフロード、軌道）の如何にかかわらず、定義又は規制パラメータに合致する車両を含む。

カテゴリー VIII—航空機及び関連物品

(a) 航空機（有人機、無人機、遠隔操縦機、若しくは有人無人両用機のいずれであるかを問わない）であって、次のいずれかに該当するもの（航空機（有人航空機を除く）の航続距離が 300km 以上である場合、MT）：

- * (1) 爆撃機；
- * (2) 戦闘機、戦闘爆撃機、及び固定翼攻撃機；
- * (3) 戦闘機、攻撃機、又は爆撃機のパイロットを訓練するのに使用されるターボファン若しくはターボジェット搭載訓練機；
- * (4) 攻撃用ヘリコプター；
- * (5) 防衛物品を組み込むために特別に設計された無人航空機（UAV）；
- * (6) [Reserved]
- * (7) 諜報、監視、及び偵察機能を実行する目的のための防衛物品を組み込むように特別に設計された航空機；
- * (8) 電子戦機能を実行する目的のための防衛物品を組み込むように特別に設計された航空機；空中警戒管制機；若しくは指揮、統制、及び通信機能を実行する目的のための防衛物品を組み込むように特別に設計された航空機；
- (9) 燃料補給機能を実行する目的のための防衛物品を組み込むように特別に設計された航空機；
- (10) 標的無人機；

- (11) [Reserved]
- (12) 飛行中に給油を受けることができる航空機（ホバリング飛行しながらのヘリコプターへの給油（HIFR）を含む）；
- * (13) [Reserved]
- (14) ロールオン／ロールオフ方式の昇降台をもつ航空機であって、飛行中に再給油されることなく、短い滑走路若しくは未舗装の滑走路に、35,000 ポンド[15.87 トン]を超えるペイロードを2,000海里[3,704km]を超える距離に空輸することができるもの（L-100及びLM-100J輸送機を除く）；
- * (15) (a) (1)項から(a) (14)項で列挙されていない航空機であって、次のいずれかに該当するもの：
- (i) 米国原産の航空機であって、A、B、E、F、K、M、P、R若しくはSの軍独自の呼称をもつもの；又は
- (ii) 外国原産の航空機であって、本カテゴリーの(a) (15) (i)項でリストされる航空機の機能と同等の機能を与えるように特別に設計されたもの；又は
- (16) 戦備を有するもの又は軍需品を搬送する若しくは標的を破壊するプラットホームとして使用されるように特別に設計された航空機（例えば、レーザー発射、ロケット打上げ、ミサイル発射、爆弾投下又は機上掃射）；
- (a)項の注1：**軍の用途のために特別に設計された航空機であって、本節の(a)項で特定されないものは、EARの対象であり、ECCN 9A610に番号分類される（1956年以前に製造された戦備を有していない各型式の軍用の航空機）（起源又は呼称の如何を問わない）であって、製造以降改造されていないものを含む。本項でいうところにおいて、飛行機能の安全を組み込むための改造又はその他のFAA[連邦航空局]若しくはNTSB[国家運輸安全委員会]の改造（たとえば、トランスポンダー及び航空データレコーダ）をした航空機は、“改造されていない”ものとみなされる。
- (a)項の注2：**“航続距離”とは、指定された航空機システムが安定した飛行モードで飛行することができる最大距離をいう（地球表面上の軌道の投影によって測定される）。航続距離を決定する際に、燃料又は推進薬を満載した場合におけるシステムの設計特性に基づく最大能力が考慮されるものとする。航空機システムの航続距離は、運用上の制限、遠隔測定で強えられる限度、データリンク又はその他の外部の制約等のいずれかの外部要因とは無関係に決定されるものとする。航空機システムの場合、航続距離は、予備燃料のない状態で、無風状態において国際民間航空機関（ICAO）の標準大気を仮定条件として、“航続距離”を最大化する軌道を用いて決定されるものとする。
- (b)～(c) [Reserved]
- (d) 本カテゴリーの(a)項で規定される航空機がカテゴリーVIの(a)から(c)項で規定される艦船から発艦若しくは艦船に着艦を可能とするように特別に設計された発艦及び着艦装置（発艦及び着艦装置が、300km以上の航続距離を有する航空機（有人航空機を除く）、又はミサイル用のものである場合、MT）。
- (d)項の注：**“航続距離”の定義について、本カテゴリーの(a)項を参照のこと。
- (e) [Reserved]
- (f) 契約又はその他の資金調達の認可を介して国防総省により資金を助成された開発段階の航空機、並びにこれらのために特別に設計された部品、部分品、附属品、及びアタッチメント。
- (f)項の注1：**本項は、航空機並びにこれらのために特別に設計された部品、部分品、附属品、及びアタッチメントであって、次のいずれかに該当するものについては規制しない：
- (a) 製造中のもの；
- (b) 貨物管轄権決定によりEARの対象であると決定されたもの；又は
- (c) 民間用途及び軍事用途の双方のために開発されているとして国防総省の契約又はその他の資金調達の認可により特定されたもの。
- (f)項の注2：**注1は、製造中であるか開発中であるかにかかわらず、米国軍需品リストに列挙される防衛物品には適用されない。
- (f)項の注3：**この条項は、2014年4月16日以降の日付が入っているこれらの契約又はその他の資金調達の認可、又は新規の防衛物品の開発を開始する修正に適用される。
- (g) [Reserved]
- (h) 部品、部分品、附属品、アタッチメント、関連装置及びシステムであって、次のいずれかに該当

するもの：

- (1) 以下の米国原産航空機のために特別に設計された部品、部分品、附属品、及びアタッチメント：

B-1B、B-2、B-21、F-15SE、F/A-18 E/F、EA-18G、F-22、F-35、及びこれらの将来の派生機；
又はF-117 若しくは米国政府の技術実証機。

F-15SE 及び F/A-18 E/F の部品、部分品、附属品、及びアタッチメントであって、これらの航空機の初期のモデルと共通であるものは、EAR の対象である（ただし、本カテゴリーの (h) 項でリストされるものを除く）；

(h) (1) 項の注：本項は、このカテゴリーの (a) 項で規定される航空機であって (h) (1) 項で特定されていないもの、及び (h) (1) 項で特定されているものに共通の部品、部分品、附属品、及びアタッチメントについては、規制しない。例えば、§ 120.41 (b) (3) を適用する場合、F-16 と F-35 のみに共通の部品は、本項でいうところにおいて、特別に設計されたものではない。F-22 と F-35 ((h) (1) 項で特定されるの 2 機種) の航空機モデル) でのみ共通の部品は、本項でいうところにおいて、特別に設計されたものである（ただし、他の項の一つが本副章の § 120.41 (b) で適用される場合を除く）。

- (2) 20,000 フィート/分を超えるインターナルピッチ線速度で動作する回転翼機用ギアボックスであって、潤滑油が失われた状態（非常用若しくは補助の潤滑システムを除く）で 30 分間動作することができるもの、並びにそれらのために特別に設計された部品及び部分品；

(h) (2) 項の注：潤滑油が失われた状態とは、オイル/潤滑油がトランスミッション/ギアボックスから殆ど若しくは完全に失われた状況（例えば、潤滑システムの故障により残留したコーティングのみが残されている状況）をいう。

- (3) 尾部支材折たたみシステム、スタビレータ折たたみシステム及び回転翼自動折たたみシステム、並びにそれらのために特別に設計された部品及び部分品；

- (4) 翼折たたみシステム、並びにそれらのために特別に設計された部品及び部分品であって、次のいずれかに該当するためのもの：

- (i) USML のカテゴリー IV (d) で規制される電源設備により動力を供給される航空機；又は
(ii) 次のいずれかの特性を有する航空機であって、ガスタービンエンジンを動力とするもの：
(A) 折り畳み翼の翌外端の部分が、持続飛行のために必要とされるもの；
(B) 折り畳み翼の翼端に近い方に燃料を格納することができるもの；
(C) 操縦翼面が折り畳み翼の翼端に近い方にあるもの；
(D) ハードポイントが折り畳み翼の翼端に近い方にあるもの；
(E) 折り畳み翼の機内のハードポイントが飛行中の射出を可能にさせるもの；若しくは
(F) 航空機が、+3.5g/-1.5g を超える最大垂直操縦加速度に耐えられるように設計されたもの。

- (5) 航空機搭載アレスティングギア〔着艦拘束装置〕（例えば、テールフック及びドラッグ・シュート）並びにそれらのために特別に設計された部品及び部分品；

- (6) 爆弾懸吊架、ミサイル発射装置、ロケット発射装置、ミサイルレール、兵器パイロン、パイロンと発射装置のアダプター、無人航空機 (UAV) 機上発射システム、武器又は兵器用の外部搭載品支持架システム並びにこれらのために特別に設計された部品及び部分品（爆弾懸吊架、ミサイル発射装置、ミサイルレール、兵器パイロン、パイロンと発射装置のアダプター、UAV 機上発射システム、UAV 用の外部搭載品支持架システムが、300km 以上の“航続距離”を有する航空機（有人航空機を除く）、又はミサイル用である場合、MT）。

- (7) 単に重複した内部の電気回路から構成されない耐損傷又は耐故障飛行制御システムであって、本カテゴリーで規制される航空機のために特別に設計されたもの；

- (8) 耐脅威適応自律飛行制御システム（ここで、耐脅威適応自律飛行制御システムとは、オペレーター若しくはパイロットからの入力なしに、敵の脅威により生ずるリスクを最小化するために航空機制御若しくは飛行経路を調整する飛行制御システムをいう）；

- (9) 非表面型の飛行制御システム及びエフェクター（例えば、メインエンジンの推力以外のガス噴出孔からの推力ベクタリング）；

- (10) 出力管理 LPI（低妨害確率）又は信号変調（すなわち、周波数ホッピング、チャーピング、

- ダイレクトシーケンススペクトル拡散)の LPI 能力を有するレーダー高度計 (300km 以上の“航続距離”を有する航空機 (有人航空機を除く)、又はミサイルについては MT) ;
- (11) 空中給油システム及びホバリング中給油 (HIFR) システム、並びにこれらのために特別に設計された部品及び部分品 ;
- (12) 無人航空機 (UAV) 飛行制御システム及びスウォーミング能力を持つ機体管制システム (すなわち、お互いに衝突を回避したり、編隊飛行を行うために相互に作用することが自動的に (人手によらずに) 機能するものであって、作戦環境 / 脅威環境における変化に対してリアルタイムで適応することができるもの、又は、兵器として使用する場合、目標を相互に調整するもの (300km 以上の“航続距離”を有する航空機 (有人航空機を除く)、又はミサイルについては MT) ;
- (13) [Reserved]
- (14) 短距離離陸垂直着陸のための揚力ファン、クラッチ、及びロールポスト並びに上記の揚力ファン及びロールポストのために特別に設計された部品及び部分品 ;
- (15) 照準器又は旋回装置 (これには、軍需品の照準、発射、追跡、管理の能力を含む) を組み込んだ一体型ヘルメット (例えば、キューイングシステムを装着したヘルメット、統合ヘルメットマウンテッドキューイングシステム (JHMCS)、ヘルメット装着型ディスプレイ、表示・照準ヘルメット (DASH)) 並びにこれらのために特別に設計された部品、部分品、附属品、及びアタッチメント ;
- (16) 火器管制コンピュータ、在庫管理システム、軍備管理装置、並びに航空機-兵器インタフェースユニット及びコンピュータ (例えば、AGM-88 HARM [高速対電波源ミサイル] 航空機発進インタフェースコンピュータ (ALIC)) ;
- (17) 本カテゴリーで規制される航空機のために特別に設計された任務統制コンピュータ、機体管制コンピュータ、及び統合中央処理装置 ;
- (18) 7.62mm 以上の発射体の衝撃を受けた後でも機能するよう特別に設計された駆動システム、飛行制御システム、及びそれらのための部分品 ;
- (19) 本カテゴリーで規制される航空機について飛行中にうまく使われるように特別に設計された推力逆転装置 ;
- * (20) 次のいずれかに該当する部品、部分品、附属品、アタッチメント、装置、又はシステム :
- (i) 機密扱いであるもの ;
- (ii) 本副章に掲げる防衛物品又は EAR に対象の 600 シリーズの品目に直接的に関連する機密扱いのソフトウェアを含むもの ; 又は
- (iii) 機密扱いの情報をを用いて開発されたもの。
- (21) - (26) [Reserved]
- (27) 可変速ギアボックス (ここで、“可変速ギアボックス”とは、エンジン又はその他の動力源からのギアボックスの入力速度が一定である間に、ギアボックス内で機械的手段によりギアボックスの出力速度を変化させる能力、及び出力速度を 20% 以上変化させることができ、かつ、ローター、プロップローター、プロペラ、プロップファン、又はリフトファンに動力を供給する能力を有するものをいう)、並びにそれらのために特別に設計された部品及び部分品 ;
- (28) カテゴリー XIX で規制されるエンジンのために特別に設計された電力若しくは熱管理システムであって、次のいずれかに該当するもの :
- (i) 1 基当たり 300kW を超える電力を供給する発電機であって、重量によって測定された電力密度が 2kW/ポンドを超えるもの (重量によって測定された電力密度を計算する場合においてコントローラーの質量を含まない) ;
- (ii) 熱交換器であって、60 kW/K-m³ 若しくは 1 kW/K 以上の熱量をガスタービンエンジンの流路に交換するもの ; 又は
- (iii) 直冷式の熱電子パッケージ熱交換機であって、100W/cm² 以上で、20kW 以上の熱量を伝導するもの。
- (29) 次のいずれかに該当する装置 ((h) (1) 項で規定される防衛物品のために特別に設計されている場合に限る) :
- (i) 実験機 ;
- (ii) 主要な航空機システムをテストするために使用される実機を模したアイアンバード地上

装備；又は

(iii) ジグ、位置決め治具、テンプレート、ゲージ、モールド、ダイ、若しくは当て板。

- (i) 本カテゴリーの(a)項から(h)項に規定される防衛物品と直接関連する技術資料（本副章の § 120.32 参照）及び防衛役務（本副章の § 120.33 参照）並びに ECCN 9A610、9B610、9C610 及び 9D610 で規制される品目に直接的に関連する機密扱いの技術資料並びに機密扱いの技術資料を用いている防衛役務。（除外条項について、本副章の § 125.4 を参照のこと。）（このように指定された物品に関連する技術資料及び防衛役務については、MT。）

(j)～(w) [Reserved]

- (x) 本カテゴリーで規制される防衛物品の中で使用される又はその防衛物品と共に使用される EAR 対象の貨物、ソフトウェア、及び技術。

(x) 項の注：この項の使用は、本カテゴリーで規制される防衛物品であって、購入書類に EAR 対象の貨物、ソフトウェア、又は技術が含まれているものに対する輸出許可申請書に限定される（本副章の 123.1(b) 参照）。

注：(h) (3) から (5)、(7)、(14)、(17)、又は (19) 項に掲げる部品、部分品、附属品、及びアタッチメントは、EAR の対象となる航空機であって、ECCN 9A610 に番号分類されるものに組み込まれる場合、商務省により輸出が許可される。交換用のシステム、部品、部分品、附属品及びアタッチメントは、ITAR の規制の対象である。

カテゴリーIX—軍事訓練関連装置及び軍事訓練

- (a) 訓練装置であって、次のいずれかに該当するもの：

- (1) 地上、水上、水中、宇宙、若しくは曳航式空中の標的であって、次のいずれかに該当するもの：

- (i) 特定の防衛物品、特定のその他の品目、又は特定の個人を擬態する、赤外線、レーダー、音響、磁気、又は熱的な識別特性を有するもの；又は
(ii) 本副章で規制される防衛物品に対して成り行きに任せての[hit/miss]性能情報を備えるために装備されたもの；

(a) (1) 項の注：無人標的機は、USML のカテゴリーVIII (a) で規制される。

- (2) 本副章で列挙される兵器のモックアップである機器であって、本副章で列挙される兵器に対する保守の訓練又は処分の訓練のために使用されるもののうち、本副章で規制される技術を明らかにするもの又は本副章で規制される部品、部分品、附属品、若しくはアタッチメントを含むもの；

- (3) 航空機戦技訓練評価装置及びそれらのための地上局；

- (4) 戦闘機又は攻撃ヘリコプターのための生理学的な飛行訓練装置；

- (5) USML のカテゴリーXI で規制されるレーダーでの訓練のために特別に設計されたレーダー訓練装置；

- (6) 本副章で規制される物品の搭乗員ステーション、任務システム又は兵器に取り付けられるために特別に設計された訓練機器；

(a) (6) 項の注：本項には、実際の装備品に訓練装置として動作させる組込型又は追加型の機器であるシミュレーション装置を含む。

- (7) 対潜水艦戦訓練装置；

- (8) ミサイル発射訓練装置；

- (9) レーダーターゲットジェネレーター；

- (10) 赤外線シーンジネレーター；又は

- * (11) 訓練機器であって、次のいずれかに該当するもの：

- (i) 機密扱いであるもの；

- (ii) 本副章に掲げる防衛物品若しくは EAR の対象となる 600 シリーズの品目に直接的に関連する機密扱いのソフトウェアを含むもの；又は

- (iii) 機密扱いの情報をを用いて開発されているもの。

(a) 項の注：訓練装置には、本副章で対象とされる品目の識別特性又は戦術、技術及び手順の

ない戦闘ゲームを含まない。

(b) シミュレーション装置であって、次のいずれかに該当するもの：

- (1) 本副章で規制される最終品目の個々の搭乗員ステーション、任務システム又は兵器の作戦を再現するシミュレーション装置に固有のシステム；
- (2)～(3) [Reserved]
- (4) ソフトウェア及び関連するデータベース（本副章の他の箇所で列挙されているものを除く）であって、次のいずれかに該当するものをモデリング又はシミュレーションするために使用することができるもの：
 - (i) 本カテゴリーの(a)項で列挙される訓練装置；
 - (ii) 戦闘管理；
 - (iii) 軍用の試験シナリオ／モデル；又は
 - (iv) 本副章で列挙される兵器効果；又は

* (5) シミュレーション装置であって、次のいずれかに該当するもの：

- (i) 機密扱いであるもの；
- (ii) 本副章に掲げる防衛物品若しくは EAR に対象となる 600 シリーズの品目に直接的に関連する機密扱いのソフトウェアを含むもの；又は
- (iii) 機密扱いの情報を用いて開発されているもの。

(c)～(d) [Reserved]

(e) 技術資料（本副章の § 120.32 参照）及び防衛役務（本副章の § 120.33 参照）：

- (1) 本カテゴリーの(a)項及び(b)項で列挙される防衛物品に直接的に関連するもの；
- (2) 防衛物品が使用されない若しくは移転されない場合であっても、本カテゴリーの(b) (4)項で列挙されるソフトウェア及び関連するデータベースに直接的に関連するもの；又は
- (3) 本副章で列挙される防衛物品若しくは技術資料に直接的に関連しない軍事訓練（本副章の § 120.32 (a) (3) 参照）。

(f)～(w) [Reserved]

(x) EAR の対象となる貨物、ソフトウェア及び技術資料のうち、防衛物品において又はその防衛物品とともに使用されるもの。

(x) 項の注：この項の使用は、購入書類に EAR の対象となる貨物、ソフトウェア、又は技術資料（本副章の § 123.1 (b) を参照のこと）を含む場合に、防衛物品に対する輸出許可申請書に限定される。

USML カテゴリー IX の注：本カテゴリーに掲げるシミュレーション装置の部品、部分品、附属品、又はアタッチメントであって、シミュレートされたシステム又はシミュレートされた最終品目と共通であるものは、同じ USML のカテゴリー又は CCL の ECCN のもとで、シミュレートされたシステム又はシミュレートされた最終品目の部品、部分品、附属品、又はアタッチメントとして規制される。

カテゴリー X—個人用の防衛装備品

(a) 個人用の防衛装備品であって、次のいずれかに該当するもの：

- (1) NIJ 規格タイプ IV 以上の防衛レベルを備える防弾服；
 - (a) (1) 項の注 1：**タイプ I、タイプ II、タイプ IIA、タイプ IIIA 又はタイプ III の防衛レベルを備える防弾服については、ECCN 1A005 及び 1A613 を参照のこと。
 - (a) (1) 項の注 2：**関連する材料に対する規制については、USML のカテゴリー XIII (e) を参照のこと。
- (2) 個人用の防護服、装備品、又はフェースペイントであって、900 ナノメートルを超える波長においてレーダー、赤外線又はその他のセンサーによる探知を防いだり、探知を弱めるように特別に設計されたもの；

(a) (2) 項の注：関連する材料に対する規制については、USML のカテゴリー XIII (j) を参照のこと。

(3)～(4) [Reserved]

(5) 統合型ヘルメット（USML のカテゴリー VIII (h) (15) 又は USML のカテゴリー XII で指定されていないもの）であって、光学式照準装置又は旋回装置（これには照準、発射、追尾、又は軍需品の管

- 理を含む)を組み込んだもの；
- (6) 及び NIJ 規格タイプ IV 以上の防御レベルを備えるヘルメット及びヘルメットの的外殻；
- (7) 次のいずれかに該当するものに対して防御するゴーグル、バイザー、ビジョンブロック、キャノピー、又は光学式照準装置若しくはビューワーであって、防御手段として一般的な広帯域吸収染料若しくは紫外線抑制剤以外のもの（例えば、狭帯域のフィルター／染料又は可視帯透明度が高い広帯域のリミッター／コーティング）を使用したもののうち、光学密度が3を超えるもの：
- (i) 複数の可視（帯域内）レーザ波長；
- (ii) 核爆発に関連した熱閃光；又は
- (iii) 近赤外線若しくは紫外線（帯域外）レーザ波長；又は
- (a) (7) 項の注1：関連する部品、部分品、及び材料に対する規制については、本カテゴリーの(d) (2) 項及び(d) (3) 項を参照のこと。
- (a) (7) 項の注2：センサー防護装置については USML のカテゴリー XII を参照のこと。
- (8) 開発段階の個人用の防御装備品並びにこれらのために特別に設計された部品、部分品、附属品、及びアタッチメントであって、契約又はその他の資金提供の認可を通して国防総省のために開発されたもの。
- (a) (8) 項の注1：本項は、個人用の防御装備品並びにこれらのために特別に設計された部品、部分品、附属品、及びアタッチメントであって、次のいずれかに該当するものについては規制しない：
- (a) 生産段階にあるもの、
- (b) 貨物管轄権の決定により EAR の対象であると決定されたもの、又は
- (c) 関連する防衛総省の契約若しくはその他の資金提供の認可において、民生用途と軍事用途の双方のために開発されているとして特定されたもの。
- (a) (8) 項の注2：注1は、USML で列挙される防衛物品（生産段階にあるか開発段階にあるかを問わない）には適用されない。
- (a) (8) 項の注3：本項は、それらの契約及び資金提供認可のうち、2015年1月5日以降の日付が入っているもののみ適用できる。
- (b)～(c) [Reserved]
- (d) このカテゴリーで規制される個人用の防御装備品のための部品、部分品、組立品、附属品、アタッチメント、及び関連装置であって、次のいずれかに該当するもの：
- (1) NIJ 規格タイプ IV 以上の防御レベルを備えるセラミック製又は複合材料製の板；
- (2) このカテゴリーの(a) (7) 項で対象とされる物品のために特別に設計されたレンズ、基板、又はフィルター；
- (3) このカテゴリーの(a) (7) 項で対象とされる物品のために特別に設計された材料及びコーティングであって、光学密度が3を超えるもののうち、次のいずれかに該当するもの：
- (i) 狭帯域の吸収染料；
- (ii) 広帯域の光スイッチ又はリミッター（すなわち、非線形材料、同調可能型若しくは切替可能型アジャイルフィルター、光パワーリミッター、近赤外形干渉ベースのフィルター）；
又は
- (iii) 狭帯域の干渉ベースのノッチフィルター（すなわち、多層誘電体コーティング、ルーゲートタイプ、ホログラム若しくはハイブリッド（すなわち、染料を使用した干渉））であって、複数のレーザー波長に対して防御し、可視帯透明度が高いもの；又は
- * (4) 何らかの部分品、部品、附属品、アタッチメント、装置、又はシステムであって、次のいずれかに該当するもの：
- (i) 機密扱いであるもの；
- (ii) 本副章に掲げる防衛物品若しくは EAR に対象となる 600 シリーズの品目に直接的に関連する機密扱いのソフトウェアを含むもの；又は
- (iii) 機密扱いの情報をを用いて開発されているもの。
- (a) 項及び(d) 項の注：装甲についての防御レベルの説明については、国立司法省研究所の分類 (NIJ[国立司法省研究所]規格-0101.06) 又は同等の国家規格を参照のこと。
- (e) 本カテゴリーの(a) 項から(d) 項で規定される防衛物品に直接関連する技術資料（本副章の §

120.32 参照) 及び防衛役務 (本副章の § 120.33 参照)。

(f) ~ (w) [Reserved]

(x) EAR の対象となる貨物、ソフトウェア及び技術資料のうち、防衛物品において又はその防衛物品とともに使用されるもの。

(x) 項の注: この項の使用は、購入書類に EAR の対象となる貨物、ソフトウェア、又は技術資料 (本副章の § 123.1 (b) を参照のこと) を含む場合に、防衛物品に対する輸出許可申請書に限定される。

カテゴリーXI—軍用電子装置

(a) 電子装置及びシステム (米国防需品リストのカテゴリーXII に含まれるものを除く) であって、次のいずれかに該当するもの:

* (1) 水中用のハードウェア、装置、又はシステムであって、次のいずれかに該当するもの:

(i) アクティブ型若しくはパッシブ型の音響アレー検出システム若しくはリアルタイム処理が可能な音響アレー装置であって、水上船、潜水艇、その他の水中船、魚雷、若しくは水雷を捜査若しくは探知し、かつ、追尾、場所の突き止め (すなわち、距離及び方位の確定)、類別、若しくは特定するものうち、次のいずれかに該当するもの:

(A) マルチスタティック処理能力を有するもの;

(B) 動作周波数が 20kHz 未満のもの; 若しくは

(C) 動作帯域幅が 10kHz を超えるもの;

(ii) 水中用の単一音響センサーシステムであって、非生物学的な音色を識別して、その音の発生源の位置を突き止めるもの;

(a) (1) (ii) 項の注: 用語 '音色' とは、人工の対象物から発せられる、広帯域及び狭帯域のスペクトルにおけ離散的な周波数を意味する。

(iii) 水上船、潜水艇、その他の水中船、魚雷、若しくは水雷を捜査若しくは探知し、かつ、追尾、場所の突き止め (すなわち、距離及び方位の確定)、類別、若しくは特定する非音響システム;

(iv) 音響モデム、ネットワーク、及び通信装置であって、リアルタイムの適応型補正機能を有するもの若しくは低迎撃可能性 (LPI) を使用するもの;

(a) (1) (iv) 項の注: 適応型補正とは、データを送受信するための最良アルゴリズムを選択するため水質状態を判断する水中用モデムの能力をいう。

(v) 低周波/超低周波 (LF/VLF) 電子モデム、ルータ、インターフェース及び通信装置であって、海中での通信のために特別に設計されたもの; 又は

(vi) 固定式 (船底搭載/海底) 若しくは可搬式の自律型無人潜水機 (AUV) による共同検出及び共同交戦を可能とする自律的なシステム及び装置;

* (2) 水中用の音波による妨害手段若しくは対電子妨害対抗手段のシステム若しくは装置;

* (3) レーダーシステム及び装置であって、次のいずれかに該当するもの:

(i) 航空機搭載レーダーであって、時間の経過に伴って受信されたレーダー信号の中で、関心のある一以上の目標物 (気象現象を除く) の位置的な状態を維持するもの;

(a) (3) (i) 項の注: 本項は次のすべてに該当するレーダーについては規制しない:

(1) 8 海里 (nmi: 1 海里は 1,852m) を超える探知距離で、1 平方メートルのレーダー反射断面積 (RCS) の標的の自由空間探知能力を有さないもの;

(2) レーダー更新速度が、1Hz 以下のもの; かつ

(3) 貨物管轄権裁定により EAR の対象であるとして裁定された設計技法を使用したもの。

(ii) 合成開口レーダー (SAR) であって、0.3m 未満の (良い) 画像解像度を組み込んだもの、若しくは 0.3m 未満の (良い) 地理表示精度を持つコヒーレント変化検出 (CCD) を組み込んだもの (30GHz から 3,000GHz の周波数範囲で動作する遮蔽物体検出装置を除く) であって、100m の遠隔距離で空間分解能が 0.1 ミリラジアン以上 1 ミリラジアン以下のもの;

(iii) 逆合成開口レーダ (ISAR);

(iv) 1km を超える探知距離において、目標位置誤差 50 (TLE50) が 10m 以下で測地学的位置 (すなわち、測地緯度、測地経度及び測地高) を突き止めるレーダー;

- (v) 洋上監視レーダーであって、出力と開口の積の平均値が 50Wm^2 を超えるもの；
- (vi) 洋上監視レーダーであって、瞬時帯域幅が 100MHz を超える波形を伝送するもののうち、アンテナの回転速度が 60 回転/分 (RPM) を超えるもの；
- (vii) 対空監視レーダーであって、 85nmi [海里：1 海里は $1,852\text{m}$] 以上の探知距離 (RCS 値に対して RCS の 4 乗根に比例する) で、1 平方メートルの RCS [レーダー反射断面積] の標的の自由空間探知能力を有するもの；
- (viii) 対空監視レーダーであって、 $65,000$ フィートの高度において 20 度を超える仰角で、1 平方メートルの RCS の標的の自由空間探知能力を有するもの (すなわち、対砲兵射撃)；
- (ix) [Reserved]
- (x) 対空監視レーダーであって、ビームの立体角が 16 度² 以下であって、再訪率が $1/3\text{Hz}$ 以上で、 25nmi [海里] 以上の探知距離において、1 平方メートルの RCS [レーダー反射断面積] の標的の自由空間探知を実行するもの；
- (xi) 無反響の試験施設若しくは施設外の区域用の計器装備レーダーであって、時間の経過に伴って受信されたレーダー信号の中で関心のある対象物の位置状態を維持するもの又は -10dBsm (dB/m^2) 以下での静的目標物の RCS [レーダー反射断面積] の計測若しくは動的目標物の RCS の計測機能を備えるもの；
- (xii) パルス発振動作を組み込んだレーダーであって、送信ビームの仰角及び方位角の電子回路による偏向機能を有するもの；
 - (a) (3) (xii) 項の注：本項は、本副章の他の箇所で規制されていないレーダーであって、伝送出力のピーク値が 550 ワット以下で動作し、かつ、貨物管轄権の決定により EAR の対象とされると決定された設計を使用するものについては規制しない。
- (xiii) USML のカテゴリー III、IV、若しくは XV で規制される物品の発射地若しくは着弾点に対して弾道追尾若しくは弾道推定のためのモードを有するレーダー；
- (xiv) アクティブ型の防護レーダー及びミサイル警報レーダーであって、到来する弾薬の検知について実装されたモードを有するもの；
- (xv) 水平線を遠を観測する上空波 (電離層) 短波レーダー；
- (Xvi) 障害物から 0.2m を超える距離で物理的な障害物を買いて移動している対象物を検知するレーダー；
- (xvii) 移動標的表示器 (MTI) を有するレーダー若しくはパルスドップラー信号処理機能を有するレーダーであって、いずれか単一のドップラーフィルターが 60dB を超える正規化されたクラッターの減衰比を提供するもの；
 - (a) (3) (xvii) 項の注：正規化されたクラッターの減衰比は、熱雑音レベルに正規化された場合における受信された分散クラッターの出力レベルの低減量として定義される。
- (xviii) 電子防御若しくは対電子妨害対抗手段 (ECCM) を有するレーダー (手動利得制御、自動利得制御、無線周波数選択、定アラームレート、及びパルス繰返し間隔ジッターを除く)；
- (xix) 電子攻撃 (EA) モードを使用するレーダーであって、レーダー送信機及びアンテナを使用するもの；
- (xx) 電子的支援 (ES) モード、すなわち、次に掲げる一以上の受信機において ES の目的のためにレーダーシステムを使用する能力を使用するレーダー：高利得受信機、広帯域受信機、マルチビーム受信機、若しくはマルチポイントシステムの一部；
- (xxi) 非協調型目標認識 (NCTR) (すなわち、目標のプラットホームの協調動作なしに特定の目標のプラットフォームのタイプを認識する能力) を使用するレーダー；
 - (a) (3) (xxi) 項の注：本項における“タイプ”の定義は、14 CFR § 1.1 で定義されているものである。
- (xxii) レーダーであって、自動標的認識 (ATR) (すなわち、標的の構造的な特徴 (例えば、タンク対車両) を用いる標的認識であってシステムの分解能が 0.3m より良い (未満の) もの) を利用するもの；
- (xxiii) レーダーであって、迎撃機の誘導指令を送信するもの若しくは迎撃機追跡装置に合わせたイルミネーションを提供するもの；
- (xxiv) レーダーであって、LPI [低迎撃可能性、低被検知性、低被識別性] のため、直線性の

- ランプ変調による波形生成（周波数変調連続波（FMCW）を除く）を利用するもの；
- (xxv) 情報を送受信するレーダー；
- (xxvi) 破片若しくは対抗手段から弾道ミサイルの弾頭を追尾若しくは識別するレーダー；
- (xxvii) バイスタティックレーダー／マルチスタティックレーダーであって、無線周波数（RF）放送（例えば、民間ラジオ、テレビ局）を使用して受動的に探知若しくは追跡するため、帯域幅が 125kHz を超え、2GHz 未満の中心周波数を利用するもの；
- (xxviii) レーダーの目標発生器、投射器、若しくはシミュレーターであって、本カテゴリーで規制されるレーダーのために特別に設計されたもの；又は
- (xxix) USML のカテゴリーIV の(a) (1) 項又は USML のカテゴリーVIII の(a) (5)、(a) (6)、若しくは(a) (13) 項に掲げる防衛物品のために特別に設計されたレーダー及びレーザーレーダーシステム（500kg 以上のペイロードを 300km 以上運搬することができるロケット、宇宙空間用の飛しょう体、ミサイル、無人機、若しくは無人航空機のために特別に設計されたものである場合、MT）；

(a) (3) (xxix) 項の注 1：レーザーレーダーシステムは、位置、レーザービーム方向の速度及び機体の反射特性により目標の反響測距、方向検知及び識別を行なうためのレーザーの活用に関する専用の伝送、走査、受信及び信号処理技術を体系化したものである。

(a) (3) (xxix) 項の注 2：ロケットシステムに関連する“航続距離”の定義について、USML のカテゴリーIV の(a) 項の注1を参照のこと。“ペイロード”とは、指定されたロケット、SLV、又はミサイルにより運搬されたり届けることができる総質量をいう（飛行の維持のために用いられるものを除く）。

(a) (3) 項の注：本項は、以下のものについては規制しない：

- (a) 規制パラメータに合致するのに航空機トランスポンダーを必要とするもの；
- (b) ICAO 標準に適合する精測進入レーダー（PAR）装置であって、電子的に操作可能なりニア（1次元）アレー若しくは機械的に配置されるパッシブ型のアンテナを使用するもの；及び
- (c) FAA TSO C87 に適合する無線高度計。

* (4) 電子的戦闘（すなわち電子戦）用のシステム及び装置であって、次のいずれかに該当するもの：

(i) ES[Electronic Support：電子的支援]システム及び装置であって、意図的な若しくは意図的でない電磁エネルギーの発生源を探索し、傍受し、特定し、若しくは位置を突き止めるもののうち、当面の驚異の探知、認識、標的指示、計画、若しくは今後の作戦の指揮の機能を備えるために特別に設計されたもの；

(a) (4) (i) 項の注：ES[電子的支援]は、戦術的な状況の把握、自動キューイング、ターゲティング、電子戦闘序列計画、電子諜報（ELINT）、通信諜報（COMINT）若しくは信号諜報（SIGINT）を提供するものである。

(ii) 武器砲火（例えば、銃撃、大砲、ロケット推進式榴弾若しくはその他の発射体）からの音響エネルギーの発散を検知し、かつ、自動的に 識別するシステム及び装置であって、イベント信号を受信してから 2 秒未満に砲火の位置及び方向を確定し、かつ、移行中に操作（例えば、移行中に搭乗員、陸上車両、海洋船舶、若しくは航空機に対して操作）することができるもの；又は

(iii) システム及び装置であって、レーダー、赤外線ベースのシーカー、電気光学ベースのシーカー、無線通信受信装置、ナビゲーション受信装置、又はその他の形態で敵のエレクトロニクスの受信、稼働、若しくは有効性を妨げるもの（例えば、アクティブ型若しくはパッシブ型の電子的な攻撃、電子的な対抗手段、電子的な対電子妨害対抗装置、通信妨害、及び対通信妨害対抗装置）に対して無関係な信号若しくは間違った信号をもたらすように特別に設計されたもの；

* (5) 指揮、統制、及び通信（C3）、指揮、統制、通信、及びコンピュータ（C4）、指揮、統制、通信、コンピュータ、情報、監視及び偵察（C4ISR）、並びに同定システム若しくは装置であって、次のいずれかに該当するもの：

(i) 本章の § 121.1 のカテゴリーの各項若しくは各副項で規制される防衛物品（用語“特別に設

- 計された”を使用していないもの)を統合、組み込み、ネットワーク化、若しくは使用するよう特別に設計されたもの；
- (ii) 米国政府の敵味方識別装置 (IFF) のモデル 4 若しくは 5 を組み込んだもの；
- (iii) 通信途絶の対抗措置のために使用されるアクティブ型若しくはパッシブ型の ECCM[対電子妨害対抗手段]を実装したもの (例えば、HAVE QUICK I/II、SINGARS、SATURN を組み込んだ無線システム)；
- (iv) 米国政府の NSTISSAM TEMPEST 1-92 標準若しくは CNSSAM TEMPEST 01-02 に準拠するように特別に設計、定格、証明、又はその他の形態で指定若しくは記載されたものであって、情報を運んでいる信号のセキュリティ破壊を招来する放射を抑制するための技術を実装したもの；又は
- (v) 音声若しくはデータ信号を発信するものであって、電磁気の探知を避けるように特別に設計されたもの；
- (6) [Reserved]
- (7) 開発段階の電子装置若しくはシステムであって、国防総省により契約若しくはその他の資金提供認可によって資金を助成されたもの；
- (a) (7) 項の注 1：本項は、次のいずれかに該当する電子システム又は装置については規制しない：
- (a) 製造中であるもの、
- (b) 貨物管轄権の決定により EAR の対象であると決定されたもの、又は
- (c) 関連する国防総省の契約又はその他の資金提供認可において民生用途と軍事用途の双方のために開発されているとして特定されたもの。
- (a) (7) 項の注 2：注 1 は、製造中又は開発中にかかわらず、米国軍需品リストに列挙される防衛物品には適用されない。
- (a) (7) 項の注 3：本項は、これらの契約及び資金提供認可のうち、2015 年 7 月 1 日以降の日付が入っているものに適用される。
- (8) 地上無人センサー (UGS) システム又は装置であって、次のすべての機能を有するもの：
- (i) 自動で標的を探知するもの；
- (ii) 自動で標的を追尾、類別、認識、若しくは特定するもの；
- (iii) 自律的に編成若しくは自律的に回復するネットワーク；かつ
- (iv) 目標の位置情報処理のための自己位置同定；
- (9) 非音響的対潜水艦戦 (ASW) 若しくは機雷戦のための電子センサーシステム若しくは装置 (例えば、磁気異常探知器 (MAD)、電界、電磁誘導)；
- (10) 隠された兵器の探知のための電子センサーシステム若しくは装置であって、兵員に対して遠隔探知範囲が 45m を超えるもの若しくは車両で搬送される兵器の探知能力を有するもの (30GHz から 3,000GHz の周波数範囲で動作する遮蔽物体検出装置を除く) であって、100m の遠隔距離で空間分解能が 0.1 ミリラジアン以上 1 ミリラジアン以下のもの；
- (11) (a) (3)、(a) (4)、(a) (5)、若しくは (b) 項で規制される防衛物品を試験するために特別に設計された試験装置；又は
- (12) 特定の電磁波源の方位若しくは地形特性を測定するための自動方向探知機であって、USML のカテゴリー IV の (a) (1) 項又は USML のカテゴリー VIII の (a) (5)、(a) (6)、若しくは (a) (13) 項に掲げる防衛物品のために特別に設計されたもの (500kg 以上のペイロードを 300km 以上運搬することができるロケット、SLV、ミサイル、無人機、若しくは UAV のために特別に設計されたものである場合、MT。本カテゴリーの (a) (3) (xxix) 項の注 2 を参照のこと)。
- (a) 項の注 1：本項及びこのカテゴリーの他の箇所で用いられる用語低迎撃可能性 (LPI) は、音響信号又は電磁信号の傍受を偽装、遅延、又は阻止する一類の手段として定義される。LPI 技術には、出力管理、エネルギー管理、周波数変動、受信機の対域外周波数帯、低サイドローブアンテナ、複合波形、及び複合走査を含む場合がある。LPI は、低迎撃可能性、低被検知性、及び低被識別性とも呼ばれている。
- (a) 項の注 2：(a) (3) (xxix) 項及び (a) (12) 項には、地形等高線地図作成装置、背景地図作成対比装置 (デジタル方式及びアナログ方式の双方)、ドップラー効果を利用した航法用レーダー装置、

パッシブ型の干渉計装置、及びイメージセンサー装置（アクティブ型及びパッシブ型の双方）を含む。

- * (b) 電子システム、装置又はソフトウェア（本副章の他の箇所で列挙されているものを除く）であって、諜報目的（電磁スペクトル（伝送媒体の如何を問わない）を収集、調査、監視、若しくは脆弱性の悪用、又は電磁スペクトルから情報の分析及び取り出し）、或いはそれらの行為を防止するために特別に設計されたもの。
- (c) 部品、部分品、附属品、アタッチメント、及び附属装置であって、次のいずれかに該当するもの：
- (1) 本副章に掲げる防衛物品のためにプログラムされた特定用途用集積回路（ASIC）及びプログラマブルロジックデバイス（PLD）；
- (c) (1) 項の注 1：ASIC は、特定の用途又は機能のために開発及び製造された集積回路である（顧客の数の如何をお問わない）。
- (c) (1) 項の注 2：600 シリーズの品目のためにプログラムされた ASIC 及び PLD は、ECCN 3A611. f で規制される。
- (c) (1) 項の注 3：プログラムされていない PLD は、本項では規制されない。
- (2) プリント回路基板（PCB）及び回路実装カード組立品であって、それに対してレイアウトが本副章に掲げる防衛物品のために特別に設計されたもの；
- (c) (2) 項の注：PCB 及び回路実装カード組立品であって、それに対してレイアウトが 600 シリーズの品目のために特別に設計されたものは ECCN 3A611. g で規制される。
- (3) マルチチップモジュールであって、それに対してレイアウトが本副章に掲げる防衛物品のために特別に設計されたもの；
- (c) (3) 項の注：マルチチップモジュールであって、それに対してレイアウトが 600 シリーズの品目のために特別に設計されたものは ECCN 3A611. h で規制される。
- (4) 送受信モジュール、送受信モノリシックマイクロ波集積回路（MMICs）、送信モジュール、及び送信 MMICs であって、次のすべてに該当するもの：
- (i) いずれかのチャンネルにおいて、ピーク飽和出力値 $P_{sat}[W]$ が、 505.62 を最大動作周波数 $f[GHz]$ の 2 乗で除した値を超えるもの（ $(P_{sat}[W] > 505.62 / f[GHz]^2)$ ）；
- (ii) いずれかのチャンネルにおいて、比帯域幅が、5%以上のもので；
- (iii) 平面のいずれかの辺の長さ $d[cm]$ が、 15 を最小動作周波数 $f[GHz]$ で除した値以下のもの（ $d \leq 15 (cm * GHz) / f GHz$ ）；かつ
- (iv) チャンネル毎に電子的に位相シフトできるもの。
- (c) (4) 項の注 1：MMIC は、次のすべてに該当するものをいう：
- (a) 半導体材料の小片の中又はこの上に拡散プロセス、注入プロセス又は堆積プロセスによって形成されたもの；
- (b) 分解することが不可能なように結合されたとみなすことができるもの；
- (c) 一つの回路の機能を実行するもの；かつ
- (d) マイクロ波周波数（すなわち、300MHz から 300GHz）で動作するもの。
- (c) (4) 項の注 2：送受信モジュールとは、信号の送受信のために双方向の振幅及び位相制御を行うことができる多機能電子組立品をいう。
- (c) (4) 項の注 3：送信モジュールとは、信号の送信のために振幅及び位相制御を行うことができる電子組立品をいう。
- (c) (4) 項の注 4：送受信 MMIC とは、信号の送受信のために双方向の振幅及び位相制御を行うことができる多機能 MMIC をいう。
- (c) (4) 項の注 5：送信 MMIC とは、信号の送信のために振幅及び位相制御を行うことができる MMIC をいう。
- (c) (4) 項の注 6：USML のカテゴリーXI (c) (4) は、放熱版の有無にかかわらず送受信モジュール又は送信モジュールに適用される。カテゴリーXI (c) (4) における長さ d には、送受信モジュール又は送信モジュールの放熱版として機能する部分を含まない。
- (c) (4) 項の注 7：送受信モジュール、送信モジュール、送受信 MMICs、及び送信 MMICs は、送信又は送受信チャンネルと同数の集積化された放射アンテナ素子を持つ場合も持たない場合もある。

(c) (4) 項の注 8 : 比帯域幅とは、他の動作パラメータを変えない状態で、出力が 3dB 未満の変化範囲にとどまる帯域幅を、中心周波数で除し、100 を乗じたものをいう。比帯域幅は、パーセント値で表される。

- (5) 高電圧用のコンデンサであって、次のすべてに該当するもの :
- (i) 定格電圧 500 ボルトを超えるもの ; ~~125V を超える電圧で動作可能なもの ;~~
 - (ii) 反復サイクルが 1 分当たりの放電回数で 6 以上のもの ;
 - (iii) ジュール当たり 0.2 アンペアを超えるピーク電流において、フルエネルギーでの放電回数の寿命が 10,000 回以上のもの ; かつ
 - (iv) 次のいずれかに該当するもの :
 - (A) 体積エネルギー密度が 1.5J/cc 以上のもの ; 又は
 - (B) 質量エネルギー密度が 1.3kJ/kg 以上のもの ;
- (c) (5) の注 : 体積エネルギー密度とは、単位体積当たりのエネルギーをいう。質量エネルギー密度とは、単位質量あたりのエネルギーで、重力エネルギー密度又は比エネルギーと呼ばれることもある。これらの計算におけるエネルギー ($E = 1/2 CV^2$, C はキャパシタンス、V は定格電圧) は、有効エネルギーや抽出可能エネルギーと混同してはならない。
- 定格電圧とは、コンデンサの設計、試験、及び評価に基づき、85°C 以下の動作温度において、コンデンサにダメージを与えない最大連続電圧を示す値である。定格電圧には、短期間の過渡的動作条件又はサージ動作条件は含まれない。
- (6) 無線周波数のサーキュレーターであって、その寸法が最高動作周波数の 1/4 以下の波長以下で、かつ、アイソレーションが 30 dB を超えるもの ;
- (7) 単一のパルス内で無線周波数信号偏向を検出し計測する偏光計 ;
- (8) デジタル無線周波数メモリ (DRFM) であって、RF 瞬時入力帯域幅が 400MHz を超え、かつ、その出力信号が入力信号の変換されたもの (すなわち、大きさ、時間、周波数における変化) となる分解能が 4 ビット以上のもの並びにそれらのために“特別に設計された”部品及び部分品 ;
- (9) 真空電子装置であって、次のいずれかに該当するもの :
- (i) 複数の電子ビーム装置若しくはシート状電子ビーム装置であって、定格動作周波数が 16GHz 以上であって、ピーク飽和出力値が 10,000 W (70 dBm) を超えるもの若しくは最大平均出力値が 3,000 W (65 dBm) を超えるもの ; 又は
 - (ii) クロスフィールド増幅器であって、増幅利得が 15dB 以上 17dB 以下のもの若しくはデューティ比が 5% を超えるもの ;
- (10) アンテナ並びにそれらのために特別に設計された部品及び部分品であって、次のいずれかに該当するもの :
- (i) 4 素子以上を使用したものであって、電子的に角度ビームを偏向し、角度のヌル値を自律的に偏向し、ヌル深度が 20dB を超える角度のヌル値を生成し、かつ、50 ミリ秒より早いビーム切り替え速度を達成するもの ;
 - (ii) 1 秒未満の収束時間で減衰値が 35dB を超えるアダプティブヌルを形成するもの ;
 - (iii) 複数の RF 帯に渡って信号を検出するものであって、信号偏向の測定のために調和した右螺旋及び左螺旋のアンテナ素子を有するもの ; 若しくは
 - (iv) 2 度未満の信号到来角度を測定するもの (例えば、干渉計アンテナ) ;
- (c) (10) 項の注 : このカテゴリーは、FAA TSO C-119c に適合する航空管制衝突警告回避システム (TCAS) 装置については規制しない。
- (11) レードーム又は電磁アンテナウインドウであって、次のいずれかに該当するもの :
- (i) 無線周波数選択面を組み込んだもの ;
 - (ii) レーダーの用途に対して複数の非隣接レーダー帯域で動作するもの ;
 - (iii) 銃弾、榴散弾、又は爆撃の衝撃から保護するために特別に設計された構造体を組み込んだもの ;
 - (iv) 1,300° C を超える融点をもち、500° C を超える温度において、6 を超える誘電率を維持するもの ;
 - (v) 100MHz から 100GHz の周波数における誘電率が 6 を超えるセラミック材料から製造された

- もの（航続距離が 300km を超える能力を持つロケット、SLV、若しくはミサイル、又は 500kg 以上のペイロードを 300km 以上運搬することができる無人機、若しくは UAV で使用できる場合、MT。本カテゴリーの (a) (3) (xxix) 項の注 2 を参照のこと）；
- (vi) 6,000 ポンド毎平方フィートを超えるよどみ点圧力で、構造的完全性を維持するもの；又は
- (vii) 50kPa を超えるピーク過圧と合わさった $4.184 \times 10^6 \text{J/m}^2$ を超える熱衝撃に耐えるもの（500kg 以上のペイロードを 300km 以上運搬することができるロケット、SLV、ミサイル、無人機、若しくは UAV で使用できる場合、及び核の影響（例えば、電磁パルス (EMP)、X 線、爆風と熱衝撃の組み合わせによる影響）から防護するのに使用できる場合、MT。本カテゴリーの (a) (3) (xxix) 項の注 2 を参照のこと）；
- (12) 水中センサー（音響ベクトルセンサー、ハイドロフォン、若しくは変換器）又は送波器であって、本カテゴリーの (a) (1) 及び (a) (2) 項で規制されるシステムのために特別に設計されたもののうち、次のいずれかに該当するもの；
- (i) ソナーシステムについては、送信周波数が 10kHz 未満のもの；
- (ii) 動作周波数が 10kHz 以上 24kHz 以下の装置については、音圧レベル（音源から 1m の距離で音圧が $1 \mu\text{Pa}$ である場合を 0dB としたものをいう）が 224dB を超えるもの；
- (iii) 動作周波数が 24kHz 超 30kHz 未満の装置については、音圧レベル（音源から 1m の距離で音圧が $1 \mu\text{Pa}$ である場合を 0dB としたものをいう）が 235dB を超えるもの；
- (iv) 動作周波数が 100kHz 未満であって、ビーム幅が 1 度未満の音響ビームを形成することができるもの；
- (v) 5,120m を超える明確に表示可能な距離〔計測距離〕で動作するように設計されたもの；又は
- (vi) 通常の使用において、1,000m を超える水深での圧力に耐えるように設計されたものであって、次のいずれかに該当する送受波器を有するもの；
- (A) 水圧を動的に補正することができるもの；若しくは
- (B) チタン酸ジルコン酸鉛からなる送信用素子以外の送信用素子を組み込んだもの；
- (13) 圧電材料を含有する部品又は部分品であって、本カテゴリーの (c) (12) 項で規制される水中用のハードウェア、装置、又はシステムのために特別に設計されたもの；
- (14) 本カテゴリーの (a) (4) 及び (b) 項に掲げるシステム及び装置のために特別に設計されたチューナー；
- (15) 125°C を超える温度で動作することができる電子組立品及び部分品であって、USML のカテゴリー-VIII で規制される UAV 若しくは無人機、USML のカテゴリー-IV で規制されるロケット、宇宙空間用の飛しょう体 (SLV)、又はミサイルであって、航続距離が 300km を超える能力を持つもののために特別に設計されたもの (MT) (本カテゴリーの (a) (3) (xxix) 項の注 2 を参照のこと)；
- (16) USML のカテゴリー-IV の (a) (1)、(d) (1)、(d) (2)、(h) (1)、(h) (2)、(h) (4)、(h) (8)、及び (h) (9) 項又は USML のカテゴリー-VIII の (a) (5)、(a) (6)、若しくは (a) (13) 項で列挙されるシステムのモデリング、シミュレーション若しくは設計統合のために特別に設計されたハイブリッド（アナログ-デジタル結合）コンピュータ（500kg 以上のペイロードを 300km 以上運搬することができるロケット、SLV、ミサイル、無人機、若しくは UAV 又はそれらのサブシステムである場合、MT。本カテゴリーの (a) (3) (xxix) 項の注 2 を参照のこと）；
- (17) 本カテゴリーの (a) (4) (iii) 項で規定されるシステム及び装置のために特別に設計されたチャフ／フレア弾丸、並びにそれらのための部品及び部分品であって、USML のカテゴリー-V で規制される材料を含有するもの；
- (18) 本副章で規制される情報保証／情報セキュリティシステム若しくは無線のために特別に設計された部品、部分品、若しくは附属品であって、その公開された特性（例えば、周波数帯域、アルゴリズム、波形、CODEC、若しくは変調／復調スキーム）を変更するもの；又は
- * (19) 次のいずれかに該当する部品、部分品、附属品、アタッチメント、装置、又はシステム（そのように指定された物品については MT）；
- (i) 機密扱いであるもの；
- (ii) 機密扱いのソフトウェアを含むものであって、本副章に掲げる防衛物品若しくは EAR の

対象となる 600 シリーズの品目に直接的に関連するもの；又は
(iii) 機密扱いの情報を使用して開発されているもの。

(c) (19) (ii) 項の注：本項で規制される部品及び部分品は、機密扱いのソフトウェア（本副章の § 120.40(g) を参照のこと）を蓄積、処理、又は伝送するものに限定される。

(d) 技術資料（本副章の § 120.32 参照）及び防衛役務（本副章の § 120.33 参照）であって、本カテゴリーの(a) 項から(c) 項で規定される防衛物品に直接的に関連するもの、並びに CCL の ECCN 3A611、3B611、3C611、及び 3D611 で規制される品目に直接的に関連する機密扱いの技術資料並びに機密扱いの技術資料を用いる防衛役務。（除外条項については本副章の § 125.4 を参照のこと。）（そのように指定された物品に関連する技術資料及び防衛役務については、MT。）

(e)～(w) [Reserved]

(x) EAR の対象となる貨物、ソフトウェア、及び技術であって、防衛物品で使用するため若しくはそれらと共に使用するためのもの。

(x) 項の注：本項の使用は、防衛物品に対する輸出許可申請書について、購入書類に EAR の対象となる貨物、ソフトウェア、又は技術（本副章の § 123.1(b) を参照のこと）も含む場合に限定される。

カテゴリーXI の注：カテゴリーXI は、送受信モジュール、送信用 MMIC、送信用モジュール、若しくは受信 MMIC であって、シリコン基板上にホモ接合 CMOS シリコンベース回路のみを用いて製造された MMIC 若しくはこの MMIC を組み込んだもの、又はこれらのモジュール若しくは MMIC のみを使用するように特別に設計されたレーダー及びレーダーアンテナは規制しない。

カテゴリーXII—火器管制装置、レーザー、撮像装置、及び誘導装置

(a) 火器管制、照準、探知、誘導、及び追跡システムであって、次のいずれかに該当するもの：

- * (1) 火器管制システム；
- * (2) 電子兵器又は光学兵器の測位、標定、若しくは観測システム；
- * (3) 動作波長が 400nm 未満若しくは 710nm 超のレーザースポットトラッカー若しくはレーザースポット探知、位置測定、若しくは撮像システムであって、(b) (1) 項で規制されるレーザー目標照射器若しくはコード化されたターゲットマーカのためのもの；

(a) (3) 項の注：ライダー[LIDAR]に対する規制について、本カテゴリーの(b) (6) 項を参照のこと。

- * (4) 爆撃照準器若しくは爆撃コンピュータ；
- * (5) 兵器の発射、爆発、若しくは発砲を自動的に探知し、位置を特定する電気光学システム；
- * (6) 電気光学式兵器誘導システム；
- * (7) ミサイル若しくは兵器追跡システム；
- * (8) 弾道補正された照準のために特別に設計されたリモートウインドセンシングシステム；又は
- (9) ヘルメット装着型ディスプレイ (HMD) 若しくは最終品目（例えば、一体型ヘルメットサブシステム、ドライバー頭部追尾視覚システム）（上記の品目のうち、カテゴリーVIII で規制されるものを除く）であって、次のいずれかに該当するもの：

(i) 弾薬の照準を定めたり、弾薬の発射、追跡、若しくは操縦を行う照準器若しくは旋回機器を組み込んだもの若しくは接続するもの（無線接続若しくは有線での接続によるもの）；又は

(ii) 本カテゴリーの(a) から(d) 項で規定される赤外線撮像システム若しくは最終品目を制御するもの。

* (b) レーザーシステム及び最終品目であって次のいずれかに該当するもの：

- (1) レーザー目標照射器若しくは暗号化されたターゲットマーカであって、標的への兵器の発射を調節するもの；
- (2) ビームの広がりを変えられる標的照射システム（レーザーの出力波長が 710nm を超えるものに限る）であって、標的をサーチし、位置を特定し、若しくは追尾する範囲を人為的に照射するもの；
- (3) レーザー距離計であって、次のいずれかに該当するもの：

(i) 出力波長が 1,064nm であって、キュースイッチを用いたパルスを出力するもの；又は

- (ii) 出力波長が 1,064nm 超であって、次のいずれかに該当するもの：
 - (A) 1 秒間のショット数が 1 以上のものであって、2.3m×2.3m の NATO 基準ターゲット（反射率 10%、大気中での視界が 23km）に対する測距能力が 3km 以上のもの；又は
 - (B) 1 秒間のショット数が複数のものであって、2.3m×2.3m の NATO 基準ターゲット（反射率 10%、大気中での視界が 23km）に対する測距能力が 3Hz 以上において 1km 以上のもの；
- (4) 照準システム及び標的位置測定システムであって、次の双方を組込んだもの若しくは組み込むように特別に設計されたもの：
 - (i) レーザー距離計；及び
 - (ii) 本カテゴリーの(d)項で規制される防衛物品（500kg 以上のペイロードを 300km 以上の航続距離に運搬することができるロケット、ミサイル、SLVs、ドローン、若しくは無人航空機システムのために特別に設計されたものについては、MT）；
- (5) 光学／電気光学装置（例えば、光増幅器）を検知するために差分の標的バックグラウンドの再帰反射を利用した出力波長が 710nm を超えるレーザーエネルギーを使用するように特別に設計されたもの；
- (6) 光探知測距装置（ライダー）、レーザー探知測距装置（レーダー）、若しくは距離ゲートシステムであって、軍関連の最終需要者のために特別に設計されたもの（500kg 以上のペイロードを 300km 以上の航続距離に運搬することができるロケット、ミサイル、SLVs、ドローン、若しくは無人航空機システムのために特別に設計されたものについては、MT）；又は
- (7) 契約若しくはその他の資金提供の認可を通して国防総省により資金が提供された開発段階のレーザー発振器若しくはレーザーシステム。

(b) (7) 項の注 1：本項は次のいずれかに該当するレーザー発振器又はレーザーシステムについては規制しない：

- (a) 製造段階にあるもの、
- (b) 貨物管轄権決定により EAR の対象であると決定されたもの、又は
- (c) 関連する国防総省の契約若しくはその他の資金提供認可において、民生用途と軍事用途の双方で開発されているとして特定されたもの。

(b) (7) 項の注 2：注 1 は、米国軍需品リストで列挙される防衛物品については、製造中のものであろうと開発中のものであろうと適用されない。

(b) (7) 項の注 3：本項は、2017 年 10 月 12 日以降のそれらの契約若しくはその他の資金提供認可に対して適用される。

* (c) 撮像システム又は最終品目であって、次のいずれかに該当するもの：

- (1) 双眼鏡、双眼用器具、単眼用器具、ゴーグル、又は頭部装着型若しくはヘルメット装着型の撮像システム（目に近接したセパレート型のディスプレイを有する動画ベースの物品を含む）であって、次のいずれかに該当するもの：
 - (i) オートゲート型の第三世代のイメージ増強管若しくはより高位の世代のイメージ増強管；
 - (ii) イメージ増強管及び赤外線フォーカルプレーンアレーの融合出力であって、ピーク応答波長が 1,000nm を超えるもの；又は
 - (iii) 赤外線フォーカルプレーンアレー若しくは赤外線撮像カメラを有するものであって、軍関連の最終需要者のために特別に設計されたもの；
- (2) 兵器に搭載したり、兵器の衝撃に耐えるように特別に設計された兵器の照準器（すなわち、十字線のついたもの）、照準システム又は撮像システム（例えば、クリップ式のもの）であって（統合化されたビューアー若しくはディスプレイの有無を問わない）、あわせて次のいずれかに該当するものを組み込んだり、組み込むように特別に設計されたもの：
 - (i) 赤外線フォーカルプレーンアレーであって、ピーク応答波長が 1,000nm を超えるもの；
 - (ii) イメージ増強管であって、第 2 世代のうち光感度が 350 μ A/lm を超えるもの、第 3 世代のもの、若しくはより高位の世代のもの；
 - (iii) 照準点ディスプレイを調節するための弾道計算用電子装置；又は
 - (iv) 赤外線レーザー発振器であって、波長が 710nm を超えるもの；
- (3) 電気光学式の偵察、監視、標的検知、若しくは標的捕捉システムであって、本副章に掲げる物品のために特別に設計されたもの若しくは軍関連の最終需要者のために特別に設計された

- もの(特定の電磁源の方向を確定するもの(方向検出装置)若しくは地形の特徴を確定するものであって、500kg以上のペイロードを300km以上の航続距離に運搬することができるロケット、ミサイル、SLVs、ドローン、若しくは無人航空機システムとともに使用するために特別に設計又は改造されたものの場合には、MT)；
- (4) 赤外線探知追尾(IRST)システムであって、次のうちの一つに該当するもの：
- (i) 空輸システム若しくは海軍システムであって、次のいずれかに該当するもの：
- (A) 領域性能が3km以上のもの；
- (B) 赤外線フォーカルプレーンアレー若しくは撮像カメラを組み込んだもの若しくは組み込むように特別に設計されたものであって、最大感応波長が73 μ mを超えるもの；
- (C) 時間とともに標的の位置及び角度の状態を維持するもの；若しくは
- (ii) 軍関連の最終需要者のために特別に設計されたもの；
- (5) 本副章に掲げる物品のために特別に設計された分散開口システムであって、最大感応波長が710nmを超えるもの；
- (6) 赤外線撮像システムであって、次のいずれかに該当するもの：
- (i) 3kmを超える範囲でリアルタイムの標的認識機能を有する可搬式の偵察、スカウト、若しくは監視システム(例えば、LRAS、CIV、HTI、SeeSpot、MMS)；
- (c) (6) (i) 項の注：ターゲットは、NATO 基準タンクターゲット(正面の断面が2.3m \times 2.3mで、側面の断面が2.3m \times 6.4m)として定義される。
- (ii) 軍用の偵察機(例えば、DB-110、C-4)のために特別に設計された飛行安定化システム；
- (iii) 多スペクトル感応性の撮像システムであって、軍若しくは諜報機関の標的若しくは特性の自動分類若しくは特定機能を備えたもの；
- (iv) ミサイル自動探知若しくは警告システム；
- (v) 電磁パルス(EMP)、指向性エネルギー、生物剤、化学剤、若しくは放射線の脅威に耐えるように強化されたシステム；
- (vi) 光増幅に対する光学的な連鎖状シグネチャを減少させるためのメカニズムを組み込んだシステム；
- (vii) 地面からの距離が10,000フィート以上において、連続する地表サンプルの中心間のスキャン距離(GSD)が0.5m若しくはそれより良い(短い)持続的監視システムであって、同時サービスエリアが3km²以上のもの；
- (viii) ジンバルで支えられた赤外線システムであって、次のいずれかに該当するもの：
- (A) スタビリティが30マイクロラジアンRMS未満の(良い)ものであって、球径が15インチ以上のタレットを有するもの；又は
- (B) 本副章に掲げる物品のために特別に設計したもの若しくは軍関連の最終需要者のために特別に設計したもの；
- (7) テラヘルツ撮像システムであって、次のいずれかに該当するもの：
- (i) 30GHzから3,000GHzの周波数範囲で動作する遮蔽物体検出装置であって、100メートル離れた範囲における分解能が0.1ミリラジアン以上1ミリラジアン未満の(良い)もの；又は
- (ii) 軍関連の最終需要者のために特別に設計されたもの；
- (8) 紫外線若しくは赤外線(IR)ビーコン若しくはエミッターを組み込んでいるシステム若しくは装置であって、戦闘識別のために特別に設計されたもの；
- (9) 30Hzを超えるフレーム速度で、放射計によって較正されたシーンを直接的に本副章で規制される電気光学若しくは赤外線(E0/IR)センサーの入り口開口部に、10nm超400nm以下のスペクトル帯又は900nm超30,000nm以下のスペクトル帯のいずれかの範囲において投射するシステム；
- (10) 開発段階の電気光学、赤外線、若しくはテラヘルツシステムであって、国防総省により資金が提供されたもの。
- (c) (10) 項の注1：本項は電気光学、赤外線、若しくはテラヘルツ撮像システムを規制しない；

- (a) 製造段階にあるもの、
- (b) 貨物管轄権決定により EAR の対象であると決定されたもの、又は
- (c) 関連する国防総省の契約若しくはその他の資金提供認可において、民生用途と軍事用途の双方で開発されているとして特定されたもの。
- (c) (10) 項の注 2 : 注 1 は、米国軍需品リストで列挙される防衛物品については、製造中のものであろうと開発中のものであろうと適用されない。
- (c) (10) 項の注 3 : 本項は、2017 年 10 月 12 日以降のそれらの契約若しくはその他の資金提供認可に対して適用される。
- (d) 誘導及び航法システム若しくは最終品目であって、次のいずれかに該当するもの :
 - (1) 誘導若しくは航法システム（例えば、慣性航法システム、慣性参照ユニット、姿勢方位基準装置）であって、次のいずれかに該当するもの :
 - (i) 位置参照情報を用いない場合の、位置誤差速度の 50% での平均誤差半径（CEP50）が 1 時間につき 0.28 海里未満の（良い）もの ;
 - (ii) 位置参照情報を用いない場合の、機首方位誤差若しくは真北方向の決定が 0.28 ミリラジアンセカント（緯度）(0.016043 度セカント（緯度））未満の（良い）もの ;
 - (iii) 位置参照情報を用いない場合の、8 時間の期間における位置誤差速度の CEP50 が 0.2 海里未満の（良い）もの ;
 - (iv) 25g を超える直線加速度で指定された性能を満たすか超えるもの（航続距離能力が 300km 以上のロケット、ミサイル、SLVs、ドローン、若しくは無人航空機システムのために設計若しくは改造されたもの又は本カテゴリーの (e) (11) 項で指定される加速度計を組み込んだもの若しくは本カテゴリーの (e) (12) 項で指定される角速度センサーを組み込んだもの場合には、MT) ;
 - (d) (1) 項の注 1 : ロケット、SLV、又はミサイルの飛行制御誘導システム（誘導装置を含む）については、カテゴリー IV (h) を参照のこと。
 - (d) (1) 項の注 2 : 慣性計測装置は、本カテゴリーの (e) 項で規定される。
- (2) 全地球的航法衛星システム（GNSS）の受信装置であって、次のいずれかに該当するもの :
 - (i) 軍事用途のために特別に設計された GNSS 受信装置（航空機搭載用に設計若しくは改造されたものであって、600m/s を超える速度でナビゲーション情報を提供できるもの場合には、MT) ;
 - (ii) GPS 精密測位業務（PPS）信号の暗号化若しくは復号化（例えば、Y コード、M コード）のために特別に設計された全地球位置測定システム（GPS）受信装置（航空機搭載用に設計若しくは改造されたもの場合には、MT) ;
 - (iii) カテゴリー XI (c) (10) で規定されるアンテナとともに使用するために特別に設計された GNSS 受信装置（航空機搭載用に設計若しくは改造されている場合には、MT) ; 又は
 - (iv) 500kg 以上のペイロードを 300km 以上の航続距離に運搬することができるロケット、ミサイル、SLVs、ドローン、若しくは無人航空機システムとともに使用するために特別に設計された GNSS 受信装置 ;
 - (d) (2) (iv) 項の注 : “Payload[ペイロード]”とは、指定されたロケット、ミサイル、SLV、ドローン、又は無人航空機により運搬されたり届けることができる総質量をいう（飛行の維持のために用いられるものを除く）。ロケットシステムに関連する“航続距離”の定義については、USML のカテゴリー IV の (a) 項の注 1 を参照のこと。航空機システムに関連する“航続距離”の定義については、USML のカテゴリー VIII の (a) 項の注 1 を参照のこと。
- (3) GNSS の妨害防止システムであって、カテゴリー XI (c) (10) で規定されるアンテナとともに使用するよう特別に設計されたもの ;
- (4) 移動式の相対重力計であって、使用状態において重力を測定する場合の精度が 04 ミリガル未満（良い）のもの（航空機又は船舶に搭載して使用するために設計又は改造されたものであって、測定所要時間が 2 分以下のものについては、MT) ;
- (5) 移動式の重力勾配計であって、重力勾配のテンソル成分についての精度が、10 エトヴェシュの 2 乗／ラジアン／秒未満の（良い）もので、かつ、空間重力波長の分解能が 50m 以下のもの（航空機又は船舶搭載して使用するために設計又は改造されたものについては、MT) ;

- (d) (5) 項の注：“Eotvos”[エトヴェシュ]は、加速度を距離で除した単位であって、以前の cm-グラム-秒単位系に関連して使われていたものである。Eotvos[エトヴェシュ]は、1cm 当たりの 1/1,000,000,000 ガリレオ（ガル）として定義される。
- (6) 開発段階の誘導航法システムであって、国防総省により資金が提供されたもの（航続距離能力が 300km 以上のロケット、ミサイル、SLVs、ドローン、若しくは無人航空機システムのために特別に設計されたものについては、MT）。
- (d) (6) 項の注 1：本項は誘導航法システムについては規制しない。
- (a) 製造段階にあるもの、
- (b) 貨物管轄権決定により EAR の対象であると決定されたもの、又は
- (c) 関連する国防総省の契約若しくはその他の資金提供認可において、民生用途と軍事用途の双方で開発されているとして特定されたもの。
- (d) (6) 項の注 2：注 1 は、米国軍需品リストで列挙される防衛物品については、製造中のものであろうと開発中のものであろうと適用されない。
- (d) (6) 項の注 3：本項は、2017 年 10 月 12 日以降のそれらの契約若しくはその他の資金提供認可に対して適用される。
- (d) (6) 項の注 4：ロケットシステムに関連する“航続距離”の定義については、USML のカテゴリー IV の(a)項の注 1 を参照のこと。航空機システムに関連する“航続距離”の定義については、USML のカテゴリー VIII の(a)項の注 2 を参照のこと。
- (e) 部品、部分品、附属品、若しくはアタッチメントであって、次のいずれかに該当するもの：
- (1) 本カテゴリーの (a) (1) 若しくは (a) (5) 項で規定される物品のために特別に設計された部品及び部分品；
- (2) 本副章に掲げる物品のために特別に設計されたレーザー装置；
- (3) 本副章に掲げる物品のために特別に設計されたレーザースタックアレー；
- (4) 本副章に掲げる物品のために特別に設計された暗視カメラ若しくは赤外線カメラ（例えば、カメラコア）；
- (e) (4) 項の注：本副章で規制される物品は、最小限、電源が投入された時点で、アナログ若しくはデジタル信号の出力を可能にするのに十分な電子機器を有する。
- (5) 本副章に掲げる物品のために特別に設計された赤外線フォーカルプレーンアレー；
- (6) 電荷増倍[Charge multiplication]フォーカルプレーンアレーであって、760nm を超える波長における放射感度が 50 mA/W を超えるもののうち、本副章で規定される物品のために特別に設計されたもの；
- (7) 本副章に掲げる物品のために特別に設計された第 2 世代以上のイメージ増強管、並びにこれらのために特別に設計された部品及び部分品；
- (e) (7) 項の注：第 2 世代及び第三世代のイメージ増強管は、0.4 μ から 1.05 μ の波長範囲で最大感度を有するものであって、隣接する 2 のチャンネルのピッチ（中心間の距離）が 25 μ m 未満の電子イメージの増倍機能のためのマイクロチャンネルプレートを組み込んだものうち、次のいずれかに該当するものとして定義される：
- (a) 主材料に S-20、S-25、若しくはマルチアルカリを用いた光電陰極；又は
- (b) 主材料に砒化ガリウム、砒化インジウムガリウム、若しくは III-V 族化合物半導体を用いた光電陰極。
- (8) 本カテゴリーの (c) (3)、(c) (4)、(c) (5) 若しくは (c) (6) (vi) から (vii) 項で規定される物品のために特別に設計された部品及び部分品；
- (9) 本副章に掲げる物品のために特別に設計された慣性計測装置（(e) (11) 項で指定される加速度計又は (e) (12) 項で指定されるジャイロスコープ若しくは角速度センサーであって、MT に指定されるものを組み込んでいるシステムについては MT）；
- (10) GNSS[全地球的航法衛星システム]のセキュリティ機器（例えば、選択利用性対欺瞞 GPS 受信モジュール（SAASM）、セキュリティモジュール（SM）、及び補助出力チップ（AOC））；
- (11) バイアスの再現性が 10 μ g 未満（より良い）加速度計であって、スケールファクターの再現性が 10ppm 未満の（良い）もの若しくは 100,000g を超える計測ができるもの（MT）；
- (e) (11) 項の注 1：兵器の起爆装置の加速度計については、カテゴリー III (d) 又は IV (h) を

参照のこと。

(e) (11) 項の注 2 : MT の指定は、振動又は衝撃を測定するように設計された加速度計を含まない。

(12) ジャイロスコープ若しくは角速度センサーであって、次のいずれかに該当するもの :

(i) 角度のランダムウォークを時間の平方根当たりで表した実効値が、0.001 度未満の (良い) もの ; 又は

(ii) 機械式ジャイロスコープ若しくは速度センサーであって、バイアスの再現性が 1 時間当たり 0.0015 度未満の (良い) もの (1G[9.81m/秒²]の直線加速度の状態におけるドリフトレートの安定性の定格値が 1 時間につき 0.5 度 (1 シグマ又は rms) 未満の (良い) もの又は 100G を超える加速度レベルで機能することが指定されているもの場合には、MT) ;

(e) (12) 項の注 : "Repeatability" [再現性] とは、計測時に計測条件を変化させる又は作動を停止させる場合において、同一の作動条件の下で同一のパラメータを繰り返し計測した値の近似度をいう。

"Bias" [バイアス] は、加速が加えられない場合における加速度計の出力信号の大きさをいう。

"スケールファクター" とは、入力値の変化に対する出力値の変化の比率をいう。

"バイアス" 及び "スケールファクター" の測定値は、固定の校正値を基準にして 1 年間にわたる標準偏差 (1 シグマ) をいう。

"Drift Rate" [リフトレート] は、入力回転数とは機能的に独立したジャイロの部分品の出力であって、角速度で表される。

"Stability" [安定性] は、定められた作動条件の下に継続しておかれた場合に、特定の機構係数又は性能係数を不変な状態に維持する能力指標として定義される。

(この定義は、動的安定性又はサーボ安定性には適用されない。)

(13) USML のカテゴリー XI (a) (4) で規制されるシステム若しくは装置のために特別に設計された分光フィルターを有する光学センサー、又はカテゴリー XI (a) (4) で規制されるシステム若しくは装置の脅威の警告若しくは追跡の機能を与える光学センサー組立品 ;

(14) 赤外線フォーカルプレーアレー用の読み出し集積回路 (ROICs) であって、本副章に掲げる物品のために特別に設計されたもの ;

(15) 統合化されたデュワー冷却器組立品であって、本副章に掲げる物品のために特別に設計されたもの (赤外線フォーカルプレーアレーの有無を問わない)、並びにそれらのために特別に設計された部品及び部分品 ;

(16) ジンバルであって、本カテゴリーに掲げる物品のために特別に設計されたもの ;

(17) 赤外線フォーカルプレーアレー用のジュールトムソン (JT) 自己制御低温保持装置であって、本副章で規制される物品のために特別に設計されたもの ;

(18) 本カテゴリーで規制される物品のために特別に設計された赤外線レンズ、ミラー、ビームスプリッター、ビームコンバイナ、フィルター、及び処理方法及びコーティング ;

(e) (18) 項の注 : 本項でいうところにおいて、処理方法及びコーティングは、それらが特別に設計されているか否かを決定するために、§ 120.41 の (b) 項に基づく部品、部分品、附属品、若しくはアタッチメントとして分析することができる。

(19) 駆動用、制御用、信号若しくは画像処理用の電子機器であって、本カテゴリーで規制される物品のために特別に設計されたもの ;

(20) 目に近接したディスプレイ (例えば、マイクロディスプレイ) であって、本カテゴリーで規制される物品のために特別に設計されたもの ;

(21) 共振器、受信機、送信機、変調器、利得媒質、駆動用電子機器、及び周波数変換器であって、本カテゴリーで規制されるレーザーシステムのために特別に設計されたもの ;

(22) 二次元の赤外線情景投影機のエミッターアレー (すなわち、抵抗性アレー) であって、USML のカテゴリー IX (a) (10) で規制される赤外線情景生成機のために特別に設計されたもの ;

* (23) 部品、部分品、附属品、アタッチメント、若しくは関連装置であって、次のいずれかに該当するもの :

(i) 機密扱いであるもの ;

(ii) 機密扱いのソフトウェアを含むもの ;

- (iii) 機密扱いの製造資料を用いて製造されているもの；又は
- (iv) 機密扱いの情報を用いて開発されているもの。

(24) 開発段階のイメージ増強管、フォーカルプレーンアレ、読み出し集積回路、加速度計、ジャイロスコープ、角速度センサー、及び慣性計測装置であって、国防総省により資金が提供されたもの（航続距離能力が 300km 以上のロケット、ミサイル、SLVs、ドローン、若しくは無人航空機システムのために特別に設計されたものについては、MT）。

(e) (24) 項の注 1：本項は、次のいずれかに該当する品目については規制しない：

- (a) 製造段階にあるもの、
- (b) 貨物管轄権決定により EAR の対象であると決定されたもの、又は
- (c) 関連する国防総省の契約若しくはその他の資金提供認可において、民生用途と軍事用途の双方で開発されているとして特定されたもの。

(e) (24) 項の注 2：注 1 は、米国軍需品リストで列挙される防衛物品については、製造中のものであろうと開発中のものであろうと規制しない。

(e) (24) 項の注 3：本項は、2017 年 10 月 12 日以降のそれらの契約及び資金提供認可に対して適用される。

(f) 本カテゴリーの (a) から (e) 項で規定される防衛物品に直接的に関連する技術資料（本副章の § 120.32 参照）及び防衛役務（本副章の § 120.33 参照）並びに ECCN 7A611、7B611、及び 7D611 で規制される品目に直接的に関連する機密扱いの技術資料。（適用除外について § 125.4 を参照のこと。）

（MT として指定される物品に関連する技術資料及び防衛役務については、MT。）

(g) から (w) [Reserved]

(x) EAR の対象となる貨物、ソフトウェア、及び技術であって、本カテゴリーで規制される防衛物品の中で及びそれらとともに使用されるもの。

(x) 項の注：本項の使用は、本カテゴリーで規制される防衛物品に対する輸出許可申請書であって、購入書類に EAR の対象となる貨物、ソフトウェア、又は技術（本副章の § 123.1 (b) を参照のこと）を含むものに対する輸出許可申請書に限定される。

カテゴリー XII の注：本カテゴリーの (b) (6)、(c) (1) (iii)、(c) (3)、(c) (4) (ii)、(c) (5)、(c) (6) (viii) (b)、及び (c) (7) (ii) 項でいうところにおいて、“軍関連の最終需要者”とは、国家軍隊（陸軍、海軍、海兵隊、空軍、又は沿岸警備隊）、国家警備隊及び国家警察、政府の諜報組織若しくは偵察組織、又はその活動若しくは機能が、“軍事最終用途”を支援する目的を持つ者又は団体を意味する。システム又は最終品目は、その品目が軍事用の最終用途と軍事用でない最終用途の双方で使用されている若しくは使用されるとの知識を持って開発された場合、又は個別の最終需要者による使用についての知識をまったく持たずに開発された若しくは開発されている場合、特別に設計されたものではない。管轄権の自己決定の実施でいうところにおいて、開発と同時に発生する文書は、そのような知識を確証しなければならない。貨物管轄権決定でいうところにおいて、政府は、開発の後段階における情報であって、そのような知識の証拠となるもの又はその他の形態で本副章の § 120.4 及び § 120.12 に合致するものに対する決定をベースとするものとする。

カテゴリー XIII—材料及びその他の物品

(a) [Reserved]

(b) 情報セキュリティシステム及び装置又は情報保証システム及び装置、暗号機器、ソフトウェア及び部分品であって、次のいずれかに該当するもの：

- (1) 軍事用又は諜報機関用の暗号（鍵管理を含む）システム、装置、組立品、モジュール、集積回路、部分品、及びソフトウェア（これらの暗号インタフェースを含む）であって、情報又は情報システム（追尾、テレメトリ、及び管制 (TT&C) 暗号化及び復号化のための装置又はソフトウェアを含む）のセキュリティ又は機密性を保持する能力を有するもの；
- (2) 軍事用又は諜報機関用の暗号（鍵管理を含む）システム、装置、組立品、モジュール、集積回路、部分品、及びソフトウェア（これらの暗号インタフェースを含む）であって、スペクトル拡散システム又は装置のための拡散符号又はホッピング符号を生成する能力を有するもの；
- (3) 軍事用又は諜報機関用の暗号解析システム、装置、組立品、モジュール、集積回路、部分品及びソフトウェア；

- (4) 軍事用若しくは諜報機関用のシステム、装置、組立品、モジュール、集積回路、部分品、又はソフトウェア（すべての旧バージョン又は派生バージョンを含む）（米国クロスドメイン管理室（UCDMO）の規制リスト（UCL）にリストされる異なるセキュリティドメイン間でデータのアクセス又は伝送を制御することが認可されたもの；或いは

(5) 本カテゴリーの(b)(1)項から(b)(4)項に掲げる物品のために特別に設計された補助装置。

(c) [Reserved]

(d) 材料であって、次のいずれかに該当するもの：

- * (1) USML のカテゴリーIV 若しくはカテゴリーXV に掲げる物品のために特別に設計された先端複合材料（例えば、シリカ、黒鉛、カーボン／カーボン、及びほう素フィラメント）から製品化又は半製品化されたアブレーション材料[融蝕性材料]

（到達可能航続距離が 300km 以上のロケット、宇宙空間への打上げ用の飛しょう体（SLV）、若しくはミサイルで使用可能なノズル、再突入機の先端部、若しくはノズルフラップで使用可能な場合、MT）；又は

- (2) 炭素－炭素結合のビレット[棒状の素材]及びプリフォームであって、三次元以上の平面において、連続した単一方向性のファイバー、トウ、テープ又は織布で補強されたもの

（ロケット、SLV、若しくはミサイルのために設計されている場合であって、到達可能航続距離が 300km 以上のロケット、SLV、若しくはミサイルで使用可能である場合、MT）。

(d) 項の注：“航続距離”とは、指定されたロケットシステムが安定した飛行モードで飛行することができる最大距離をいう（地球表面上の軌道の投影によって測定される）。航続距離を決定する際に、燃料又は推進薬を満載した場合におけるシステムの設計特性に基づく最大能力が考慮されるものとする。ロケットシステムの航続距離は、運用上の制限、遠隔測定で強いられる限度、データリンク又はその他の外部の制約等のいずれかの外部要因とは無関係に決定されるものとする。ロケットシステムの場合、航続距離は、無風状態において ICAO(国際民間航空機関)の標準大気を仮定条件として、航続距離を最大化する軌道を用いて決定されるものとする。

(d) (2) 項の注：本項は、炭素－炭素結合のビレット及びプリフォームであって、三次元での補強が隣接層のみの結合に限定されているものについては規制しない。

(e) 装甲板（例えば、有機物、セラミック、金属）及び装甲板材料であって、次のいずれかに該当するもの：

- (1) 多層装甲板であって、Em が 1.4 を超え、かつ、NIJ の Level III 以上のもの；
- (2) 透明の装甲板であって、Em が 1.3 未満で、かつ、NIJ の Level III の規格を超え、面密度が 40 ポンド毎平方フィート以下のもの又は Em が 1.3 以上のもの；
- (3) 透明性の装甲板のための透明のセラミック製の板であって、厚さが 1.4 インチ超で大きさが 8 インチ×8 インチを超えるもの；
- (4) 透明性の装甲板のための不透明のセラミック製の板又は素材であって、厚さが 1.4 インチ超で大きさが 8 インチ×8 インチを超えるもの。

これには、尖晶石及びアルミニウム酸化窒化物（ALON）が含まれる；

- (5) 複合装甲板であって、Em が 1.4 を超え、かつ、NIJ の Level III 以上のもの；
- (6) 金属積層装甲板であって、Em が 1.4 を超え、かつ、NIJ の Level III 以上のもの；又は
- (7) 契約又はその他の資金提供権限を通じて防衛総省により資金援助されている開発段階にある装甲板。

(e) (7) 項の注 1：本項は、装甲板であって、次のいずれかに該当するものについては規制しない：

- (a) 製造中のもの、
- (b) 貨物の管轄権決定により EAR の対象であると決定されたもの、又は
- (c) 関連する防衛総省の契約若しくはその他の資金提供権限において、民生用途と軍事用途の双方のために開発されているものとして特定されたもの。

(e) (7) 項の注 2：USML で列挙される防衛物品に対して、生産中であるか開発中であるかにかかわらず、注 1 は適用されない。

(e) (7) 項の注 3：この条項は、これらの契約及び資金提供権限のうち、2014 年 7 月 8 日以降の日付が入っているものに適用できる。

- * (f) 本カテゴリーで列挙される物品であって、次のいずれかに該当するもの（MTとして指定されるこれらの物品については、MT）：
- (i) 機密扱いであるもの；
 - (ii) 本副章に掲げる防衛物品若しくはEARの対象となる600シリーズの品目に直接的に関連する機密扱いのソフトウェアを含むもの；又は
 - (iii) 秘密扱いの情報を使用して開発されているもの。
- * (g) 隠蔽偽騙装置であって、次のいずれかに該当するもの：
- （到達可能航続距離が300km以上のロケット、SLV（宇宙空間への打上げ用の飛しょう体）、ミサイル、無人機、若しくは無人航空機(UAV)で使用可能な用途については、MT。
本カテゴリーの(d)項の注を参照のこと）：
- (1) カルボニル鉄の粉末、フェライト、鉄ホイスカー、ファイバー、フレーク、又はその他の磁性添加物で装填されたポリマーのうち、表面抵抗率が10オーム毎スクウェア超、500オーム毎スクウェア未満であって、電気的な等方性が5%未満のもの；
 - (2) 赤外線又は紫外線周波数スペクトルにおいて、プラットホーム又は装置の探知を低下させるように特別に設計された多層構造の偽造システム；
 - (3) 高温（動作温度が300° Fを超える）セラミック又は磁気レーダー波吸収材料（RAM）であって、EAR対象の防衛物品又は軍事品目で使用するために特別に設計されたもの；又は
 - (4) 広帯域（帯域幅の30%を超えるもの）で、軽量（2ポンド毎平方フィート未満）の磁気レーダー波吸収材料（RAM）であって、EAR対象の防衛物品又は軍事品目で使用するために特別に設計されたもの。
- (h) エネルギー変換機器であって、本副章の中の他の箇所で列挙されていないもののうち、次のいずれかに該当するもの：
- (1) 本副章で指定されるプラットホーム又は兵士システムのために特別に設計された燃料電池；
 - (2) 本副章で指定されるプラットホーム又は兵士システムのために特別に設計された熱機関；
 - (3) 熱電池；（到達可能航続距離が300km以上のロケット、SLV、ミサイル、無人機、若しくはUAVのために設計若しくは改造されている場合、MT。本カテゴリーの(d)項の注を参照のこと）；又は
- (h) (3) 項の注：熱電池は、電解液として固体非電導性無機塩を含有する単一用途の電池である。これらの電池は、加熱されたとき、電解液を溶融して、電池を起動させる発熱材料を組み込んでいる。
- (4) 本副章で指定されるプラットホーム又は兵士システムのために特別に設計された熱電子発電機。
- * (i) シグネチャ減少ソフトウェア及び技術資料であって、次のいずれかに該当するもの（到達可能航続距離（本カテゴリーの(d)項の注を参照のこと）が300km以上のロケット、SLV、ミサイル、無人機、若しくはUAV、並びにこれらのサブシステムで使用可能な用途に対して可観測性を減少するために特別に設計されたソフトウェア（シグネチャ減少の分析のために特別に設計されたソフトウェアを含む）については、MT。MTとして指定されている装置、材料又はソフトウェアの開発、製造又は使用に係る技術資料（シグネチャ減少の分析のために特別に設計されたデータベースを含む）については、MT）
- (1) 防衛物品に対して検出性若しくは可観測性を減少するためのシステムシグネチャの計測若しくは修正に関連するソフトウェア；
 - (2) 低可観測性のプラットホームを設計するためのソフトウェア；
 - (3) 防衛物品に対するシグネチャマネジメントソリューションの設計、分析、予測、若しくは最適化のためのソフトウェア；
 - (4) 防衛物品のための赤外線シグネチャの計測若しくは予測ソフトウェア又はレーダー断面積計測若しくは予測ソフトウェア；
 - (5) シグネチャ計測用技術資料（防衛物品に対して検出性若しくは可観測性を減少するコード及びアルゴリズムを含む）；
 - (6) 防衛物品に対して検出性若しくは可観測性を減少するためのシグネチャ制御設計手法（本副章の§ 120. 43(c)を参照のこと）；

- (7) プラットホーム若しくは装置の赤外線、レーダー、若しくは視覚的な探知を減少するためのマイクロカプセル封入若しくは微小球化に係る技術資料；
- (8) プラットホーム若しくは装置の探知を減少させるための多層偽装装置関連の技術資料；
- (9) プラットホーム若しくは装置の赤外線、可視光線若しくは無線周波数を変更するためのマルチスペクトラル表面処理関連の技術資料；
- (10) 造形技術、能動型技術、若しくは非能動型技術により、防衛プラットホーム若しくは防衛装置の視覚的、電気光学的、無線周波数的、電氣的、磁氣的、電磁的、若しくは航跡的なシグネチャの変更に係る技術資料；又は
- (11) 造形技術、能動型技術、若しくは非能動型技術により防衛プラットホーム若しくは防衛装置の音響的なシグネチャの変更に係る技術資料。
- (j) 他の箇所指定されていない装置、材料、コーティング、及び処理であって、次のいずれかに該当するもの：
- (1) 900 ナノメートルを超える波長で、レーダー、赤外線、若しくはその他のセンサーによる探知に対して保護若しくは減少するために設計された兵員の衣服、装備品、若しくはフェースプリントの設計、製造、若しくは生成で使用される、特別に処理若しくは調製された染料、コーティング、及びファブリック（USML のカテゴリーX(a) (2) を参照のこと）；又は
- * (2) 検出性若しくは可観測性を減少するため吸収、反射若しくは放射により、防衛物品若しくはEAR 対象の 600 シリーズの品目の電気光学的、無線周波数、赤外線、電氣的、レーザー、磁氣的、電磁的、音響的、静電的、若しくは航跡的なシグネチャを変更するために特別に設計された装置、材料、コーティング、及び処理（到達可能航続距離が 300km 以上のロケット、SLV、ミサイル、無人機、若しくは UAV、及びこれらのサブシステムのために使用できる用途については、MT。本カテゴリーの (d) 項の注を参照のこと）。
- * (k) 工具類及び装置であって、次のいずれかに該当するもの：
- (1) ステルス性 (LO) を持つ部分品のために特別に設計された工具及び装置；又は
- (2) 可搬型のプラットホームシグネチャ現場修理検証装置（例えば、シグネチャ減少構造体への修理の完全性を検証する可搬型の光学式インテロゲーター）。
- (l) 本カテゴリーの (a) 項から (h) 項、(j) 項、及び (k) 項で規定される防衛物品に直接的に関連する技術資料（本副章の § 120. 33 を参照のこと）並びに本カテゴリーで規定される防衛物品に直接的に関連する防衛役務（本副章の § 120. 32 を参照のこと）（核関連規制について、本副章の § 120. 5 (c) も参照のこと）。
- (m) 次の解釈は、本カテゴリー及び本副章の他の箇所で使用される用語を説明及び詳説するものである：
- (1) 複合装甲板は、異なる材料又はマトリックスの複数の層を持つものとして定義される。
- (2) 多層装甲板は、破壊メカニズムの一部として空気層又は傾斜角又は不連続材料の経路を組み込んだ金属製又は非金属製の装甲板をいう。
- (3) 爆発反応装甲は、弾道事象中において装甲板を強化する目的で、又は別途ペネトレーター〔弾芯〕を撃破する目的で装甲板の間に火薬、推進薬、又はその他の材料を用いるものをいう。
- (4) 電磁装甲板は、成形炸薬のような破壊の威力に対して電氣を用いるものをいう。
- (5) 複合装甲板で使用される材料は、金属、プラスチック、エラストマー、ファイバー、ガラス、セラミック、プラスチックラミネートで強化されたセラミックガラス、金属若しくは非金属をマトリックスとするカプセル封入したセラミック、機能的に傾斜しているセラミック金属材料、又は鑄造金属をマトリックスとするセラミックボールの層を含んでもよい。
- (6) 本カテゴリーに関して、材料は、厚さが 1mm の基準サンプルを通過する可視光スペクトラムで、75%以上の光の透過率（屈折率について補正された数値）を可能にする場合、透明であるとみなされる。
- (7) 本カテゴリーの (e) (4) 項で規制される材料は、本カテゴリーの (m) (6) 項で引用される透過率レベルが 75%に到達するものとはみなされていない。
- (8) 金属積層装甲は、装甲装置を形成するために機械的に又は接着して互いに接合された 2 層以上の金属材料をいう。
- (9) Em は、照準線方向の攻撃目標の有効質量比であって、均質圧延鋼装甲の性能に対して検査さ

れる装甲板の性能の尺度を示すものである、ここで、 E_m は以下の通り定義される：

$$E_m = \frac{\rho_{RHA} (P_0 - P_r)}{AD_{TARGET}}$$

ここで：

ρ_{RHA} = RHA [均質圧延鋼装甲] の密度 (7.85g/cm³)

P_0 = RHA [均質圧延鋼装甲] のベースラインを貫通する侵徹長 (mm)

P_r = 照準線方向で貫通する侵徹長の残分 (正又は負のいずれか) (mm RHA 換算値)

AD_{TARGET} = 攻撃目標の照準線方向の面密度 (kg/m²)

検証板が貫通された場合、 P_r は発射体から検証板の先端までの間隔とする。貫通されない場合、 P_r は負の値で、攻撃目標の後端縁から発射体までの間隔とする。

(10) NIJ とは国立司法研究所をいい、レベル III は、NIJ 規格 0108.01 (防弾素材の耐弾性能) で指定される要求事項を指す。

(n) ~ (w) [Reserved]

(x) EAR の対象となる貨物、ソフトウェア及び技術資料のうち、防衛物品において又はその防衛物品とともに使用されるもの。

(x) 項の注：この項の使用は、購入書類に EAR の対象となる貨物、ソフトウェア、又は技術資料 (本副章の § 123.1 (b) を参照のこと) を含む場合に、防衛物品に対

カテゴリー XIV—毒物物質 (化学剤、生物剤及び関連装置を含む)

* (a) 化学剤であって、次のいずれかに該当するもの：

(1) 神経ガスであって、次のいずれかに該当するもの：

(i) 0-アルキル (炭素数 10 以下のもの、シクロアルキルを含む) アルキル (メチル、エチル、ノルマルプロピル又はイソプロピル) -ホスホノフルオリダート、例えば：

サリン (GB) : 0-イソプロピルメチルホスホノフルオリダート (CAS 107-44-8) ; 及び

ソマン (GD) : 0-メチルホスホノフルオリド酸 ピナコリル (CAS 96-64-0) (CWC 別表 1A) ;

(ii) 0-アルキル (炭素数 10 以下のもの、シクロアルキルを含む) N、N-ジアルキル (メチル、エチル、ノルマルプロピル又はイソプロピル) -ホスホルアミドシアニダート、例えば：

タブン (GA) : 0-エチル=N・N-ジメチルホスホルアミドシアニダート (CAS 77-81-6) (CWC 別表 1A) ; 又は

(iii) 0-アルキル (水素又は炭素数 10 以下のもの、シクロアルキルを含む) S-2-ジアルキル (メチル、エチル、ノルマルプロピル又はイソプロピル) -アミノエチルアルキル (メチル、エチル、ノルマルプロピル又はイソプロピル) ホスホノチオラート、及びそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類、例えば：

VX : 0-エチル-S-2-ジイソプロピルアミノエチル メチルホスホノチオラート (CAS 50782-69-9) (CWC 別表 1A) ;

(2) アミトン (別名チオラート) :

0・0-ジエチル=S-[2(ジエチルアミノ)エチル]=ホスホロチオラート、及びそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類 (CAS 78-53-5) (CWC 別表 2A) ;

(3) 糜爛性毒ガスであって、次のいずれかに該当するもの：

(i) 以下に例示するサルファマスタード：

2-クロロエチルクロロメチルスルフィド (CAS 2625-76-5) (CWC 別表 1A) ;

ビス (2-クロロエチル) スルフィド (HD) [別名マスタードガス] (CAS 505-60-2) (CWC 別表 1A) ;

ビス (2-クロロエチルチオ) メタン (CAS 63869-13-6) (CWC 別表 1A) ;

1,2-ビス (2-クロロエチルチオ) エタン [別名セスキマスタード] (CAS 3563-36-8) (CWC 別表 1A) ;

1,3-ビス (2-クロロエチルチオ) -n-プロパン (CAS 63905-10-2) (CWC 別表 1A) ;

1,4-ビス (2-クロロエチルチオ) -n-ブタン (CAS 142868-93-7) (CWC 別表 1A) ;

- 1,5-ビス (2-クロロエチルチオ) -n-ペンタン (CAS 142868-94-8) (CWC 別表 1A) ;
 ビス (2-クロロエチルチオメチル) エーテル (CWC 別表 1A) ;
 ビス (2-クロロエチルチオエチル) エーテル [別名オーマスタード] (CAS 63918-89-8) (CWC 別表 1A) ;
- (ii) ルイサイト (糜爛性毒ガス) であって、以下に例示するもの :
 2-クロロビニルジクロロアルシン [別名ルイサイト 1] (CAS 541-25-3) (CWC 別表 1A) ;
 トリス (2-クロロビニル) アルシン [別名ルイサイト 3] (CAS 40334-70-1) (CWC 別表 1A) ;
 ビス (2-クロロビニル) クロロアルシン [別名ルイサイト 2] (CAS 40334-69-8) (CWC 別表 1A) ;
- (iii) 窒素マスタード、又はそれらのプロトン化塩であって、次のいずれかに該当するもの :
 (A) HN1 : ビス (2-クロロエチル) エチルアミン (CAS 538-07-8) (CWC 別表 1A) ;
 (B) HN2 : ビス (2-クロロエチル) メチルアミン (CAS 51-75-2) (CWC 別表 1A) ;
 (C) HN3 : トリス (2-クロロエチル) アミン (CAS 555-77-1) (CWC 別表 1A) ; 又は
 (D) その他の窒素マスタード、若しくはそれらの塩類であって、ビス (2-クロロエチル) アミン塩基にプロピル、イソプロピル、ブチル、イソブチル、若しくは第三ブチル基を有するもの ;
 (a) (3) (iii) 項の注 1: 窒素マスタード若しくはこれらの製剤に対する特定の標準品を含有する製剤処方については、次のいずれかに該当する場合、化学剤とはみなされず、EAR の対象とはならない :
 (1) 薬剤が最終医薬品の形態をもつもの ; 又は
 (2) その標準品が、HN2 [ビス (2-クロロエチル) メチルアミン塩類を含有し、出荷量が 150 ミリグラム以下であって、かつ、単一の出荷が最終需要者につき暦年当たり 12 回を超えないもの。
 (a) (3) (iii) 項の注 2: 本項で使用される“最終医薬品”とは、以下に該当する製剤処方という :
 (1) 人の病状の治療において検査及び管理するために設計されたもの、
 (2) 臨床検査製品又は医薬品として流通するためにあらかじめ包装されているもの、
 (3) 食品医薬品局により市場での売買が承認されているか、21 CFR part 312 に従って実際に正式の治験薬の適用 (IND) を受けているもの。
- (iv) エチルジクロロアルシン (ED) (CAS 598-14-1) ; 又は
 (v) メチルジクロロアルシン (MD) (CAS 593-89-5) ;
- (4) 無能力化剤であって、以下に例示するもの :
 (i) 3-キヌクリジニル=ベンジラート (BZ) (CAS 6581-06-2) (CWC 別表 2A) ;
 (ii) ジフェニルクロロアルシン (DA) (CAS 712-48-1) ; 又は
 (iii) ジフェニルシアノアルシン (DC) (CAS 23525-22-6) ;
- (5) 上記で列挙されない化学兵器であって、戦争で使用するために、人間又は動物に死傷者を出したり、装置の性能を低下させたり、作物若しくは環境に損害を与えるように適応させたもの。(特定の化学物質であって、戦争での使用に適応していないものの規制については、ECCN 1C350、1C355、及び 1C395 で CCL を参照のこと。)
 (a) (5) 項の注 : “戦争での使用に適応”とは、人間又は動物に死傷者を出したり、装置の性能を低下させたり、作物若しくは環境に損害を与える効果を強めるように設計された改造又は選択 (例えば、純度、保存可能期間、伝搬特性、又は紫外線放射耐性を変えることをいう。
 (a) 項の注 1 : 本カテゴリーの (a) 項は、以下のものを含まない :
 塩化シアン、シアン化水素酸 [青酸]、塩素、塩化カルボニル (ホスゲン)、ブromo酢酸エチル、臭化キシリル、臭化ベンジル、ヨウ化ベンジル、クロロアセトン、塩化ピクリン (トリクロロニトロメタン)、フッ素、及びリキッドペッパー。
 (a) 項の注 2 : 化学兵器禁止条約 (CWC) に基づく米国の義務に関して、化学兵器禁止条約規則 (CWCR) (15 CFR § 710 から § 721) を参照のこと。輸出者を支援するため、必要に応じて、CWC の別表が規定される。

* (b) 生物剤及び生物学的に誘導される物質並びにそれらの遺伝因子であって、次のいずれかに該当

するもの：

(1) 遺伝子組み換えされた生物剤：

(i) 自然に発生しない遺伝子組み換えでを有するものであって、次のいずれかにおける増殖の結果として知られている或いは当然予期されるもの：

(A) 野外環境における持久性（すなわち、酸化、紫外線損傷、最高最低気温、乾燥状態、若しくは除染過程に対する耐性）；又は

(B) 次のいずれかに対して無効化若しくは克服する能力：

標準的な見地方法、人員保護、先天的若しくは後天的宿主免疫、若しくは標準的な医学的対策への対応。

(ii) 以下にリストされる微生物／毒素若しくはそれらの非自然的に発生する遺伝因子：

(A) 炭疽菌；

(B) クロストリジウム属を産生するボツリヌス神経毒素；

(C) 鼻疽菌；

(D) 類鼻疽菌；

(E) エボラウイルス；

(F) 口蹄疫ウイルス；

(G) 野兔病菌；

(H) マールブルグウイルス；

(I) 大痘瘡（天然痘ウイルス）；

(J) 小痘瘡（アラストリム）；

(K) ペスト菌；又は

(L) 牛疫ウイルス。

(2) ECCN 1C351、1C353、若しくは1C354で規制される生物剤若しくは生物学的に誘導された物質：

(i) 次のいずれかのものとして物理的に改変、処方、若しくは生成されたもの：

(A) 粒子径が1から10ミクロンのもの；

(B) ナノ粒子で吸収若しくは結合された粒子；

(C) 被膜／界面活性剤を有するもの；又は

(D) マイクロカプセル化によるもの；及び

(ii) 次のいずれかにおける増殖の結果として知られている或いは当然予期される方法で、

(b) (2) (i) 項の基準を満たすもの：

(A) 野外環境における持久性（すなわち、酸化、紫外線損傷、最高最低気温、乾燥状態、若しくは除染過程に対する耐性）；又は

(B) 散布特性（例えば、剪断力に対する感受性の減少、最適化帯電）；又は

(C) 次のいずれかに対して無効化若しくは克服する能力：

標準的な見地方法、人員保護、先天的若しくは後天的宿主免疫、若しくは標準的な医学的対策への対応。

(b) 項の注 1： 非自然的に発生するとは、その改変が、自然にまだ観測されておらず、自然から得られたサンプルから発見されておらず、かつ、人間の介入で開発されたものをいう。

(b) 項の注 2： 本項は、生物剤又は生物学的に誘導された物質について、それらの生物剤又は物質が天然の病原性の分離と比較して弱毒化されていることを実証されている場合、及び有毒性又は病原因子の希薄化によって通常的に影響を受ける関連種（例えば、人間、家畜、作物）の病気又は中毒を引き起こすことができない場合、規制しない。本項は、遺伝因子、核酸、又は核酸配列（組み換え型であるか合成物質であるかを問わない）のうち、通常的に影響を受ける関連種の病気又は中毒を引き起こすことができる生物剤又は生物学的に誘導された物質の感染型又は機能型の生合成を引き起こしたり促すことができないものについても規制しない。

(b) 項の注 3： 生物剤又は生物学的に誘導された物質であって、本カテゴリーの(a) (1) 項及び(a) (2) 項の双方に合致するものは、(b) (1) 項で規制される。

* (c) 二種混合型の原料となる化学剤及び主たる原料となる化学剤であって、次のいずれかに該当するもの：

(1) アルキル（メチル、エチル、ノルマルプロピル又はイソプロピル）ホスホニルジフルオリド、

例えば：

DF：メチルホスホニルジフルオリド（CAS 676-99-3）（CWC 別表 1B）；

メチルホスフィニルジフルオリド（CAS 753-59-3）（CWC 別表 2B）；

- (2) O-アルキル（水素又は炭素数 10 以下のもの、シクロアルキルを含む）=O-2-ジアルキル（メチル、エチル、ノルマルプロピル又はイソプロピル）アミノエチル=アルキル（メチル、エチル、ノルマルプロピル又はイソプロピル）ホスホニット並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化 塩類、例えば：

QL：イソプロピルアミノエチルホスホニット（CAS 57856-11-8）（CWC 別表 1B）；

- (3) クロロサリン：0-イソプロピル=メチルホスホノクロリダート（CAS 1445-76-7）（CWC 別表 1B）；

- (4) クロロソマン：0-ピナコリル=メチルホスホノクロリダート（CAS 7040-57-5）（CWC 別表 1B）；
又は

- (5) DC：メチルホスホニルジクロリド（CAS 676-97-1）（CWC 別表 2B）；メチルホスホニルジクロリド；メチルホスフィニルジクロリド（CAS 676-83-5）（CWC 別表 2B）。

(d) [Reserved]

(e) 枯葉剤であって、次のいずれかに該当するもの：

- (1) 2、4-ジクロロフェノキシ酸（CAS 94-75-7）と混合された 2、4、5-トリクロロフェノキシ酸（CAS 93-76-5）（オレンジ剤（CAS 39277-47-9））；

- (2) 2-クロロ-4-フルオロフェノキシ酢酸（LNF）。

* (f) 部品、部分品、附属品、アタッチメント、関連装置、材料物質、及びシステムであって、次のいずれかに該当するもの：

- (1) 本カテゴリーの(a)、(b)、(c)、若しくは(e)項で規制される物品の散布、分散、若しくは試験のための装置であって、次のいずれかに該当するもの：

(i) 本カテゴリーの(a)、(b)、(c)、若しくは(e)項で規制される物品の散布及び分散のために“特別に設計された”装置；又は

(ii) 本カテゴリーの(a)、(b)、(c)、(e)、若しくは(f) (4)項で規制される物品を試験するために“特別に設計された”装置であって、国防総省の契約若しくはその他の資金提供の認可のもとに開発されたもの。

- (2) 次のいずれかに該当する品目の探知、特定、警告若しくはモニタリングのために、国防総省の契約若しくはその他の資金提供の認可のもとに開発された試薬、アルゴリズム、係数、ソフトウェア、ライブラリ、スペクトルデータベース、若しくは警告設定点レベルを含んでいる装置：

(i) 本カテゴリーの(a)若しくは(b)項で規制される物品；又は

(ii) 化学剤若しくは生物剤であって、国防総省の契約若しくはその他の資金提供の認可で指定されるもの。

(f) (2) 項の注 1：本項は、次のいずれかに該当する物品については規制しない：

(a) 貨物管轄権決定により EAR の対象であると決定されたもの、又は

(b) 関連する国防総省の契約若しくはその他の資金提供認可において、民生用途と軍事用途の双方で開発されているとして特定されたもの。

(f) (2) 項の注 2：注 1 は、USML で列挙される防衛物品には適用されない。

(3) [Reserved]

- (4) 本カテゴリーの(a)及び(b)項で規制される物品に対する個人用の保護若しくは集団用の保護のためのものであって、次のいずれかに該当するもの：

(i) M53 の化学剤生物剤保護マスク若しくは M50 統合軍務汎用マスク（JSGPM）；

(ii) 本カテゴリーの(f) (4) (iii)若しくは(n)項で規制される吸収剤を含んでいるフィルターのカートリッジ；

(iii) MIL-DTL-32101 の仕様を満たすカーボン（例えば、ASZM-TEDA カーボン）；又は

(iv) 個人用の保護のためのアンサンブル、スーツ、ジャケット、パンツ、ブーツ、若しくはソックスであって、試験作業手順書（TOPs）08-2-201 若しくは 08-2-501 の現行バージョンで規定される試験の適用される標準方法を実行すること及び定義される国防総省の

固有の要件を用いることにより評価される場合において、GD[ソマン]の漏出を 1%未満にできるもの若しくは本カテゴリの (a) 項で規制されるそのあの化学物質の漏出を 2%未満にできるもの；

- (5) から (6) [Reserved].
- (7) 化学剤に対して耐性のあるコーティングであって、軍の仕様 (MIL-PRF-32348、MIL- DTL-64159、MIL-C-46168、若しくは MIL- DTL-53039) に適格とされるもの；又は
- (8) 部品、部分品、附属品、アタッチメント、装置、若しくはシステムであって、次のいずれかに該当するもの：
- (i) 機密扱いであるもの；
 - (ii) 機密扱いの製造資料を用いて製造されているもの；又は
 - (iii) 機密扱いの情報を用いて開発されているもの。
- (g) 抗毒素、組み換え型の防御抗原、ポリヌクレオチド、生体ポリマー、若しくは生体触媒（それらの発現ベクター、ウイルス、プラスミド、若しくはそれらを生成するために改変された特異的細胞の培養物を含む）であって、次のいずれかに該当するもの：
- (1) たとえ自然に発生する場合であっても、本カテゴリの (b) (1) (ii) 項における生物剤の探知のために、もっぱら国防総省との契約により資金を提供された場合；
 - (2) JRPD-ASY-No 及び説明でリストされるジョイント生物剤の特定検知システム (JBAIDS) のフリードライ試薬であって、次のいずれかに該当するもの：
 - (i) JRPD-ASY-0016 Q 熱体外診断薬キット；
 - (ii) JRPD-ASY-0100 牛痘（オルソポックス）；
 - (iii) JRPD-ASY-0106 マルタ熱菌（ブルセラ病）；
 - (iv) JRPD-ASY-0108 発疹チフスリケッチア（リケッチア）；
 - (v) JRPD-ASY-0109 バークホルデリア種（バークホルデリア）；
 - (vi) JRPD-ASY-0112 東部ウマ脳炎（EEE）；
 - (vii) JRPD-ASY-0113 西部ウマ脳炎（WEE）；
 - (viii) JRPD-ASY-0114 ベネズエラウマ脳炎（VEE）；
 - (ix) JRPD-ASY-0122 *Coxiella burnetii* (*Coxiella*) ；
 - (x) JRPD-ASY-0136 インフルエンザ A/H5 体外診断薬検出キット；
 - (xi) JRPD-ASY-0137 インフルエンザ A/B 体外診断薬検出キット；又は
 - (xii) JRPD-ASY-0138 インフルエンザ亜型体外診断薬検出キット；
 - (3) カタログ ID をもつ重要試薬ポリマー（CRP）連鎖反応（PCR）分析用キットであって、それぞれ次のいずれかに該当するカタログ ID の生成物質：
 - (i) PCR-BRU-1FB-B-K *Brucella* Target 1 FastBlock Master Mix Biotinylated；
 - (ii) PCR-BRU-1FB-K *Brucella* Target 1 FastBlock Master Mix；
 - (iii) PCR-BRU-1R-K *Brucella* Target 1 LightCycler/RAPID Master Mix；
 - (iv) PCR-BURK-2FB-B-K *Burkholderia* Target 2 FastBlock Master Mix Biotinylated；
 - (v) PCR-BURK-2FB-K *Burkholderia* Target 2 FastBlock Master Mix；
 - (vi) PCR-BURK-2R-K *Burkholderia* Target 2 LightCycler/RAPID Master Mix；
 - (vii) PCR-BURK-3FB-B-K *Burkholderia* Target 3 FastBlock Master Mix Biotinylated；
 - (viii) PCR-BURK-3FB-K *Burkholderia* Target 3 FastBlock Master Mix；
 - (ix) PCR-BURK-3R-K *Burkholderia* Target 3 LightCycler/RAPID Master Mix；
 - (x) PCR-COX-1FB-B-K *Coxiella burnetii* Target 1 FastBlock Master Mix Biotinylated；
 - (xi) PCR-COX-1R-K *Coxiella burnetii* Target 1 LightCycler/RAPID Master Mix；
 - (xii) PCR-COX-2R-K *Coxiella burnetii* Target 2 LightCycler/RAPID Master Mix；
 - (xiii) PCR-OP-1FB-B-K *Orthopox* Target 1 FastBlock Master Mix Biotinylated；
 - (xiv) PCR-OP-1FB-K *Orthopox* Target 1 FastBlock Master Mix；
 - (xv) PCR-OP-1R-K *Orthopox* Target 1 LightCycler/RAPID Master Mix；
 - (xvi) PCR-OP-2FB-B-K *Orthopox* Target 2 FastBlock Master Mix Biotinylated；
 - (xvii) PCR-OP-3R-K *Orthopox* Target 3 LightCycler/RAPID Master Mix；
 - (xviii) PCR-RAZOR-BT-X PCR- RAZOR-BT-X RAZOR CRP BioThreat-X Screening Pouch；

- (xix) PCR—RIC—1FB—K Ricin Target 1 FastBlock Master Mix ;
 - (xx) PCR—RIC—1R—K Ricin Target 1 LightCycler/RAPID Master Mix ;
 - (xxi) PCR—RIC—2R—K Ricin Target 2 LightCycler/RAPID Master Mix ;
 - (xxii) PCR—VEE—1R—K Venezuelan equine encephalitis Target 1 LightCycler/RAPID Master Mix ; 又は
- (4) 重要試薬プログラムのカタログ ID をもつ抗毒素であって、それぞれ次のいずれかに該当する生成物質 :
- (i) AB—AG—RIC Aff. Goat anti-Ricin ;
 - (ii) AB—ALVG—MAB Anti-Alphavirus Generic Mab ;
 - (iii) AB—AR—SEB Aff. Rabbit anti-SEB ;
 - (iv) AB—BRU—M—MAB1 Anti-Brucella melitensis Mab 1 ;
 - (v) AB—BRU—M—MAB2 Anti-Brucella melitensis Mab 2 ;
 - (vi) AB—BRU—M—MAB3 Anti-Brucella melitensis Mab 3 ;
 - (vii) AB—BRU—M—MAB4 Anti-Brucella melitensis Mab 4 ;
 - (viii) AB—CHOL—0139—MAB Anti-V—cholerae 0139 Mab ;
 - (ix) AB—CHOL—01—MAB Anti-V— cholerae 01 Mab ;
 - (x) AB—COX—MAB Anti-Coxiella Mab ;
 - (xi) AB—EEE—MAB Anti-EEE Mab ;
 - (xii) AB—G—BRU—A Goat anti-Brucella abortus ;
 - (xiii) AB—G—BRU—M Goat anti-Brucella melitensis ;
 - (xiv) AB—G—BRU—S Goat anti-Brucella suis ;
 - (xv) AB—G—CHOL—01 Goat anti-V—cholerae 0:1 ;
 - (xvi) AB—G—COL—139 Goat anti-V—cholerae 0:139 ;
 - (xvii) AB—G—DENG Goat anti-Dengue ;
 - (xviii) AB—G—RIC Goat anti-Ricin ;
 - (xix) AB—G—SAL—T Goat anti-S. typhi ;
 - (xx) AB—G—SEA Goat anti-SEA ;
 - (xxi) AB—G—SEB Goat anti-SEB ;
 - (xxii) AB—G—SEC Goat anti-SEC ;
 - (xxiii) AB—G—SED Goat anti-SED ;
 - (xxiv) AB—G—SEE Goat anti-SEE ;
 - (xxv) AB—G—SHIG—D Goat anti-Shigella dysenteriae ;
 - (xxvi) AB—R—BA—PA Rabbit anti-Protective Antigen ;
 - (xxvii) AB—R—COX Rabbit anti-C— burnetii ;
 - (xxviii) AB—RIC—MAB1 Anti-Ricin Mab 1 ;
 - (xxix) AB—RIC—MAB2 Anti-Ricin Mab 2 ;
 - (xxx) AB—RIC—MAB3 Anti-Ricin Mab3 ;
 - (xxxi) AB—R—SEB Rabbit anti-SEB ;
 - (xxxii) AB—R—VACC Rabbit anti-Vaccinia ;
 - (xxxiii) AB—SEB—MAB Anti-SEB Mab ;
 - (xxxiv) AB—SLT2—MAB Anti-Shigella-like t x2 Mab ;
 - (xxxv) AB—T2T—MAB1 Anti-T2 Mab 1 ;
 - (xxxvi) AB—T2T—MAB2 Anti-T2 Toxin 2 ;
 - (xxxvii) AB—VACC—MAB1 Anti-Vaccinia Mab 1 ;
 - (xxxviii) AB—VACC—MAB2 Anti-Vaccinia Mab 2 ;
 - (xxxix) AB—VACC—MAB3 Anti-Vaccinia Mab 3 ;
 - (xl) AB—VACC—MAB4 Anti-Vaccinia Mab 4 ;
 - (xli) AB—VACC—MAB5 Anti-Vaccinia Mab 5 ;
 - (xlii) AB—VACC—MAB6 Anti-Vaccinia Mab 6 ;
 - (xliii) AB—VEE—MAB1 Anti-VEE Mab 1 ;

- (xliv) AB—VEE—MAB2 Anti-VEE Mab 2 ;
 - (xlv) AB—VEE—MAB3 Anti-VEE Mab 3 ;
 - (xlvi) AB—VEE—MAB4 Anti-VEE Mab 4 ;
 - (xlvii) AB—VEE—MAB5 Anti-VEE Mab 5 ;
 - (xlviii) AB—VEE—MAB6 Anti-VEE Mab 6 ; 又は
 - (xlix) AB—WEE—MAB Anti-WEE Complex Mab。
- (h) もっぱら国防総省の契約により資金提供されたワクチンであって、次のいずれかに該当するもの :
- (1) 組み換え型のボツリヌス毒素 A/B ワクチン ;
 - (2) 組み換え型のペストワクチン ;
 - (3) 三価フィロウイルスワクチン ; 又は
 - (4) 本カテゴリーの (b) 項で特定される生物剤及び生物学的に誘導された物質に対して保護する唯一の目的のために設計されたワクチン。
- (i) モデリング若しくはシミュレーションツール (本カテゴリーの (m) 項で規制されるソフトウェアを含む) であって、国防総省の契約又はその他の資金提供認可 (例えば、国防総省の HPAC、SCIPUFF、及び統合効果モデル (JEM)) に基づいて開発又は製造された化学兵器又は生物兵器の設計、開発、又は使用のためのもの。
- (j) から (l) [Reserved].
- (m) 本カテゴリーの (a) から (l) 項及び (n) 項で列挙される防衛物品に直接的に関連する技術資料 (本副章の § 120.33 参照) 及び防衛役務 (本副章の § 120.32 参照)。
- (n) 契約又はその他の資金提供の認可を通して国防総省により資金を提供された開発段階の防衛手段又は吸収剤 ;
- (n) 項の注 1 :** 本項は、次のいずれかに該当する防衛手段又は吸収剤については規制しない :
- (a) 製造段階にあるもの、
 - (b) 貨物管轄権決定により EAR の対象であると決定されたもの、 又は
 - (c) 関連する国防総省の契約若しくはその他の資金提供認可において、民生用途と軍事用途の双方で開発されているとして特定されたもの。
- (n) 項の注 2 :** 注 1 は、USML で列挙される防衛物品については、製造中のものであろうと開発中のものであろうと規制しない。
- (n) 項の注 3 :** 本項は、2017 年 7 月 28 日以降のそれらの契約及び資金提供認可に対してのみ適用される。
- (o) から (w) [Reserved]
- (x) EAR の対象となる貨物、ソフトウェア、及び技術であって、本カテゴリーで規制される防衛物品の中で及びそれらとともに使用されるもの。
- (x) 項の注 :** 本項の使用は、本カテゴリーで規制される防衛物品に対する輸出許可申請書であって、購入書類に EAR の対象となる貨物、ソフトウェア、又は技術 (本副章の § 123.1(b) を参照のこと) を含むものに対する輸出許可申請書に限定される。

カテゴリー XV—宇宙航空システム及び関連装置

- (a) 宇宙空間への打上げ用の飛しょう体 (人工衛星及び 宇宙船を含む) であって、次のいずれかに該当するもの (開発用、実験用、研究用、若しくは科学用のいずれに指定されたかを問わない、或いは最終用途が商業用、民間用、若しくは軍用であるかを問わない) :
- * (1) 核爆発の影響 (例えば、閃光) を軽減するため若しくは核爆発を探知するために特別に設計されたもの ;
 - * (2) 移動している地上、空中、ミサイル、若しくは宇宙の対象物 (天体を除く) を、画像処理、赤外線、レーダー、若しくはレーザーシステムを用いてリアルタイムに、自律的に検知及び観測するもの ;
 - * (3) シギント (SIGINT [通信、電磁波、信号等を媒介とした諜報活動]) 若しくはマジント (MASINT [赤外線や放射能、空気中の核物質といった科学的な変化をとらえる事で情報を収集する方法]) を実行するもの ;

- * (4) 共に動作した場合に、(a) 項の他の品目の特性若しくは機能を持つ仮想衛星（例えば、一つの衛星であるかのように機能するもの）を本質的に若しくは実質的に形成する配列若しくは編成において使用されるために特別に設計されたもの；
- * (5) 衛星を攻撃するもの若しくは宇宙空間用の飛しょう体を攻撃するもの（例えば、動力学的、RF、レーザー、荷電粒子）；
- * (6) 宇宙対地兵器システム（例えば、動力学的エネルギー若しくは指向性エネルギー）；
- * (7) 次のいずれかに該当する電気光学的なリモートセンシングの能力若しくは特性を有するもの：
 - (i) 電気光学的な可視光線及び近赤外線（VNIR）（すなわち、400nm から 1,000nm）若しくは赤外線（すなわち、1,000nm 超 30,000nm 以下）のうち、スペクトル帯の数が 40 未満であって、レンズの有効口径が 0.5m を超えるもの；
 - (ii) 電気光学的なハイパースペクトルであって、VNIR、短波長赤外線（SWIR）（すなわち、1,000nm 超 2,500nm 以下）若しくは前記のいずれかの組み合わせにおけるスペクトル帯の数が 40 以上であって、地上サンプル距離（GSD）が 30m 未満のもの；
 - (iii) 電気光学的なハイパースペクトルであって、中波長赤外線（MWIR）（すなわち、2,500nm 超 2,500nm 以下）におけるスペクトル帯の数が 40 以上であって、半値全幅（FWHM）が 20nm 以下の狭帯域の $\Delta\lambda$ を有するもの若しくは FWHM が 20nm を超える広帯域の $\Delta\lambda$ を有するものうち、GSD が 200m 未満のもの；又は
 - (iv) 電気光学的なハイパースペクトルであって、長波長赤外線（LWIR）（すなわち、5,500nm 超 30,000nm 以下）におけるスペクトル帯の数が 40 以上であって、FWHM が 20nm 以下の狭帯域の $\Delta\lambda$ を有するもの若しくは FWHM が 50nm を超え、かつ、GSD が 500m 未満の広帯域の $\Delta\lambda$ を有するもの；

(a) (7) 項の注 1：地上サンプル距離（GSD）は、宇宙空間用の飛しょう体の天底（すなわち、局所的垂直）の位置から測定される。

(a) (7) 項の注 2：光学リモートセンシングに係る宇宙空間用の飛しょう体又は衛星のスペクトル幅は、波長 λ の半値全幅（FWHM）で識別されることが出来る波長の最小差分（すなわち、 $\Delta\lambda$ ）である。

(a) (7) 項の注 3：光学衛星又は宇宙空間用の飛しょう体は、非地球指向の場合、重要軍用装備品ではない。
- * (8) レーダーのリモートセンシング能力又は機能（例えば、アクティブ電子走査アレイ（AESA）、合成開口レーダー（SAR）、逆合成開口レーダー（ISAR）、超広帯域の SAR）（中心周波数が 1GHz 以上 10GHz 以下であって、帯域幅が 300MHz 未満のものを除く）；
- (9) 位置決定、ナビゲーション、及びタイミング（PNT）信号を提供するもの；

(a) (9) 項の注：本項は、位置決定、ナビゲーション、及びタイミングの目的で微分補正の同報通信のみを提供する人工衛星又は宇宙空間用の飛しょう体については規制しない。
- (10) 自律的に衝突防止を行うもの；
- (11) 軌道外で、本カテゴリーの (e) 項若しくは本節のカテゴリー IV(d) (1) から (6) 項で規定される推進装置を組み込み、大気圏突入若しくは再突入のために特別に設計されたもの；
- (12) 他の宇宙船の点検若しくは監視機能を備えるため又は補足若しくはドッキングすることにより他の宇宙船を補助するために特別に設計されたもの

(a) (12) 項の注：本項は、もっぱら ECCN 9A515. a. 4 で規制される NASA のドッキングシステムによりドッキングする宇宙船については規制しない。
- * (13) 機密扱いであるもの（機密扱いのソフトウェア若しくはハードウェアを含む）、機密扱いの製造資料を使用して製造されるもの、若しくは機密扱いの情報（例えば、機密扱いの要件、仕様、機能若しくは動作特性を有するもの、又は本副章の USML のカテゴリー XIII で規制される機密扱いの暗号品目を含んでいるもの）。

(a) 項の注 1：本項で特定されない宇宙空間用の飛しょう体は、EAR の対象となる（ECCN 9A004 及び 9A515 を参照のこと）。ECCN 9A004 及び 9A515 で規定される宇宙空間用の飛しょう体は、たとえ USML で規定される物品がその中に組み込まれていても、依然として EAR の対象である（ただし、上記の組込みの結果として本項で規定される宇宙空間用の飛しょう体に結びつく場合を除く）。

(a) 項の注 2 : 本項は次のいずれかに該当するものについては規制しない :

- (a) 国際宇宙ステーション (ISS) 及びその特別に設計された (EAR で定義される) 部品及び部分品 (これらは EAR の対象となる)、又は
- (b) 貨物管轄権の裁定により EAR の対象であると決定されている ISS のためのそれらの物品。ISS のために特別に設計された (EAR で定義される) ものではない防衛物品を ISS で使用することによって、その品目が EAR の対象となるようなことはない。

(a) 項の注 3 : 本項は、EAR の対象となるジェイムズ・ウェブ宇宙望遠鏡については規制しない。

(b) 本カテゴリーの (a) 項に掲げる宇宙空間用の飛しょう体の遠隔測定、追跡、及び管制 (TT&C) のために特別に設計された地上管制システム又は訓練用シミュレーター。

(b) 項の注 : 本項で規制される地上管制システム又は訓練用シミュレーターと本カテゴリーの (a) 項で規制されない宇宙空間用の飛しょう体のために使用されるそれらのものと共通の部品、部分品、附属品、アタッチメント、装置、又はシステムについては、EAR の対象となる。

(c) - (d) [Reserved]

(e) 宇宙空間用の飛しょう体の部品、部分品、附属品、アタッチメント、装置、又はシステムであって、次のいずれかに該当するもの :

(1) 次のいずれかに該当する宇宙空間用の飛しょう体のために特別に設計されたアンテナシステム :

- (i) 直径若しくは主軸の長さが 25m を超える外形寸法のもの ;
- (ii) アクティブ方式の電子走査を使用したもの ;
- (iii) アダプティブビームフォーミングを用いたもの ; 又は
- (iv) 干渉計レーダー用のもの ;

(2) 宇宙用に設計された光学部品 (すなわち、レンズ、ミラー若しくは薄膜) であって、次のいずれかに該当するもの :

- (i) 能動的特性 (例えば、適応可能、変形可能) であって、長手方向の最大有効口径が 0.35m を超えるもの ; 又は
- (ii) 長手方向の最大有効口径が 0.5m を超えるもの ;

(3) 宇宙用に設計されたフォーカルプレーンアレー (FPA) であって、900nm を超える波長範囲で最大感度を有するもの及びそれらのために特別に設計された読み出し集積回路 (ROIC) (分離されているか統合されているかを問わない) ;

(4) 宇宙用に設計された機械式 (すなわち、アクティブ方式) の極低温冷却器又はアクティブ方式のコールドフィンガー装置、及びそれらのために特別に設計された附属の制御用電子回路 ;

(5) 宇宙用に設計されたアクティブ方式の振動抑制装置 (アクティブ方式の遮断装置及びアクティブ方式の減衰装置を含む)、並びにそれらのために特別に設計された附属の制御用電子回路 ;

(6) 光学ベンチの組立品であって、宇宙空間用の飛しょう体が本カテゴリーの (a) 項で規定されるパラメータに合致するか超えることができるように特別に設計されたもの ;

(7) 宇宙空間用の飛しょう体のために特別に設計された動力的エネルギーシステム又は指向性エネルギーシステムであって、本カテゴリーの (a) (5) 又は (a) (6) 項に掲げる宇宙空間用の飛しょう体のために特別に設計されたもの、並びにそれらのために特別に設計された部品及び部分品 (例えば、パワー調整及びビーム操作/切り替え、伝搬、追尾、及び指示装置) ;

(8) [Reserved]

(9) 宇宙用に設計されたセシウム、ルビジウム、水素メーザー、又は量子 (例えば、アルミニウム、水銀、イッテルビウム、ストロンチウム、ベリリウムイオン) の原子時計、並びにそれらのために特別に設計された部品及び部分品 ;

(10) 飛行姿勢の決定及び制御システム、並びにそれらのために特別に設計された部品及び部分品であって、地上の所在地点を用いることなく、次のいずれかの数値に等しいかそれより良い宇宙空間用の飛しょう体の地理位置情報の精度を与えるもの :

- (i) 低地球軌道 (LEO) から 5m (CE90 [確率が 90% の円形誤差]) ;
- (ii) 低地球軌道 (MEO) から 3m (CE90) ;
- (iii) 地球静止軌道 (GEO) から 150m (CE90) ; 又は

- (iv) 地球高軌道 (HEO) から 225m (CE90) ;
- (11) 宇宙ベースのシステム、並びにそれらのために特別に設計された部品及び部分品であって、次のいずれかに該当するもの :
- (i) 原子炉及び関連する電力変換システム (例えば、液体金属又はガス冷却高速炉) ;
- (ii) 放射性同位元素ベースの電力システム (例えば、放射性同位元素熱電発電機) ;
- (iii) 核熱推進システム (例えば、固体コア、液体コア、ガスコア核分裂) ; 若しくは
- (iv) 電子式 (プラズマ/イオン) の推進システムであって、推力が 300 ミリニュートンを超え、かつ、比推力が 1,500 秒を超えるもの ; 若しくは入力電力が 15kW を超えるもの ;
- (12) 150 重量ポンド (すなわち、667.23 ニュートン) を超える真空中の推力を備える単元推進薬若しくは二元推進薬のスラスタ (例えば、宇宙船若しくはロケットエンジン) (全力積が 841,000 ニュートン秒以上のロケット推進装置又はロケットエンジンについては、MT) ;
- (13) 宇宙空間用の飛しょう体のために特別に設計されたコントロールモーメントジャイロスコープ (CMG) ;
- (14) 宇宙用に設計されたマイクロ波用モノリシック集積回路 (MMIC) であって、単一のダイに送受信 (T/R) 機能を組み込んだもののうち、次のいずれかに該当するもの :
- (i) ピーク飽和出力値 P_{sat} (W) が、200 を最大動作周波数 f_{GHz} (GHz) の 2 乗で除した値を超える増幅器を有するもの [$P_{sat} > 200 (W * GHz^2) / f_{GHz}^2$] ; 又は
- (ii) 共通路 (例えば、位相調整器—デジタル方式のアッテネータ) 回路であって、10GHz 以下の動作周波数で位相シフトが 3 ビットを超えるものを有するもの、若しくは 10GHz を超える動作周波数で位相シフトが 4 ビットを超えるものを有するもの ;
- (15) 宇宙用に設計された発振器であって、本カテゴリーの (a) 項に掲げるレーダー用のものうち、搬送周波数から $2kHz \times RF$ (GHz) で測定した位相雑音が、 $-120dBc/Hz + (20 \log_{10} (RF) (GHz))$ 未満のもの ;
- (16) 宇宙用に設計されたスタートラッカー又は スターセンサーであって、角度精度がスター座標で 1 秒角 (1 シグマ) 以下で、かつ、追尾速度が 3.0 deg/秒以上のもの、並びにそれらのために特別に設計された部品及び部分品 (MT) ;
- * (17) 主ペイロード、二次ペイロード、又は相乗りペイロードであって、本カテゴリーの (a) 項で規定されるいずれかの機能を果たすもの ;

(e) (17) 項の注 1 : 主ペイロードとは、宇宙空間用の飛しょう体のペイロードのミッションの主たるペイロードミッションの機能を果たすために最初から設計された装置を補完するものをいう。主ペイロードは、二次ペイロードとは独立して運用する場合がある。二次ペイロードとは、宇宙空間用の飛しょう体のペイロードの一連のミッションに完全に統合するために最初から設計された装置を補完するものをいう。二次ペイロードは、主ペイロードと分離して運用する場合がある。相乗りペイロードは、付加的で独立したミッションに対応するため宇宙空間用の飛しょう体の利用できる能力又は余分の能力 (質量、体積、動力等) を使用する装置又はセンサーを補完するものをいう。相乗りペイロードは、宇宙空間用の飛しょう体バスのサポート基盤を共有する場合がある。相乗りペイロードは、宇宙空間用の飛しょう体の制御又は運用を指図することはない付加的で独立したミッションを果たすものである。相乗りペイロードは、独立した宇宙空間用の飛しょう体として運用することができないものである。宇宙空間用の飛しょう体バス (宇宙空間用の飛しょう体のペイロードとは異なる) は、宇宙空間用の飛しょう体のサポート基盤 (例えば、コマンドとデータの処理、通信及びアンテナ、電力、推進力、熱制御、飛行姿勢及び軌道の制御、誘導、ナビゲーション及び制御、構造体及びトラス、生命維持 (有人ミッション用のもの) 並びに宇宙空間用の飛しょう体のペイロードの位置 (例えば、アタッチメント、インターフェース) を備えているものである。宇宙空間用の飛しょう体ペイロードは、宇宙における個々のミッション (例えば、通信、観測、科学) を遂行する宇宙空間用の飛しょう体のバスに取り付ける装置を補完するものである。

(e) (17) 項の注 2 : ECCN 9A004 又は ECCN 9A515. a の宇宙空間用の飛しょう体は、たとえ本カテゴリーの (a) 項で規定される機能を果たす相乗りペイロードを組み込んでいる場合であっても、依然として EAR の対象となる宇宙空間用の飛しょう体である。本カテゴリーの (a) 項で規定される機能を果たす主ペイロード又は二次ペイロードを組み込んでいるすべての宇宙空

間用の飛しょう体は、その項により規制される。本項は、EAR の対象となるジェイムズ・ウェッブ宇宙望遠鏡については規制しない。

- * (18) 国防総省の資金提供で開発された二次ペイロード又は相乗りペイロード、並びにそれらのために特別に設計された部品及び部分品；

(e) (18) 項の注 1：本項は次のいずれかに該当するペイロードについては規制しない：

- (a) 貨物管轄権の裁定により RAR の対象であると決定されたもの；或いは
- (b) 関連する国防総省の契約又はその他の資金提供認可若しくは協定において民生用途若しくは商業用途のいずれかと軍用途の双方のために開発されているとして特定されたもの。

(e) (18) 項の注 2：本項は 2015 年 5 月 13 日以降の日付の上記の契約又は資金提供認可若しくは協定に対してのみ適用される。

- (19) 大気圏突入又は再突入のために特別に設計された宇宙空間用の飛しょう体の熱遮蔽体又はヒートシンク、並びにそれらのために特別に設計された部品及び部分品（500kg 以上のペイロードを 300km 以上の航続距離に運搬することができるロケット、SLV、ミサイル、無人機、又は UAV で使用できる場合、MT）；

(e) (19) 項の注：“ペイロード”とは、指定されたロケット、SLV、ミサイル、無人機、又は UAV により運搬されたり届けられることができる総質量をいう（飛行の維持のために用いられるものを除く）。航空機システムに関連する“航続距離”の定義について、USML のカテゴリー-VIII の (a) 項の注を参照のこと。ロケットシステムに関連する“航続距離”の定義について、USML のカテゴリー-IV の (a) 項の注 1 を参照のこと。

- (20) 本カテゴリーの (e) 項若しくは本節のカテゴリー-IV (d) (1) から (6) 項で規定される推進装置を組み込んでいる装置のモジュール、各段、若しくはコンパートメントであって、他の宇宙空間用の飛しょう体から分離又は投下することができるもの；或いは

- * (21) 次のいずれかに該当する部品、部分品、附属品、アタッチメント、装置、又はシステム：

- (i) 機密扱いであるもの；
- (ii) 機密扱いのソフトウェアを含むもの；又は
- (iii) 機密扱いの情報を使用して開発されているもの。

(e) 項の注 1：宇宙空間用の飛しょう体又はその他の物品のために設計された部品、部分品、附属品、アタッチメント、装置、又はシステムであって、本カテゴリーで列挙されるが、(e) 項にリストされていないものは、EAR の対象である。

(e) 項の注 2：本項で規定される物品は、輸出、再輸出、再移転、又は一時的な輸入の前に、EAR 対象品目の不可欠な部品として統合されているか搭載されている場合、EAR の対象となる（本カテゴリーの (e) (17) 項の注 2 を参照のこと）。物品は、EAR の対象となる品目に統合するまで、EAR の対象とはならない。統合されることを目的とする防衛物品の輸出、再輸出、再移転、又は一時的輸入及びそれらの防衛物品に直接的に関連する防衛役務は、依然として ITAR の対象である。

(e) 項の注 3：本項でいうところにおいて、ある物品は、それが地表から 100km を超える高度で動作するよう設計若しくは製造されたこと又は試験に合格して適格とされた場合に、宇宙用に設計されたものである。本項における地表から 100km を超える高度の使用は、米国法又は国際法に基づく領空と宇宙空間の間の法的境界を意味するものではない。

(e) 項の注 4：

- (1) 特定の物品（又は、貨物）が、（例えば、製品シリアル番号によって）試験のみに基づいて宇宙用に設計されているとする決定は、同じ生産工程又はモデルシリーズにある他の物品が、別個に試験されない場合において、宇宙用に設計されたことを意味しない。
- (2) “物品”は、EAR § 772.1 で定義される“貨物”と同じことを表す。
- (3) 地表から 100km を超える高度で使用するよう設計若しくは製造されていない特定の物品は、それが成功裏に試験される以前においては、宇宙用に設計されたものではない。
- (4) この定義における用語“設計された”及び“製造された”は、“特別に設計された”と同じことを表す。

- (f) 技術資料（本副章の § 120.33 で定義される）及び防衛役務（本副章の § 120.32 で定義される）であって、本カテゴリーの (a) 項から (e) 項で規定される防衛物品に直接的に関連するもの、並び

に ECCN 9A515、9B515、又は 9D515 で規制される品目に直接的に関連する機密扱いの技術資料並びに機密扱いの技術資料を用いる防衛役務。防衛役務には、打上げ用の飛しょう体への人工衛星若しくは宇宙空間用の飛しょう体の組込みにおける外国人への援助（訓練を含む）の提供（トレーニング及びオンサイトサポートを含む）が含まれる（管轄権、所有権、若しくは打上げ用の飛しょう体の原産国の如何を問わない、或いは技術資料が使用されるか否かを問わない）。防衛役務には、打上げ用の飛しょう体の打ち上げ失敗の分析における外国人への援助（訓練を含む）の提供についても含まれる（管轄権、所有権、若しくは打上げ用の飛しょう体の原産国の如何を問わない、或いは技術資料が使用されるか否かを問わない）。（除外条項については本副章の § 125.4 を参照のこと、また、宇宙空間用の飛しょう体及び宇宙空間用の飛しょう体の打上げに対する特別な輸出規制については本副章の § 124.15 を参照のこと。）（そのように指定される物品に関連する技術資料及び防衛役務については、MT。）

(f) 項の注 1: 本項の技術資料の規制は、本カテゴリーの (c) 又は (e) 項で規定される防衛物品に直接的に関連する特定の技術資料について、当該物品が EAR の対象となる人工衛星の不可欠な部品として統合されている場合及び組込んでいる場合、適用されない。これらの状況における規制については、ECCN 9E515 を参照のこと。これには、米国で組み立てられた宇宙で動作することを目的とする品目が特定の契約要件（例えば、動作性能、信頼性、耐用年数、製品品質、又は納期）に従って設計、製造、及び試験されたことの確信を購入者が持つのに必要で妥当なレベルの技術資料（マーケティングデータを含む）並びに通常の軌道での人工衛星の運用、衛星の軌道上の異常の評価、及び関連する地上管制局装置（暗号ハードウェアを除く）の運用・保守に必要な資料のみに適用される。

(f) 項の注 2: 宇宙飛行（例えば、弾道飛行、軌道飛行、月飛行、惑星間飛行、若しくはその他の形態で地球の軌道を越える飛行）の搭乗者若しくは関係者の体験に直接的に関連する若しくはそのために必要な行為及び技術／技術資料（搭乗者若しくは関係者の体験が 宇宙観光旅行、科学的若しくは商業的な研究、商業的な製造／生産行為、教育、メディア、若しくは商業的な輸送のいずれを目的とするかを問わない）は、ITAR 若しくは EAR の対象とはならない。そのような行為及び技術／技術資料には、次のいずれかに該当するものに直接的に関連する若しくはそれらのために必要なものが含まれる：

- (a) 宇宙空間用の飛しょう体へのアクセス、立入り、及び退出（宇宙空間用の飛しょう体のすべてのドア、ハッチ及びエアロックの操作を含む）；
- (b) 生理的トレーニング（例えば、人間評価用遠心力訓練若しくは放物線飛行、圧力服若しくは宇宙服の訓練／操作）；
- (c) 宇宙飛行の搭乗者若しくは関係者の医学的評価若しくはアセスメント；
- (d) 健康及び安全に関連するハードウェア（例えば、環境制御及び生命維持、衛生設備、食品調製、運動装置、消火設備、通信装置、安全服若しくはヘッドギア）又は緊急処置の搭乗者若しくは関係者のための訓練及びそれらの者による操作；
- (e) 宇宙空間用の飛しょう体若しくは地上のモックアップの室内及び室外のビューイング；
- (f) 宇宙船のオペレーションの観測（例えば、飛行前のチェック、着陸、飛行中の状態）；
- (g) 宇宙空間用の飛しょう体の操作以外の目的で使用される搭乗者若しくは関係者の装置に接続したり操作するための宇宙空間用の飛しょう体若しくは地上のモックアップにおける訓練；又は
- (h) 搭乗者若しくは関係者の飛行服、与圧服、若しくは宇宙服、及び個人用装備品の装着、着衣、若しくは利用。

(f) 項の注 3: (f) 項並びに ECCN 9E001、9E002 及び 9E515 は、人工衛星若しくは宇宙空間用の飛しょう体に伝送される若しくはそれらから伝送されるデータについて、宇宙空間用の飛しょう体、宇宙空間用の飛しょう体のペイロード、若しくはそのサブシステム若しくは構成部品からの健全性、運転状態、若しくは計測値、若しくは機能についての情報、又はそれらからのセンサーの生データに限定される場合、規制しない。上記の情報は、カテゴリー 9 の製品グループ E でいうところにおいて EAR に掲げる技術の定義の範疇にとらえられる情報の範囲にはない。上記の情報の例（それらは、通常“ハウスキーピングデータ”と呼ばれる）には、以下のものが含まれる：

- (i) システム、ハードウェア、部分品の構成状況及び動作状況の情報であって、温度、圧

- 力、電力、電流、電圧、及びバッテリー残量に関連するもの；
- (ii) 宇宙空間用の飛しょう体若しくはペイロードの配置若しくは位置の情報（例えば、状態ベクトル若しくは天体位置表情報）；
- (iii) ペイロードの原ミッション若しくは科学的なアウトプット（例えば、画像、電磁波スペクトル、粒子計測、若しくはフィールド計測）；
- (iv) コマンドレスポンス；
- (v) 正確なタイミング情報；及び
- (vi) リンクバジェットデータ。

上記の遠隔測定データを処理する行為一すなわち、原データを工学単位若しくは読取り可能な結果に変換すること—又はそれを暗号化することは、それ自体としては、遠隔測定データを ITAR、又は 9A004 でいうところの ECCN 9E515、又は 9A004 でいうところの ECCN 9E001 若しくは 9E002 の対象となるようにすることはしない。USML のカテゴリーXV 又は ECCN 9A515 で規制される品目に直接的に関連するすべての機密扱いの技術資料、及びその機密扱いの技術資料を使用する防衛役務は、依然として ITAR の対象である。本注釈は、9A515 でいうところの宇宙空間用の飛しょう体、ペイロード又は関連するサブシステムを規制するソフトウェア・ソースコード又はコマンドに関する USML XV(f)、ECCN 9D515、若しくは ECCN 9E515 の規制に影響を及ぼさない。また、本注釈は、9A004 でいうところの宇宙空間用の飛しょう体、ペイロード、又は関連するサブシステムを制御するソフトウェアソースコード又はコマンドに関する ECCN 9D001、9D002、9E001、若しくは 9E002 における規制に影響を及ぼさない。

(g) ~ (w) [Reserved]

(x) EAR の対象となる貨物、ソフトウェア、及び技術であって、防衛物品で使用するため若しくはそれらと共に使用するためのもの（本副章の § 120.42 を参照のこと）。

(x) E EAR の対象となる貨物、ソフトウェア、及び技術であって、防衛物品の中で及びそれらとともに使用されるもの。

(x) 項の注：この項の使用は、防衛物品に対する輸出許可申請書について、購入書類に EAR の対象となる貨物、ソフトウェア、又は技術資料も含む場合に限定される（本副章の § 123.21(b) を参照のこと）。

カテゴリーXVI—核兵器関連物品

(a) [Reserved]

* (b) 核爆発により引き起こされる環境、又はこれらの環境がシステム、サブシステム、部分品、構造物、若しくは人間に及ぼす影響をモデリング又はシミュレートするツール。

(c) [Reserved]

(d) 本カテゴリーの(b)項に掲げる物品のために特別に設計された部品、部分品、附属品、アタッチメント、関連装置、並びに製造用、試験用及び検査用の装置及び工具類。

(e) 本カテゴリーの(b)項で規定される防衛物品に直接関連する技術資料（本副章の § 120.33 参照）及び防衛役務（本副章の § 120.32 参照）。（核関連規制について、本副章の § 120.5(c) も参照のこと）。

(f) ~ (w) [Reserved]

(x) EAR の対象となる貨物、ソフトウェア及び技術資料のうち、防衛物品において又はその防衛物品とともに使用されるもの。

(x) 項の注：この項の使用は、購入書類に EAR の対象となる貨物、ソフトウェア、又は技術資料を含む場合に、防衛物品に対する輸出許可申請書に限定される（本副章の § 123.1(b) を参照のこと）。

カテゴリーXVII—機密扱いの物品、技術資料及び防衛役務で他の項目で列挙されていないもの

* (a) 国家安全保障上の国益において機密扱いにされ、かつ、米国軍需品リストの他の項目で列挙されていない、すべての物品、技術資料（本副章の § 120.33 参照）及びこれらに関連する防衛役務（本副章の § 120.32 参照）。

カテゴリーXVIII—指向性エネルギー兵器

* (a) 指向性エネルギー兵器であって、次のいずれかに該当するもの：

(1) システム又は装置であって、次のいずれかに該当するもの（副次的、偶発的、若しくは副作用の結果として生成されたものを除く）：

- (i) 標的を劣化させたり、破壊したり若しくは標的の攻撃任務の阻止を引き起こすもの；
- (ii) 電子回路、センサー若しくは火工品に遠隔操作で機器を妨害したり、無力化したり、若しくは損傷を与えるもの；
- (iii) 域内のアクセスをさせないもの；
- (iv) 致命的な作用を引き起こすもの；又は
- (v) 視覚的阻害若しくは失明を引き起こすもの；並びに

(2) 非可聴域の技術を使用するもの（例えば、レーザー（持続波レーザー発振器若しくはパルスレーザー発振器を含む）、粒子ビーム、荷電粒子ビーム若しくは中性粒子ビームを照射する粒子加速器、高出力無線周波数（RF）、又は高パルス出力若しくは高平均出力の無線周波数送信機）。

* (b) 本カテゴリーの(a)項で規制される物品の探知若しくは特定又はこれらの物品に対する防備のために特別に設計又は改造された装置。

(c) から (d) [Reserved]

(e) 本カテゴリーの(a)又は(d)項に掲げる物品のために特別に設計された部分品、部品、附属品、アタッチメント、システム又は関連機器。

(f) 開発段階の指向性エネルギー兵器であって、契約又はその他の資金提供の認可を通して国防総省により資金を提供されたもの並びにそれらのために特別に設計された部品及び部分品；

(f) 項の注 1：本項は、次のいずれかに該当する指向性エネルギー兵器については規制しない：

- (a) 製造段階にあるもの、
- (b) 貨物管轄権決定により EAR の対象であると決定されたもの、又は
- (c) 関連する国防総省の契約若しくはその他の資金提供認可において、民生用途と軍事用途の双方で開発されているとして特定されたもの。

(f) 項の注 2：注 1 は、USML で列挙される防衛物品については、製造中のものであろうと開発中のものであろうと規制しない。

(f) 項の注 3：本項は、2017 年 7 月 28 日以降のそれらの契約及び資金提供認可に対してのみ適用される。

(g) 本カテゴリーの(a)から(e)項で列挙される防衛物品に直接的に関連する技術資料（本副章の § 120.33 参照）及び防衛役務（本副章の § 120.32 参照）。

(x) EAR の対象となる貨物、ソフトウェア、及び技術であって、本カテゴリーで規制される防衛物品の中で及びそれらとともに使用されるもの。

(x) 項の注：本項の使用は、本カテゴリーで規制される防衛物品に対する輸出許可申請書であって、購入書類に EAR の対象となる貨物、ソフトウェア、又は技術（本副章の § 123.1(b) を参照のこと）を含むものに対する輸出許可申請書に限定される。

カテゴリーXIX—ガスタービンエンジン及び関連装置

* (a) 推力が 15,000 lbf (66.7 キロニュートン) 以上のターボファンエンジン及びターボジェットエンジン（技術実証機、開発段階にあるエンジン、又は可変サイクルエンジンを含む）であって、次のいずれかを有するもの：

- (1) 推力増強（アフターバーナー）搭載のもの若しくは推力増強（アフターバーナー）のために特別に設計されたもの；
- (2) 推力ベクタリング若しくは排気ノズルベクタリング；
- (3) 本カテゴリーの(f) (6) 項で規制される部品若しくは部分品；
- (4) 30 秒の背面飛行若しくはマイナス G での操縦を維持するために特別に設計されたもの；又は
- (5) 50,000 フィートを超える高度での高い抽出動力（高度におけるエンジン推力の 50 パーセントを超える動力）のために特別に設計されたもの。

* (b) ターボシャフトエンジン及びターボプロップエンジン（技術実証機又は開発段階にあるエンジン

を含む)であって、次のいずれかに該当するもの:

(1) 機械的軸馬力が 2,000 馬力 (1,491 キロワット) 以上であって、そのエンジンが垂直位置にある際に油受シーリングを考慮して特別に設計されたもの; 又は

(2) 比出力が $225\text{shp}[\text{軸馬力}]/(\text{lmb}[\text{質量ポンド}]/\text{秒})$ 以上であって、兵器から放出されたガスの吸い込み及び非民間の一時的な機動作戦のために特別に設計されたもの (ここで、比出力は、圧縮機の吸気流量 $(\text{lmb}[\text{質量ポンド}]/\text{秒})$ で除した最大離陸軸出力 (SHP) とし定義される)。

* (c) 本副章で規制される無人航空機システム、巡行ミサイル発動機、又は無人標的機のために特別に設計されたエンジン (技術実証機、開発段階にあるエンジン、又は可変サイクルエンジンを含む) (300km 以上の“航続距離”を有する航空機 (有人航空機を除く)、又はミサイルで使用されるエンジンである場合、MT)。

* (d) GE38、AGT1500、GTS800、MT7、T55、HPW3000、GE3000、T408 及び T700 エンジン。

(d) 項の注: 本項の規制の対象となるエンジンは、EAR の対象となる航空機であって、ECCN 9A610 で規制されるものに組み込まれる場合、商務省により輸出が許可される。その他のすべての状況においては、上記のエンジンは ITAR の規制の対象となる。

* (e) 本カテゴリーで規制されるガスタービンエンジンのために特別に設計されたデジタル式エンジン制御システム (例えば、フルオーソリティデジタルエンジン制御 (FADEC) 及びデジタル式電子エンジン制御 (DEEC)) (デジタル式エンジン制御システムが、300km 以上の航続距離を有する航空機 (有人航空機を除く)、又はミサイルのためのものである場合、MT)。

(e) 項の注: デジタル式の電子制御システムとは、要求されるエンジンがスタートしてから要求されるエンジンが運転停止するまでの運転全期間を通してエンジンを自律的に制御するものをいう。

(f) 部品、部分品、附属品、アタッチメント、関連装置、及びシステムであって、次のいずれかに該当するもの:

(1) 以下の米国原産エンジン (及びこれらの軍用の派生型) のために特別に設計された部品、部分品、附属品、及びアタッチメント:

F101、F107、F112、F118、F119、F120、F135、F136、F414、F415、及び J402;

(f) (1) 項の注: 本項は、本カテゴリーの (a) 項から (d) 項で列挙されるが (f) (1) 項で特定されないエンジンと、(f) (1) 項で特定されるエンジンとで共通の部品、部分品、附属品、及びアタッチメントについては規制しない。例えば、F110 と F136 でのみ共通の部品は、本項でいうところにおいて、特別に設計されたものではない。本項でいうところにおいて、(f) (1) 項で特定される F119 と F135 の 2 つのエンジンの型式でのみ共通の部品は、他の項のうちの一つが § 120.41 (b) に適用される場合を除いて、特別に設計されたものである。

* (2) 本カテゴリーで規制されるガスタービンエンジンのために特別に設計されたホットセクション [燃焼ガスに常時曝される部分] の構成部品 (すなわち、燃焼室及びライナー; 高圧タービンブレード、ベーン、ディスク及び関連する冷却式の構造体; 冷却式の中間圧力のタービンブレード、ベーン、ディスク及び関連する冷却式の構造体; 冷却式の低圧タービンブレード、ベーン、ディスク及び関連する冷却式の構造体; 冷却式の軸動力のタービンブレード、ベーン、ディスク及び関連する冷却式の構造体; 冷却式のオーグメンタ; 並びに冷却式のノズル);

(3) 本カテゴリーで規制されるガスタービンエンジンのために特別に設計された無冷却式のタービンブレード、ベーン、ディスク、及びチップシュラウド;

(4) 本カテゴリーで規制されるガスタービンエンジンのために特別に設計された燃焼カウル、ディフューザ、ドーム及びシェル;

(5) 本カテゴリーで規制されるガスタービンエンジン及び構成部品のために特別に設計されたエンジン監視システム (すなわち、予兆、診断及び健全性監視システム);

* (6) 次のいずれかに該当する部品、部分品、附属品、アタッチメント、装置、又はシステム:

(i) 機密扱いであるもの;

(ii) 本副章に掲げる防衛物品又は EAR に対象の 600 シリーズの品目に直接的に関連する機密扱いのソフトウェアを含むもの; 又は

(iii) 機密扱いの情報を用いて開発されたもの。

(7) 本カテゴリーの (f) (1)、(f) (2)、若しくは (f) (3) 項で列挙される部品若しくは部分品のため

- のインベストメント[焼き流し]鑄造コア、コアダイ、若しくはワックス型ダイ；
- (8) 本カテゴリーで規制されるエンジンのために特別に設計された圧力利得燃焼器、並びにそれらのために特別に設計された部品及び部分品；
- (9) 本カテゴリーで規制されるガスタービンエンジンのために特別に設計された3流ファンシステムであって、ファンの圧力比若しくはバイパス比を制御するためにストリーム間のエアフローの移動を（ファンの圧力比若しくはバイパス比を変化させるためにファンの修正速度若しくは一次ノズル面積の使用以外の方法により）可能とするもの、並びにこれらのために特別に設計された部品、部分品、附属品、及びアタッチメント；
- (10) 本カテゴリーで規制されるガスタービンエンジンのために特別に設計された高圧圧縮機であって、コア駆動バイパス路（圧力比が1を超え、バイパスダクトの断面を横断して生じるバイパス路）をもつもの、並びにこれらのために特別に設計された部品、部分品、付属品、及びアタッチメント；
- (11) 本カテゴリーで規制されるガスタービンエンジンのために特別に設計された3軸式の圧縮システムの間圧縮機であって、中間スプールで駆動されるバイパス路（圧力比が1を超え、バイパスダクトの断面を横断して生じるバイパス路）をもつもの、並びにこれらのために特別に設計された部品、部分品、付属品、及びアタッチメント；又は
- (12) 次のいずれかの装置（(f)(1)項で規定される防衛物品のために特別に設計されたものに限る）：
ジグ、位置決め治具、テンプレート、ゲージ、モールド、ダイ、当て板、若しくはベルマウス。
- (g) 本カテゴリーの(a)項から(f)項に規定される防衛物品と直接関連する技術資料（本副章の§ 120.33参照）及び防衛役務（本副章の§ 120.32参照）並びにECCN 9A619、9B619、9C619及び9D619で規制される品目に直接関連する機密扱いの技術資料並びに機密扱いの技術資料を用いている防衛役務。（除外条項について、本副章の§ 125.4を参照のこと。）（このように指定された物品に関連する技術資料及び防衛役務については、MT。）
- (h)～(w) [Reserved]
- (x) 本カテゴリーで規制される防衛物品の中で使用される又はその防衛物品と共に使用されるEAR対象の貨物、ソフトウェア、及び技術。
(x)項の注：この項の使用は、防衛物品であって、購入書類にEAR対象の貨物、ソフトウェア、又は技術が含まれているものに対する輸出許可申請書に限定される（本副章の123.1(b)参照）。

カテゴリーXX—潜水艦及び関連物品

- (a) 潜水艦及び半潜水艦であって、次のいずれかに該当するもの：
- * (1) 軍事用途のために特別に設計された潜水艇；
- (2) 機雷掃海艇；
- (3) 対潜水艦戦用駆逐艦；
- (4) 戦備を有するもの又は弾薬を発射したりその他の形態で標的を破壊若しくは無力化したり（例えば、魚雷発射、ミサイル発射、機雷散布、防衛魚雷散布）、軍用ペイロードを散布するためのプラットフォームとして使用されるように特別に設計されたもの；
- (5) 潜水艇からのスイマー若しくはダイバーの配備、揚収、若しくは支援のために特別に設計された潜水員支援艇；
- (6) 原子力推進装置と一体化されたもの；
- (7) 本副章で規制されるいずれかの任務システムを装備されたもの；又は
(a)(7)項の注：“ミッションシステム”とは、例えば、軍事通信、電子戦、標的指示、監視、標的探知、又はセンサー能力を備えることによって、特別な軍事機能を実行する防衛物品である“システム”（本副章の§ 120.40(h)を参照のこと）として定義される；
- (8) 契約又はその他の資金提供権限を通じて防衛総省により資金援助されている船舶。
(a)(8)項の注 1：本項は、開発段階の船舶、並びにこれらのために特別に設計された部品、部分品、附属品、アタッチメント及び関連装置については規制しない。
- (a) 製造中のもの、
- (b) 貨物の管轄権決定によりEARの対象であると決定されたもの、又は

(c) 関連する防衛総称の契約若しくはその他の資金提供権限において、民生用途と軍事用途の双方のために開発されているものとして特定されたもの。

(a) (7) 項の注 2: 米国軍需品リストで列挙される防衛物品に対して、生産中であるか開発中であるかにかかわらず、注 1 は適用されない。

(a) (7) 項の注 3: この条項は、これらの契約及び資金提供権限のうち、2014 年 7 月 8 日以降の日付が入っているものに適用できる。

* (b) エンジン、電動機、及び推進装置であって、次のいずれかに該当するもの:

(1) 海軍原子力推進カプラント及びプロトタイプ、並びにこれらのための建設、支援及び保守用の専用設備（核関連規制について、本副章の § 120.5(c) も参照のこと）;

(2) 次の性能を有する潜水艇のために特別に設計された電動機:

(i) 出力が 0.75MW 以上（1,000 馬力）を超えるもの;

(ii) 高速反転型のもの;

(iii) 液冷式のもの; かつ

(iv) 全体を密閉したもの。

(c) 本カテゴリーの(a) 項及び(b) 項に掲げる物品のいずれかのために特別に設計された部品、部分品、附属品、アタッチメント、及び関連装置（製造用、試験用及び検査用の装置及び工具類を含む）（航続距離が 300km 以上の能力を持つロケット、宇宙空間への打上げ用の飛しょう体、又はミサイルのために特別に設計された発射機構については MT）

(c) 項の注: “航続距離”とは、指定されたロケットシステムが安定した飛行モードで飛行することができる最大距離をいう（地球表面上の軌道の投影によって測定される）。航続距離を決定する際に、燃料又は推進薬を満載した場合におけるシステムの設計特性に基づく最大能力が考慮されるものとする。ロケットシステムの航続距離は、運用上の制限、遠隔測定で強いられる限度、データリンク又はその他の外部の制約等のいずれかの外部要因とは無関係に決定されるものとする。ロケットシステムの場合、航続距離は、無風状態において ICAO（国際民間航空機関）の標準大気を仮定条件として、航続距離を最大化する軌道を用いて決定されるものとする。

(d) 本カテゴリーの(a) 項から(c) 項で規定される防衛物品に直接的に関連する技術資料（本副章の § 120.33 参照）及び防衛役務（本副章の § 120.32 参照）。（MT として指定される物品に関連する技術資料及び防衛役務については、MT。）（除外条項については、本副章の § 125.4 を参照のこと。）

(e) ~ (w) [Reserved].

(x) EAR の対象となる貨物、ソフトウェア及び技術資料のうち、防衛物品において又はその防衛物品とともに使用されるもの。

(x) 項の注: この項の使用は、購入書類に EAR の対象となる貨物、ソフトウェア、又は技術資料（本副章の § 123.1(b) を参照のこと）を含む場合に、防衛物品に対する輸出許可申請書に限定される。

カテゴリーXXI—他のカテゴリーで列挙されていない物品、技術資料、及び防衛役務

* (a) 米国軍需品リストで列挙されていない物品は、該当する米国軍需品リストのカテゴリーが改正されるまで、本カテゴリーに含めることができる。ある物品が本カテゴリーに含めることができるか否かの決定、及び重要軍事装備品ではないとする防衛物品の指定は、防衛取引管理部の部長により行われるものとする。

(b) 本カテゴリーの(a) 項で対象とされる防衛物品に直接関連する技術資料（本副章の § 120.33 参照）及び防衛役務（本副章の § 120.32 参照）。

§ 121.2 – § 121.16 [Reserved]